

施設整備マニュアル

だれもが住みよい
福祉のまちづくり条例



だれもが住みよい
福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル



はじめに



すべての人が個人として尊重され、住み慣れた地域に安心して住み続けるために、だれもが快適に暮らせる環境の整備を進めることが必要です。このため、宮城県では平成8年7月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの公益的施設のバリアフリーを推進してきました。この10年で、県民の皆様や事業者の方々、行政に携わる方々の御理解と御協力により、県内では着実に公益的施設のバリアフリー整備が進んできています。

一方、急激な少子高齢化の進行やノーマライゼーションの進展などにより、福祉のまちづくりに関わる社会情勢も大きく変化しており、また、ユニバーサルデザイン（すべての人にとって安全・安心で利用しやすいもの）の考え方も広がりつつあります。こうした社会情勢の変化に対応した福祉のまちづくりをより一層推進し、乳幼児連れの方や内部障害者など、より幅広い利用者へ対応していくため、このたびだれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準等を改正いたしました。

このマニュアルは、今回の改正に伴い改訂しており、整備基準の内容や施設の整備をするときの配慮の例など、各整備項目ごとに図解を含めた解説をしております。このマニュアルを公益的施設の設計や設置、改修等を行う際の参考として御活用いただき、バリアフリーの推進にさらに取り組んでいただけることを期待しております。

本県では、今後とも福祉のまちづくりの推進に向け、積極的に取り組んでまいりますので、県民の皆様をはじめ、事業者の方々、行政に携わる方々のより一層の御理解と御協力ををお願いいたします。

最後に、このマニュアルの改訂に当たりまして御協力をいただきました皆様方に対し、心より感謝申し上げます。

宮城県知事 村井嘉浩

目次

概要編

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の概要

1. 条例の構成	6
2. 条例の概要	7
3. 条例に基づく整備の対象となる施設	9
4. 条例に基づく届出等の窓口	10
5. 条例に基づく事務の流れ	11

設計編

整備基準

設計編の見方	16
基準等の基本的な考え方	18

1. 建築物

(1)出入口	22
(2)廊下等 1	24
(2)廊下等 2	26
(3)階段	28
(4)エレベーター	30
(5)エスカレーター	32
(6)便所	34
(7)駐車場	40
(8)敷地内の通路	42
(9)観覧席及び客席	44
(10)共同浴室	46
(11)更衣室及びシャワー室	48
(12)客室	50
(13)受付カウンター及び記載台	52
(14)公衆電話所	54
(15)券売機	56
(16)案内標示等	58
(17)授乳場所	60
(18)休憩設備	62

2. 建築物以外の公共交通機関の施設

(1)改札口	66
(2)通路等	68
(3)階段	68
(4)エレベーター	70
(5)エスカレーター	70
(6)乗降場	72
(7)便所	74
(8)案内標示	76

3. 道路

(1)歩道等	80
(2)横断歩道橋及び地下横断歩道	82
(3)案内標示	84
(4)その他の設備	86

4. 公園

(1)出入口	90
(2)園路	92
(3)便所	94
(4)駐車場	94
(5)案内標示	94
(6)附帯設備	96

5. 路外駐車場

(1)路外駐車場	100
----------	-----

資料編

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	104
だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	108
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	123
視覚障害者誘導用ブロック設置指針	142
「点字の読み方」・「建築物に係るマークの表示と取り扱い 窓口」	149

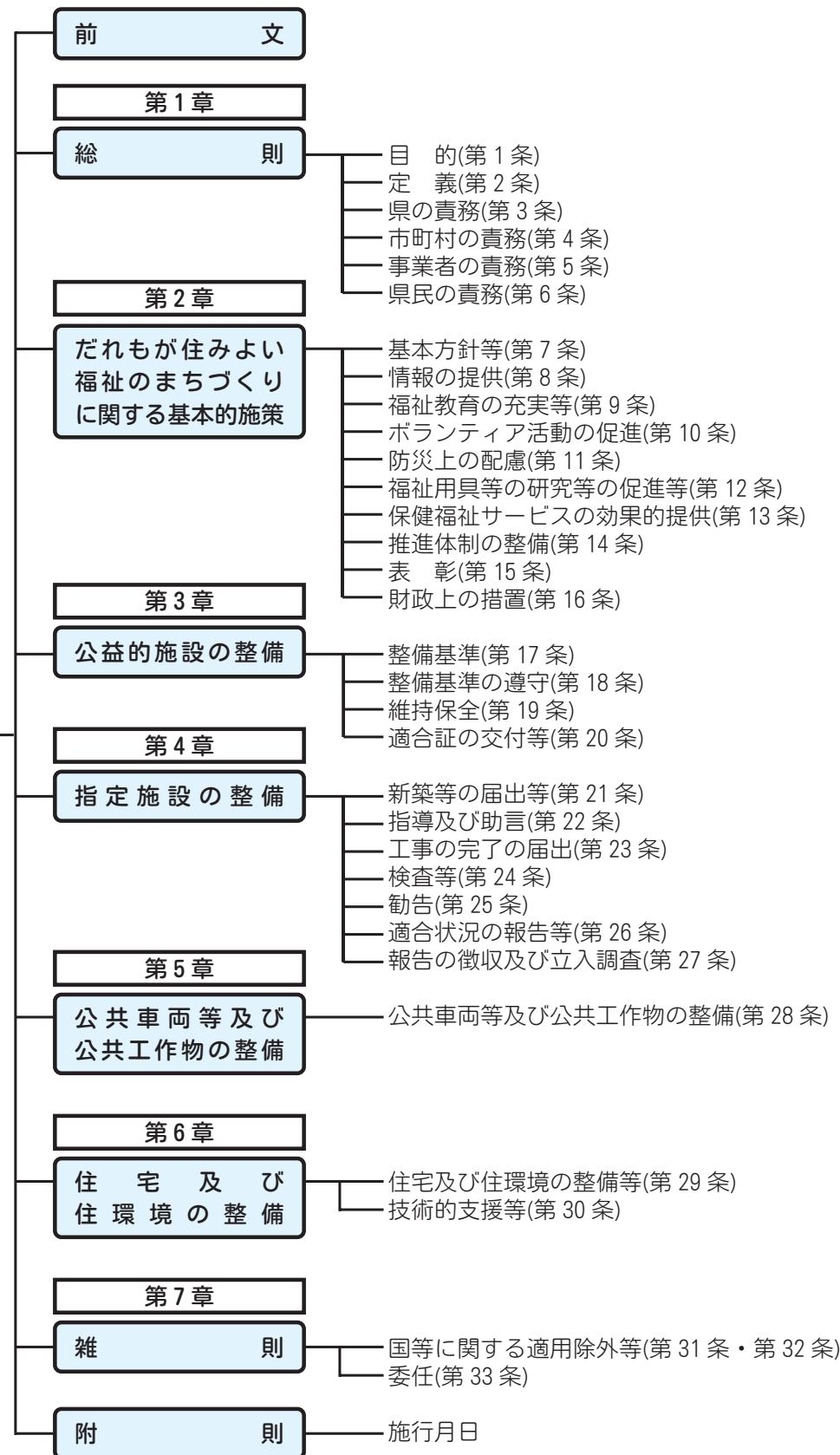


概要編

だれもが住みよい
福祉のまちづくり条例の概要

1 条例の構成

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例



2 条例の概要

1 ● 前文

だれもが高齢者、障害者等となりうることを自覚するとともに、高齢者、障害者等にとって住みよいまちがだれにも住みよいまちであるという認識に立ち、共に力を合

わせて住みよい宮城の実現のためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

2 ● 目的

だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を総合的か

つ計画的に推進することにより、高齢者、障害者等を始めすべての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

3 ● 責務

(1)県の責務

- ・総合的施策の実施
- ・基本計画の策定、推進体制の整備等
- ・県有施設の整備

(2)市町村の責務

- ・地域の実情に応じた施策の実施
- ・県の施策への協力
- ・市町村有施設の整備

(3)事業者の責務

- ・福祉のまちづくりへの自主的な取り組み
- ・県や市町村の施策への協力
- ・公益的施設や公共車両等の整備

(4)県民の責務

- ・福祉のまちづくりへの自主的な取り組み
- ・県や市町村の施策への協力
- ・身体機能に応じた住宅の整備

4 ● 基本的施策

(1)基本方針に基づく施策の策定・実施及び 基本計画の策定

基本方針

- ・県民の意識の高揚を図ること。
- ・公益的施設等の整備を促進すること。
- ・住宅及び住環境の整備を促進すること。

(2)基本事項

- ・情報の提供
- ・福祉教育の充実及び福祉学習の機会の提供

- ・ボランティア活動の促進
- ・高齢者、障害者等への防災上の配慮
- ・福祉用具等の研究及び技術開発の促進等
- ・保健福祉サービスが効果的に提供される施策の推進

(3)推進体制の整備

(4)表彰

(5)財政上の措置

5 ● 公益的施設の整備

(1)公益的施設

病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、官公庁の庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設

(2)整備基準

公益的施設の構造及び設備の整備に関し、高

齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準

(3)公益的施設の整備

- ・整備基準の遵守義務
- ・機能の維持保全義務

(4)適合証の交付等

6 ● 指定施設の整備

(1)指定施設

公益的施設のうち規則で定める規模の施設

(2)指定施設の整備

- ・新築等の事前届出義務
- ・新築等の工事完了の届出義務
- ・指導及び助言
- ・勧告

- ・工事完了検査の実施

- ・整備基準への適合状況の報告の徴収

(3)既存指定施設の整備

- ・整備基準への適合状況の報告の徴収
- ・指導及び助言

(4)立入調査

7 ● 公共車両等の整備

(1)公共車両等

鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する車両等

(2)公共車両等の整備

- ・公共車両等の整備義務
- ・整備基準への適合状況の報告の徴収
- ・指導及び助言

8 ● 公共工作物の整備

(1)公共工作物

案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物

(2)公共工作物の整備

- ・公共工作物の整備義務
- ・整備基準への適合状況の報告の徴収
- ・指導及び助言

9 ● 住宅及び住環境の整備

- ・住宅及び住環境の整備義務

- ・技術的支援、情報の提供等

10 ● 雜 則

(1)国等に関する特例

- ・国等の届出義務の免除
- ・国等からの整備状況の報告の徴収

(2)市町村の区域の特例

- ・この条例と同等の整備が図られると認められる市町村の区域の適用除外

11 ● 附 則

施行期日 公益的施設、指定施設、公共車両等、公共工作物、住宅及び住環境の整備並びに雑則に関する規定については平成9年4月1日、その他の規定については条例の公布の日(平成8年7月10日)

3 條例に基づく整備の対象となる施設

公益的施設 不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で、県が定めた整備基準に従って整備をする必要がある施設をいいます。

指定施設 公益的施設のうち一定規模以上の施設で、新築、増築、改築、移転等をする場合に知事等への届出が必要となる施設をいいます。

	公益的施設	指定施設
建築物	老人福祉施設、児童福祉施設などの社会福祉施設等 病院、診療所、助産所 学校、専修学校、自動車教習所などの学校等施設 官公庁の庁舎 郵便局、ガス、電気、電話などの公益事業の営業所等 銀行、農協、信用金庫、証券会社などの金融機関の店舗等 公衆便所 火葬場 図書館、博物館などの文化施設 集会場、公会堂、冠婚葬祭施設などの集会施設	すべての施設
	飲食店	用途面積 200m ² 超
	百貨店、マーケットその他物品販売を営む店舗	用途面積 50m ² 超
	理容所等	用途面積 200m ² 超
	クリーニング取次店、旅行代理店などのサービス業を含む店舗	用途面積 500m ² 超
	体育館、ボーリング場、スケート場などのスポーツ施設	用途面積 1,000m ² 超
	劇場、映画館、観覧場などの興行施設	用途面積 1,000m ² 超
	展示場などの展示施設	用途面積 500m ² 超
	ダンスホール、遊技場、マージャン屋などの遊興施設	用途面積 200m ² 超
	公衆浴場	用途面積 500m ² 超
	ホテル、旅館などの宿泊施設	用途面積 200m ² 超
	事務所(他の施設に附属するものを除く。)	用途面積 3,000m ² 超
	鉄道の駅舎、バスターミナルなどの公共交通機関の施設	すべての施設
	自動車車庫（機械式駐車場を除く。）	用途面積 1,000m ² 超
	共同住宅等	戸数 50 超
	複合施設	用途面積 3,000m ² 超
建築物以外の公共交通機関の施設	鉄道の駅舎、バスターミナルなどの公共交通機関の施設	すべての施設
道路	道路法による道路（自動車専用道を除く。）	すべての施設
公園	児童遊園、都市公園などの公園・緑地 動物園、植物園などの動物園等	すべての施設
建築物以外の路外駐車場	路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	駐車場法第 12 条の規定による届出が必要な施設

対象施設の詳細は、110 ページに掲載しています。

4 条例に基づく届出等の窓口

指定施設（建築物）の新築等の届出の窓口

受付の窓口	県内各土木事務所・地域事務所建築担当班 石巻市建設部建築課、塩竈市建設部建築課、 大崎市建設部建築住宅課
-------	--

問い合わせ先	電話番号	所在地
土木部建築宅地課建築指導班	022-211-3243 (直通)	仙台市青葉区本町 3-8-1
大河原土木事務所建築班	0224-53-3918 (直通)	大河原町字南 129-1
仙台土木事務所建築班	022-297-4348 (直通)	仙台市宮城野区幸町 4-1-2
北部土木事務所建築班	0229-91-0737 (直通)	大崎市古川旭 4-1-1
北部土木事務所栗原地域事務所建築担当	0228-22-2168 (直通)	栗原市築館藤木 5-1
東部土木事務所建築班	0220-22-2775 (直通)	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5
東部土木事務所登米地域事務所建築担当	0225-94-8691 (直通)	石巻市東中里 2-1-1
気仙沼土木事務所建築班	0226-24-2538 (直通)	気仙沼市朝日町 1-1
塩竈市建設部建築課	022-364-1126 (直通)	塩竈市宮町 3-26
石巻市建設部建築課	0225-95-1111 (代表)	石巻市穀町 14-1
大崎市建設部建築住宅課	0229-23-8057 (直通)	大崎市古川七日町 1-1

指定施設（建築物以外）の新築等の届出の窓口

受付の窓口	県内各土木事務所・地域事務所行政班
-------	-------------------

問い合わせ先	電話番号	所在地
土木部土木総務課総務班	022-211-3107 (直通)	仙台市青葉区本町 3-8-1
大河原土木事務所行政班	0224-53-3903 (直通)	大河原町字南 129-1
仙台土木事務所行政班	022-297-4118 (直通)	仙台市宮城野区幸町 4-1-2
北部土木事務所行政班	0229-91-0732 (直通)	大崎市古川旭 4-1-1
北部土木事務所栗原地域事務所行政班	0228-22-2174 (直通)	栗原市築館藤木 5-1
東部土木事務所行政班	0220-22-2494 (直通)	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5
東部土木事務所登米地域事務所行政班	0225-94-8692 (直通)	石巻市東中里 2-1-1
気仙沼土木事務所行政班	0226-24-2539 (直通)	気仙沼市朝日町 1-1

適合証の請求の窓口

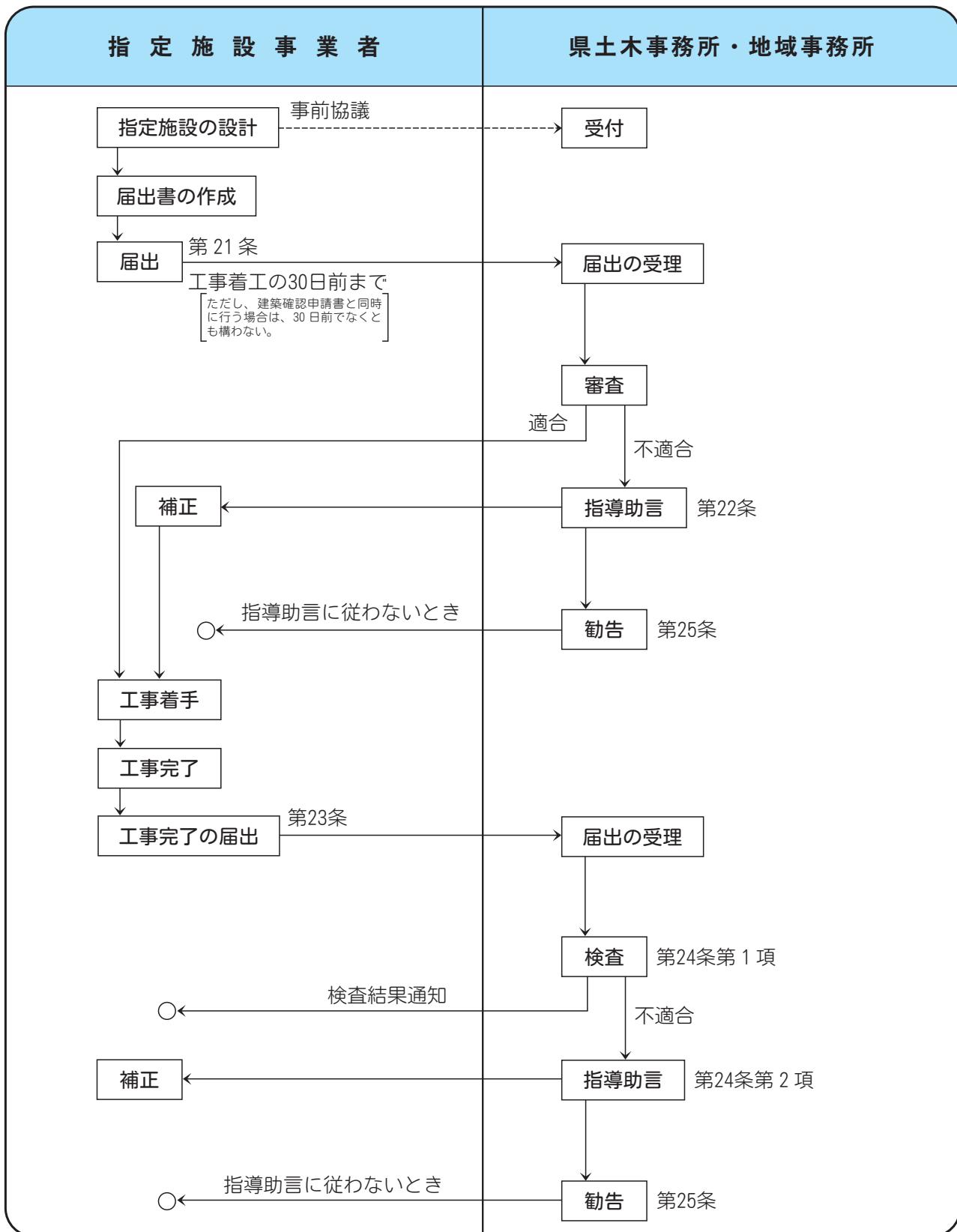
受付の窓口	(建築物) 県内各土木事務所・地域事務所建築担当班（下記以外） 石巻市建設部建築課（石巻市の区域） 塩竈市建設部建築課（塩竈市の区域） 大崎市建設部建築住宅課（大崎市の区域）
-------	--

仙台市の区域については、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」が適用され、整備基準、届出の窓口等が異なりますので、下記にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先	電話番号	所在地
仙台市健康福祉局健康福祉部社会課 仙台市都市整備局住環境整備部建築指導課	022-261-1111 (代表)	仙台市青葉区国分町 3-7-1

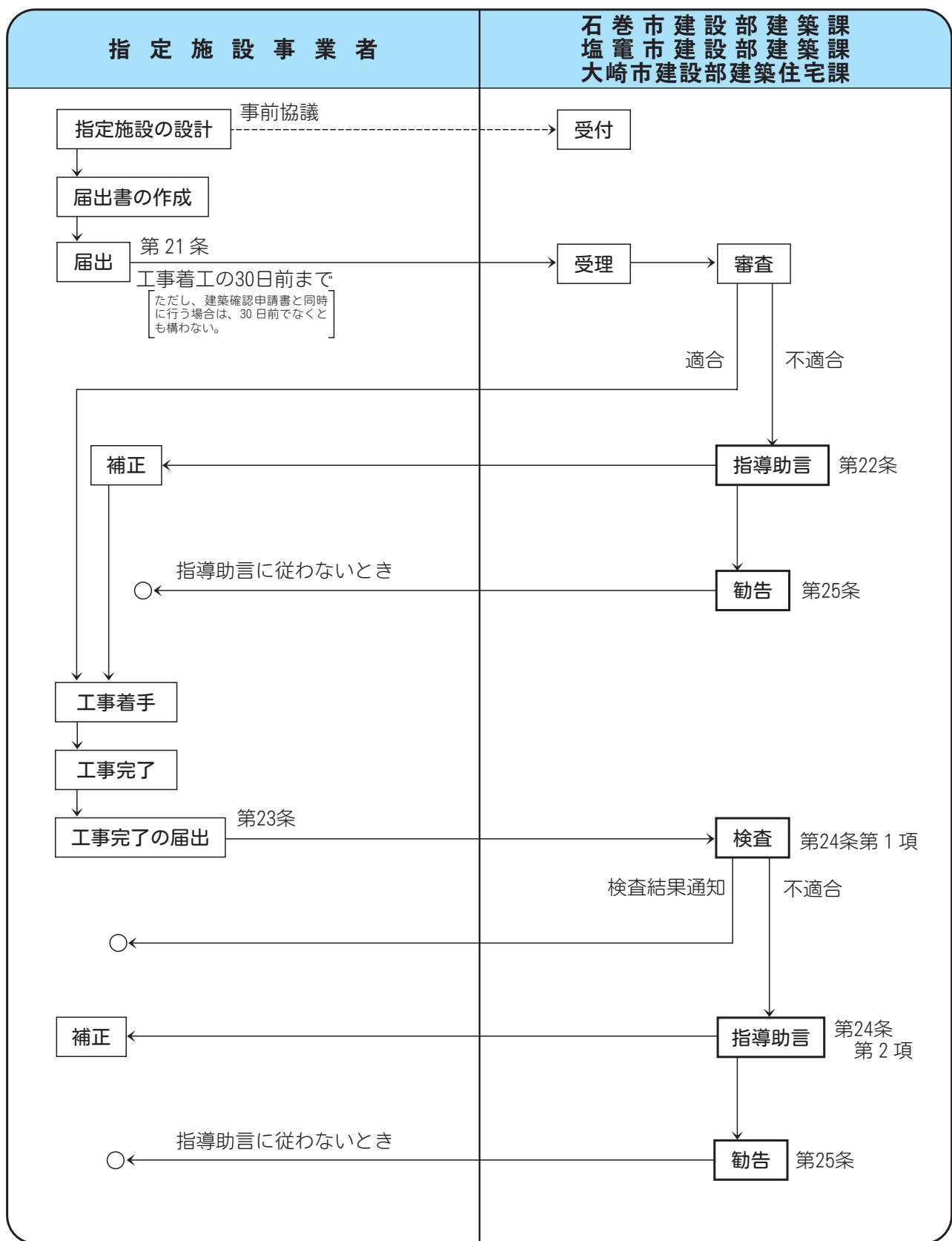
5 条例に基づく事務の流れ

指定施設（建築物）の新築等の届出（仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市以外の区域）

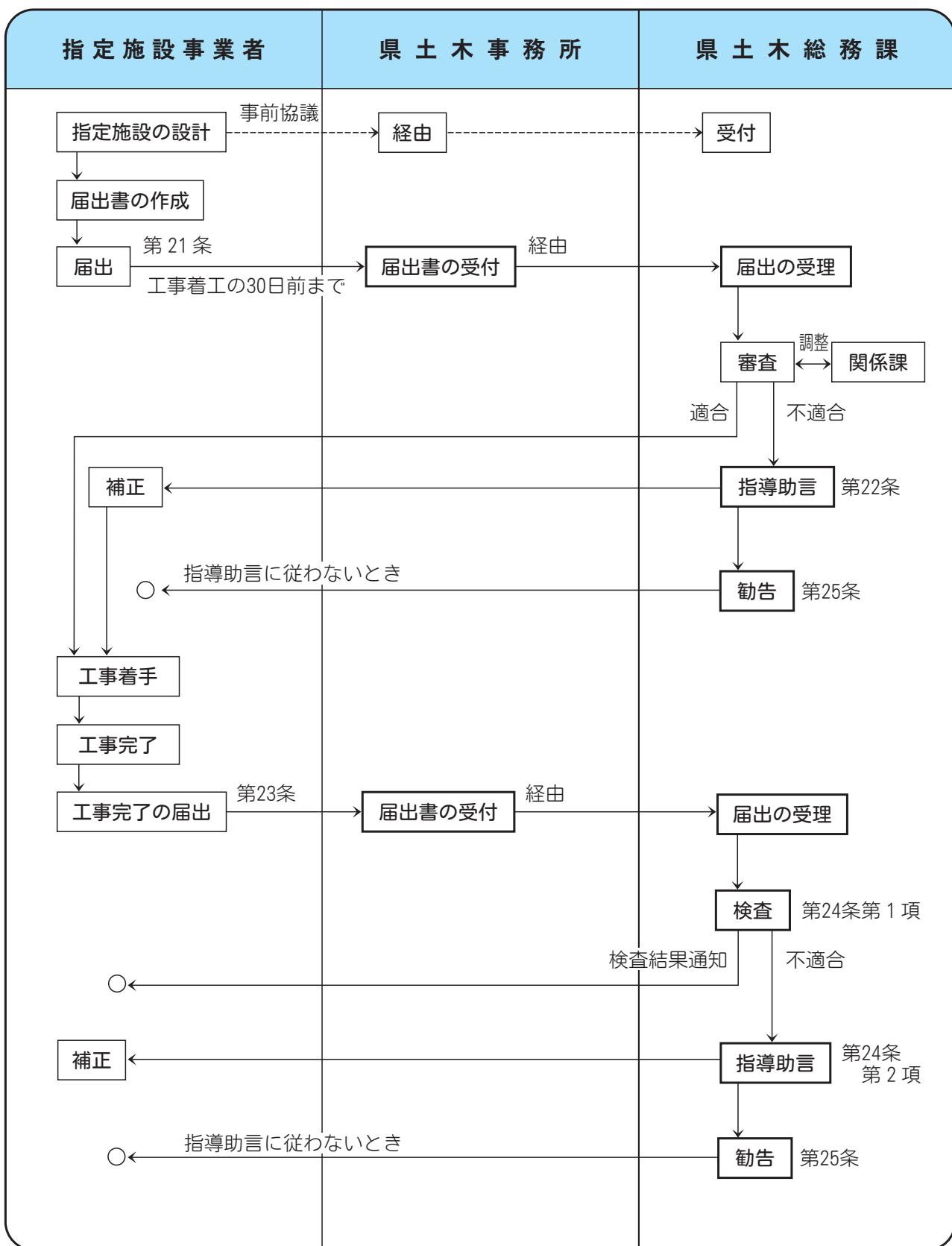


仙台市の区域については、各区役所の街並み形成課が届出の窓口となります。

指定施設（建築物）の新築等の届出（石巻市、塩竈市、大崎市の区域）

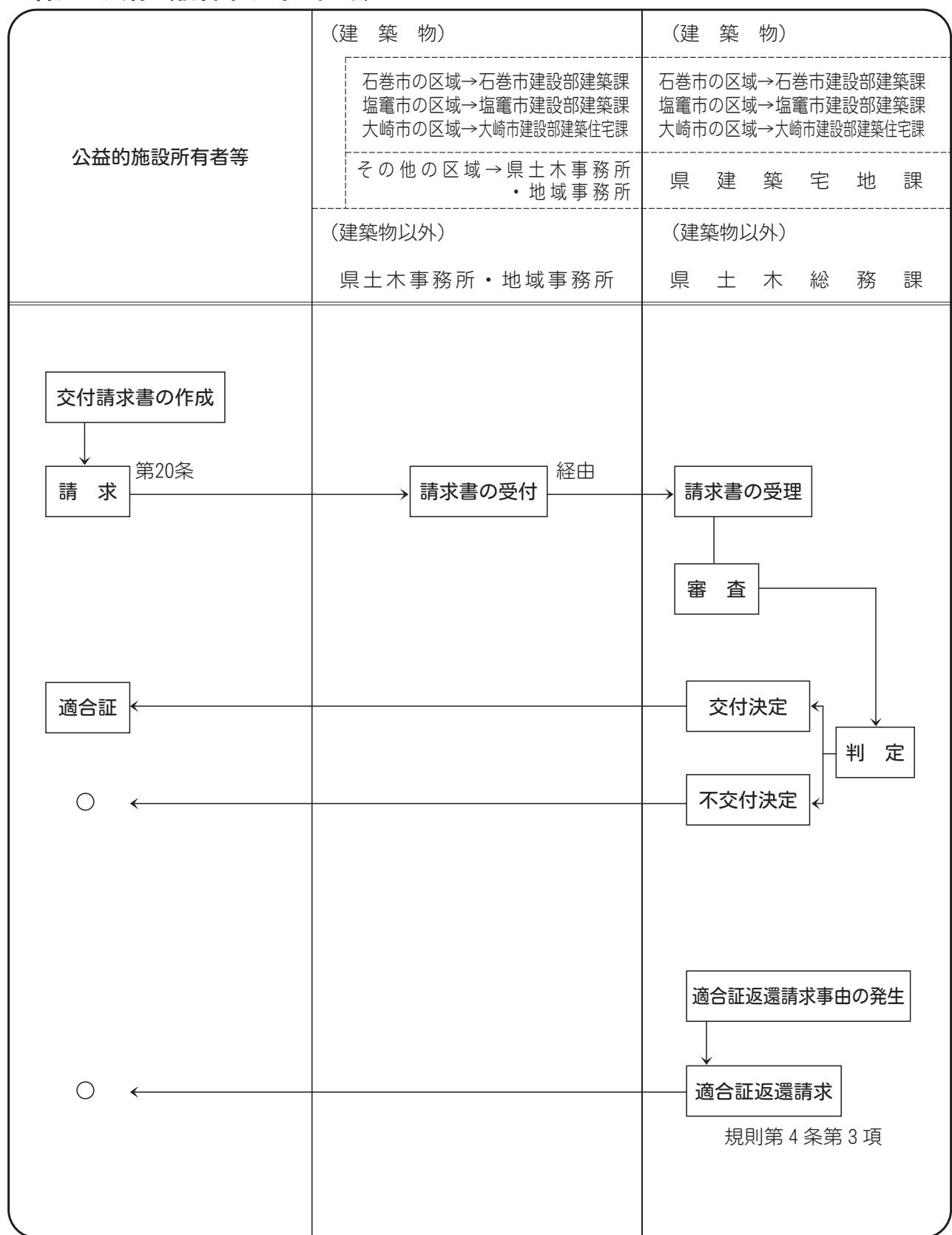


指定施設（建築物以外）の新築等の届出（仙台市以外の区域）



仙台市の区域については、仙台市健康福祉局健康福祉部社会課（公共交通機関の施設）又は建設局道路部道路計画課（道路）、百年の杜推進部公園課（公園）、都市整備局総合交通政策部交通政策課（路外駐車場）にお問い合わせください。

適合証の交付（仙台市以外の区域）



仙台市の区域については、各区役所の街並み形成課が届出の窓口となります。



設計編

整備基準

設 計 編 の 見 方

設計編では、1つの整備基準の項目に対し見開き2ページにその解説をまとめてあります。（一部の項目を除く。）また、整備基準の解説だけでなく、設計する際に配慮すべき事項も合わせて解説しています。実際の設計では建物等の敷地や立地を配慮し、建築主や設計者の工夫で整備基準と配慮すべき事項をうまく組み合わせて「だれもが利用しやすい」施設づくりを目指すことが必要になります。設計編はその際の分かりやすい手引きとなるよう、次のような構成により、整備基準や配慮事項を示しています。

● 項 目

そのページに解説している条例の整備基準の項目を示しています。

● 基本的な考え方

その項目に関する整備をどのような観点から整備すればよいか、基本的な考えを簡潔にまとめてあります。

● 整備のポイント

その項目に関する整備を考えるとき、どのような点に気をつけて整備をすべきかその着眼点を示しています。

● 整備基準の要点

その項目に関する整備基準の要点を、事例に基づく規則に定められている整備基準とその他配慮することが望ましい例に分けて解説しています。

- 印：条例に定められている整備基準
- ◎印：県整備基準以外にも配慮することが望ましい例

● 宮城県整備基準

整備基準の要点と実際の条文を対比しながら整備の要点を理解していただくために条文を併記しています。

● 図表・イラストによる解説

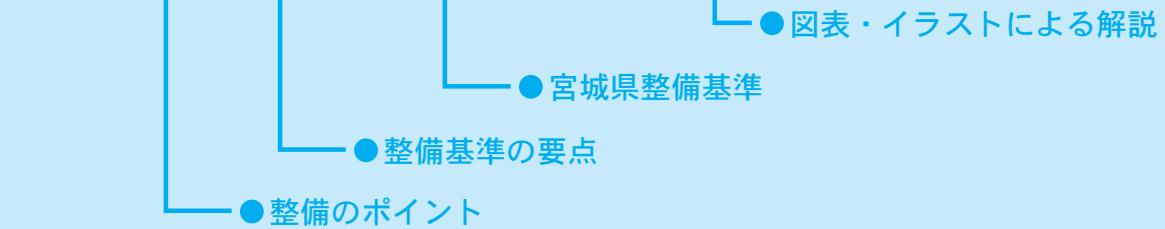
県整備基準や、その他配慮することが望ましい内容を図表やイラストを使って分かりやすく解説しています。

- 印：県整備基準

●項目

●基本的な考え方

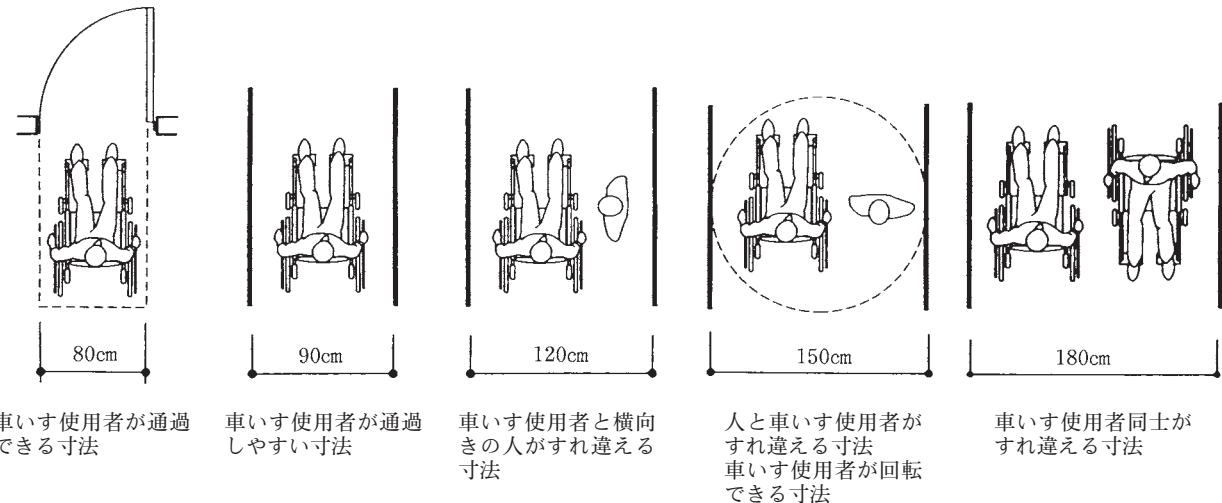
建築物・1-(3) 階段		基本的な考え方																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">整備のポイント</th><th style="width: 15%;">整備基準の要点</th><th style="width: 10%;">図</th><th style="width: 60%;">宮城県整備基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 手すりの設置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●手側に手すりを設ける。 ◎高さを超えた2段の手すりを設置する。 ◎踊り場部分も連続した手すりを設置する。 ◎手すりの起終点に点字標示を設置する。 </td><td></td><td>3 階段 高齢者の利用に併し、かつ、両階地上へ通ずる出入口がない際に通ずる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る）は、次に定める構造（当該公益施設等にあっては、その構造等に付随しては、次の1から4までに定める構造）とすること。 1 階段の手すりは、手側を取ること。 2 同一階段には、①1段を設けないこと。 3 高齢者、障害者等に適した手すりを設ける。 4 踏面の色を黒い色とし、他の踏面との踏面合間に、黒い色の縞模様を施す。 5 材料で仕上げること。 6 階段の色を黒い色とし、他の踏面の踏面合間に、黒い色の縞模様を施す。 7 階段の上端及び下端に近接する踏面上及び踊り場の端には、点状ブロック等を設置すること。</td></tr> <tr> <td>2 階段の形状</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●①段を設けないこと。 ◎転倒時の危険防止のため踊り場に設ける。 ◎つまずきや転倒の危険性を防ぐために、踏面に5mm以上の凸凹加工を設ける。 ●表面は粗面とし、又は滑りにくいやか料で仕上げる。 ●踏面に受け付けの色と踏面の色を大きくすることにより、段を識別してやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。 ◎ここには、引っ掛けなどを防止するため2cm以下とする。 ◎同一階段では、各階を通じてできるだけ同一寸法とする。 ◎段の内傾度はなるべく緩やかになるよう配慮する。 </td><td></td><td>4 階段の設計例 高さを超過した2段の手すりの設置 手すりの起終点に点字標示を設置 手すりの手すりは、30cm程度の水平距離を設け、節下の手すりと連結させること。 けごみ板を設ける。 同一階段では受け付けの踏面の寸法を各階を直して一定とする。 手すりを連続させる。 120cm以上 75~85cm程度 15~30cm程度 ●印：県整備基準</td></tr> <tr> <td>3 床の仕上材</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4 けあげ、踏面等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5 視覚障害者への配慮</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●踏面上に近接する床下及び踊り場には、点状ブロック等を敷設する。 ◎踏面標示は大きく分かりやすいものとする。 </td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>6 緊急時対策</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者、障害者等に配慮した防火戸とする。 </td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	整備のポイント	整備基準の要点	図	宮城県整備基準	1 手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●手側に手すりを設ける。 ◎高さを超えた2段の手すりを設置する。 ◎踊り場部分も連続した手すりを設置する。 ◎手すりの起終点に点字標示を設置する。 		3 階段 高齢者の利用に併し、かつ、両階地上へ通ずる出入口がない際に通ずる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る）は、次に定める構造（当該公益施設等にあっては、その構造等に付随しては、次の1から4までに定める構造）とすること。 1 階段の手すりは、手側を取ること。 2 同一階段には、①1段を設けないこと。 3 高齢者、障害者等に適した手すりを設ける。 4 踏面の色を黒い色とし、他の踏面との踏面合間に、黒い色の縞模様を施す。 5 材料で仕上げること。 6 階段の色を黒い色とし、他の踏面の踏面合間に、黒い色の縞模様を施す。 7 階段の上端及び下端に近接する踏面上及び踊り場の端には、点状ブロック等を設置すること。	2 階段の形状	<ul style="list-style-type: none"> ●①段を設けないこと。 ◎転倒時の危険防止のため踊り場に設ける。 ◎つまずきや転倒の危険性を防ぐために、踏面に5mm以上の凸凹加工を設ける。 ●表面は粗面とし、又は滑りにくいやか料で仕上げる。 ●踏面に受け付けの色と踏面の色を大きくすることにより、段を識別してやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。 ◎ここには、引っ掛けなどを防止するため2cm以下とする。 ◎同一階段では、各階を通じてできるだけ同一寸法とする。 ◎段の内傾度はなるべく緩やかになるよう配慮する。 		4 階段の設計例 高さを超過した2段の手すりの設置 手すりの起終点に点字標示を設置 手すりの手すりは、30cm程度の水平距離を設け、節下の手すりと連結させること。 けごみ板を設ける。 同一階段では受け付けの踏面の寸法を各階を直して一定とする。 手すりを連続させる。 120cm以上 75~85cm程度 15~30cm程度 ●印：県整備基準	3 床の仕上材				4 けあげ、踏面等				5 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●踏面上に近接する床下及び踊り場には、点状ブロック等を敷設する。 ◎踏面標示は大きく分かりやすいものとする。 			6 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者、障害者等に配慮した防火戸とする。 			<p style="text-align: right;">MIYA GII 28</p>	<p style="text-align: left;">MIYA GII 29</p>
整備のポイント	整備基準の要点	図	宮城県整備基準																											
1 手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●手側に手すりを設ける。 ◎高さを超えた2段の手すりを設置する。 ◎踊り場部分も連続した手すりを設置する。 ◎手すりの起終点に点字標示を設置する。 		3 階段 高齢者の利用に併し、かつ、両階地上へ通ずる出入口がない際に通ずる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る）は、次に定める構造（当該公益施設等にあっては、その構造等に付随しては、次の1から4までに定める構造）とすること。 1 階段の手すりは、手側を取ること。 2 同一階段には、①1段を設けないこと。 3 高齢者、障害者等に適した手すりを設ける。 4 踏面の色を黒い色とし、他の踏面との踏面合間に、黒い色の縞模様を施す。 5 材料で仕上げること。 6 階段の色を黒い色とし、他の踏面の踏面合間に、黒い色の縞模様を施す。 7 階段の上端及び下端に近接する踏面上及び踊り場の端には、点状ブロック等を設置すること。																											
2 階段の形状	<ul style="list-style-type: none"> ●①段を設けないこと。 ◎転倒時の危険防止のため踊り場に設ける。 ◎つまずきや転倒の危険性を防ぐために、踏面に5mm以上の凸凹加工を設ける。 ●表面は粗面とし、又は滑りにくいやか料で仕上げる。 ●踏面に受け付けの色と踏面の色を大きくすることにより、段を識別してやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。 ◎ここには、引っ掛けなどを防止するため2cm以下とする。 ◎同一階段では、各階を通じてできるだけ同一寸法とする。 ◎段の内傾度はなるべく緩やかになるよう配慮する。 		4 階段の設計例 高さを超過した2段の手すりの設置 手すりの起終点に点字標示を設置 手すりの手すりは、30cm程度の水平距離を設け、節下の手すりと連結させること。 けごみ板を設ける。 同一階段では受け付けの踏面の寸法を各階を直して一定とする。 手すりを連続させる。 120cm以上 75~85cm程度 15~30cm程度 ●印：県整備基準																											
3 床の仕上材																														
4 けあげ、踏面等																														
5 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●踏面上に近接する床下及び踊り場には、点状ブロック等を敷設する。 ◎踏面標示は大きく分かりやすいものとする。 																													
6 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者、障害者等に配慮した防火戸とする。 																													



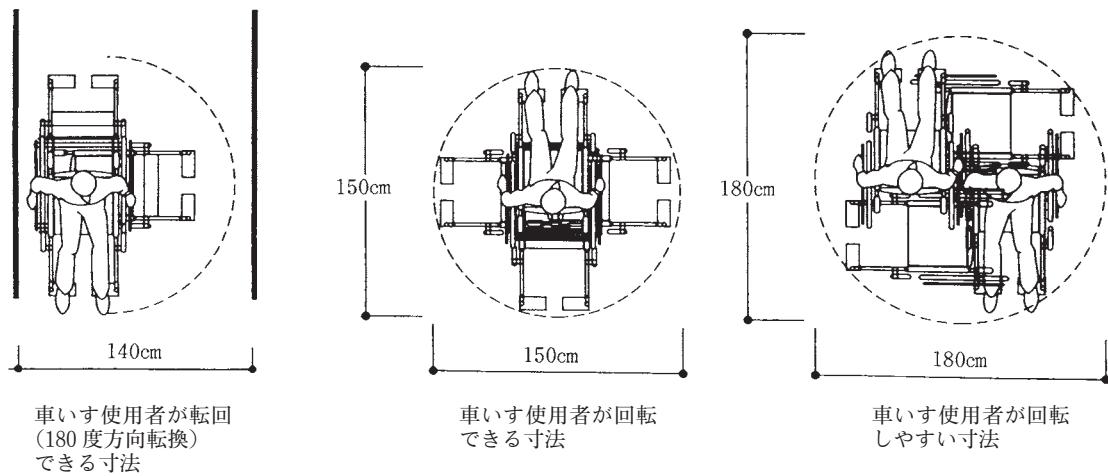
基準等の基本的な考え方

1. 車いす使用者の動作方法

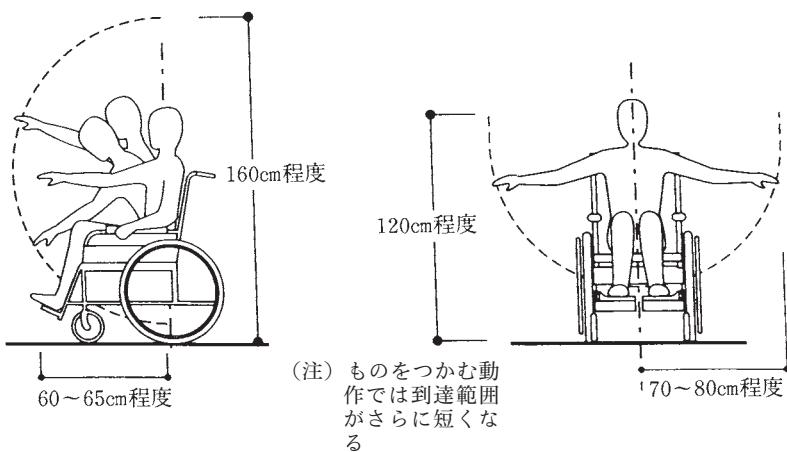
● 通過寸法



● 転回(方向転換)及び回転寸法

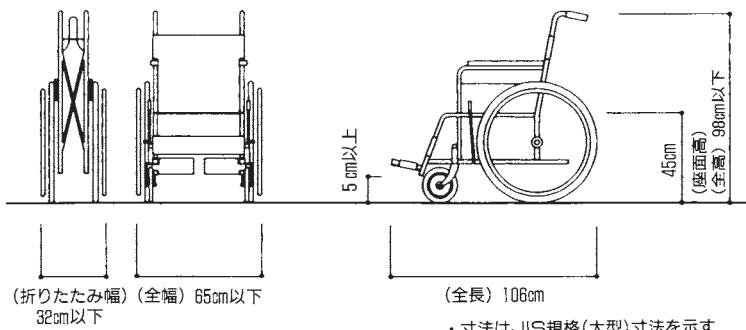


● 手の届く範囲



2. 車いすの基本寸法

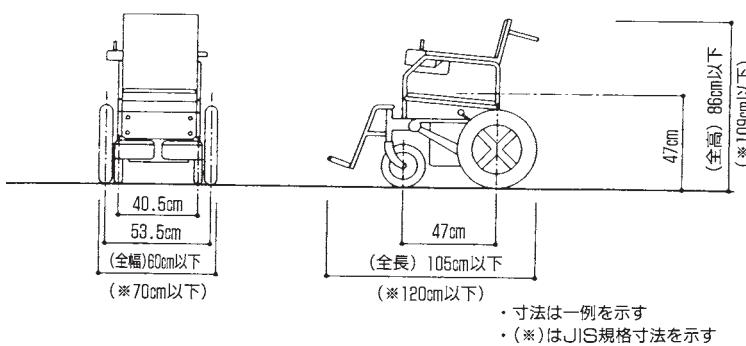
● 手動車いすの寸法



JIS T9201 (車いす)

車いすの形状・寸法は JIS 規格（日本工業規格）により定められている。形式は手動の大型、中型、小型の 3 タイプがある。この他に、スポーツ形、和室用や電動車いす等がある。また、屋外では電動三輪車の利用も多くなっている。

● 電動車いすの寸法

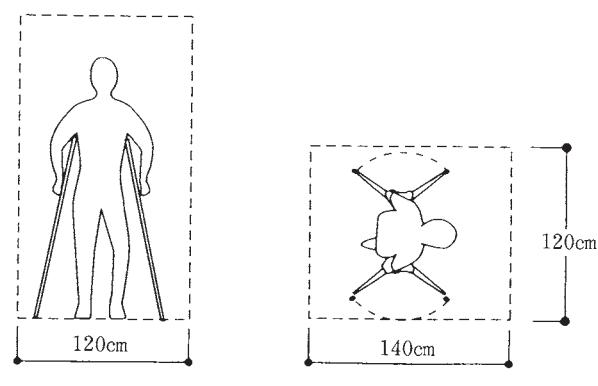


JIS T9203 (電動車いす)

電動車いすの寸法は JIS 規格により定められている。その性能は、登板力 10° (17.6%)以上、段差の乗り越えは、屋外用で 4.0cm 以上となっている。一充電連続走行時間は、平坦路 4 ~ 5 時間程度（軽量型）のものが多い。

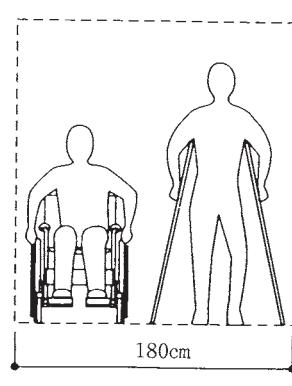
3. 杖使用者の動作寸法

● 通過寸法



松葉杖使用者が通過しやすい寸法

松葉杖使用者の動作寸法



車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法

●出入口、通路等の幅の適用

	80cm	90cm	120cm	140cm
出入口（※1）		○		
廊下の幅（主要な経路）（※2）			○ (但書の場合)	○
傾斜路の幅		○ (段を併設する場合)	○	
エレベーターの出入口		○		
車いす使用者対応便所、便房の出入口	○ (便房)	○ (便所)		
敷地内通路の幅（※2）			○ (但書の場合)	○
車いす使用者観覧席に至る通路の幅			○	
脱衣室、脱衣場及び洗い場の出入口	○ (ブース)	○		
更衣室及びシャワー室、更衣ブース及びシャワー ブースの出入口	○ (ブース)	○		
改札口の幅		○		
公園の出入口			○	
公園の主要な園路の幅			○	

※1) 利用者の利用に供する直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうちそれぞれ1以上の出入口

※2) ただし、車いすが転回することができる構造の部分を設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合

設計編

1. 整備基準

建築物

- 
- (1) 出入口 22
 - (2) 廊下等 1 24
 - (2) 廊下等 2 26
 - (3) 階段 28
 - (4) エレベーター 30
 - (5) エスカレーター 32
 - (6) 便所 1 34
 - (6) 便所 2 36
 - (6) 便所 3 38
 - (7) 駐車場 40
 - (8) 敷地内の通路 42
 - (9) 観覧席及び客席 44
 - (10) 共同浴室 46
 - (11) 更衣室
及びシャワー室 48
 - (12) 客室 50
 - (13) 受付カウンター
及び記載台 52
 - (14) 公衆電話所 54
 - (15) 券売機 56
 - (16) 案内標示等 58
 - (17) 授乳場所 60
 - (18) 休憩設備 62



建築物・1-(1)

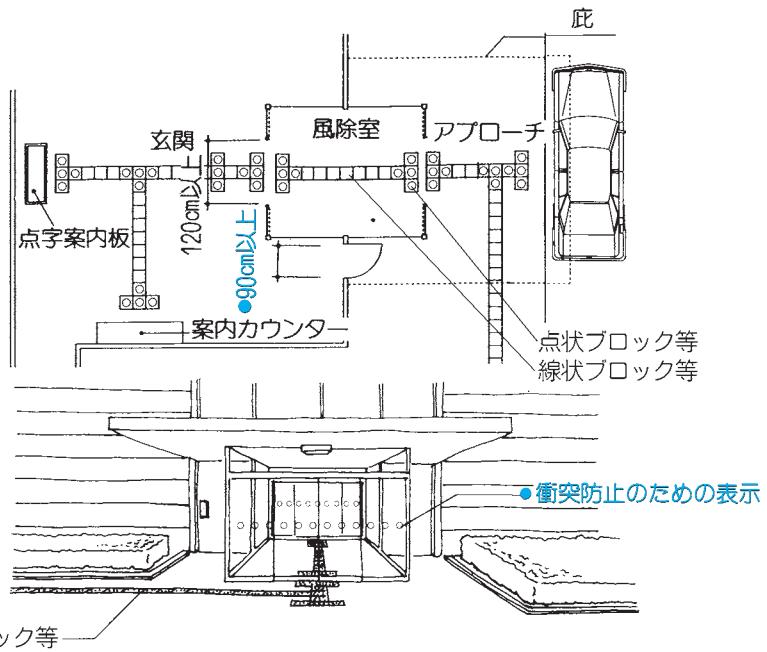
出入口

整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 出入口の幅	●内のりを 90cm 以上とする。	1 出入口 公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通ずる出入口（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。以下この項において同じ。）及び駐車場へ通する出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ 1 以上は、次に定める構造とすること。 1 幅は、内のりを 90 センチメートル以上とすること。
2 戸の構造	●車いす使用者も円滑に開閉して通過できる構造とする。 ◎回転式の扉のみとすることは避ける。 ◎できれば自動扉の設置が望ましい。 ◎自動扉の開閉速度は、高齢者にも配慮した速度とする。 ◎扉には指をはさまないような配慮をする。 ◎戸の下端 35cm 程度までは必要に応じ車いす当たりを設ける。	2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 3 全面が透明な戸を設ける場合においては、衝突を防止する措置を講ずること。 4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 靴を履き替える場所においては、体を支えるための手すりやいすその他のこれに代わる設備を設けること。
3 衝突防止策	●透明な戸を設ける場合には、衝突防止策を講ずる。	
4 段の解消	●出入口部分の床には段は設けない。 ◎敷居、溝などは埋め込み型のレールを使う等の配慮をする。	
5 履き替え場所	●靴を履き替える場合には、体を支えるための手すりやいすなどを設ける。	
6 水平スペースの確保	◎戸の開き勝手、戸の位置を考慮し、出入口の前後に水平なスペースを設ける。	
7 靴ふきマット	◎車いすでも容易に通過できる構造とする。	
8 床	◎車いす使用者が雨等に濡れることなく出入りできるよう床を設ける。	
9 床の仕上材	◎滑りにくい材料とし、扉の外部には、凍結防止ヒーターを設けるなど、凍結しないような配慮をする。	

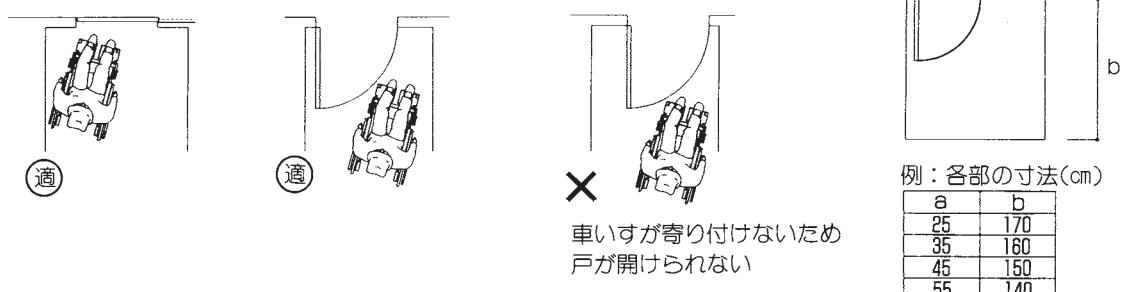
基本的な考え方

玄関や出入口は、車いす使用者等の障害者や高齢者が円滑に通過できることがまず基本的な条件です。そのためには床の段の解消やドアの構造の安全への配慮が必要となります。また、靴を履き替える場所があるときは、高齢者、障害者等が転倒しないように手すりなどの設置等による安全対策も大切です。

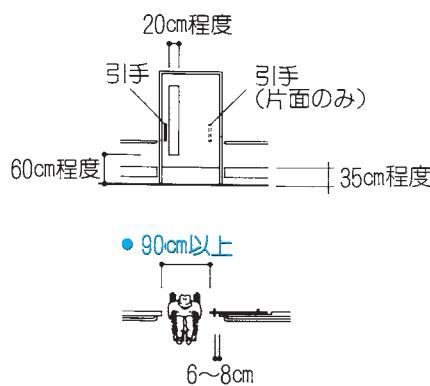
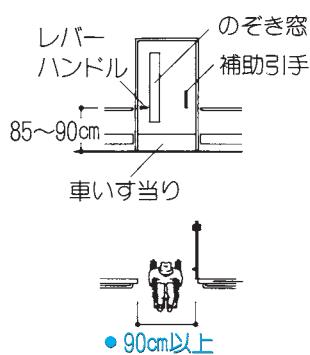
建物出入口の設計例



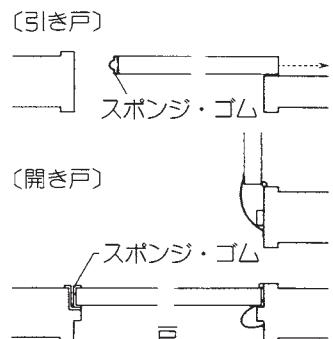
戸の開き方向によるスペースの取り方の例



開き戸及び引き戸の例



指をはさまない配慮



●印：県整備基準

建築物・1-(2)

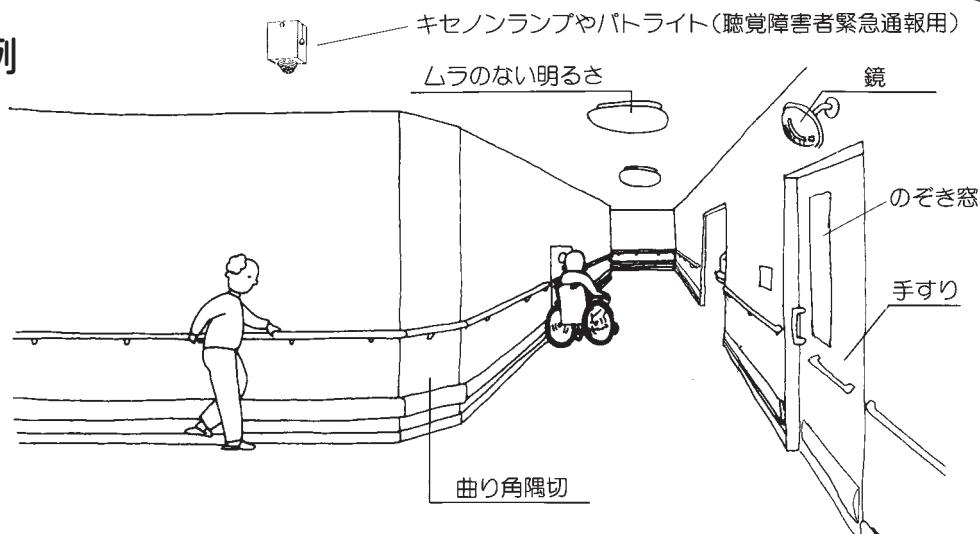
廊下等1

整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 床の仕上材	●表面は粗面又は滑りにくい材料とする。	2 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。) 利用者の利用に供する廊下等(共同住宅等にあっては、共用のものに限る。)は、次に定める構造とすること。 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとすること。 3 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設けられるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 (イ)幅は、内のりを1.4メートル以上とする。ただし、車いすが転回することができる構造の部分を設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2メートル以上とができる。 (ロ)廊下等の両側には、連続した手すりを設けるよう努めること。 (ハ)高低差がある場合においては、次に定める構造(当該公益的施設が自動車車庫である場合にあっては、次の(1)から(7)までに定める構造)の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年度政令第379号)第18条第2項第6号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機)で車いす使用者の円滑な利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。 (1)幅は、内のりを1.2メートル以上(段を併設する場合は、90センチメートル以上)とすること。 (2)こう配は、12分の1(高さが16センチメートル以下の傾斜路にあっては、8分の1)を超えないこと。 (3)高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。 (4)傾斜路の両側は、立ち上がりを設けること等により転落を防ぐ構造とすること。
2 段の構造	●段を設ける場合には、1-(3)に定める構造に準じたものとする。	
3 廊下等の幅	●主要な経路は内のりを1.4m以上確保し、車いすが通行しやすくする。(やむを得ない場合は1.2m以上) ◎廊下等の幅員は車いすの転回スペースを考慮して計画する。	
4 車いす転回スペース	◎廊下等の末端部付近や、区間50m以内ごとに車いすが転回できるスペースを設ける。 ◎出入口前後には車いすが転回できる水平スペースを設ける。	
5 手すりの設置	●廊下等の両側には連続した手すりを設けるよう努める。 ◎柱型等の突起物や出入口部分等も連続した手すりを設置する。	
6 出入口部分	●出入口(1-1出入口参照)に接する部分は、水平とする。	
7 受付等の案内	●受付等までの廊下には、線状ブロック等又は音声により誘導する装置を設ける。	
8 曲がり角	◎視野を広げ衝突を防止したり、車いす使用者の転回を容易にするため、曲がり角は隅を落としたり、鏡を設ける。	
9 壁面	◎柱型などの突起物はできるだけなくし、やむを得ず設ける場合でもつえで感知できるように配慮する。 ◎壁面下部にはキックプレート(車いす当たり)を設ける。	
10 衝突防止策	◎ガラス面は、色や模様で容易に識別できるようにする。 ◎通行に支障なく、むらのない明るさとする。	
11 照明		

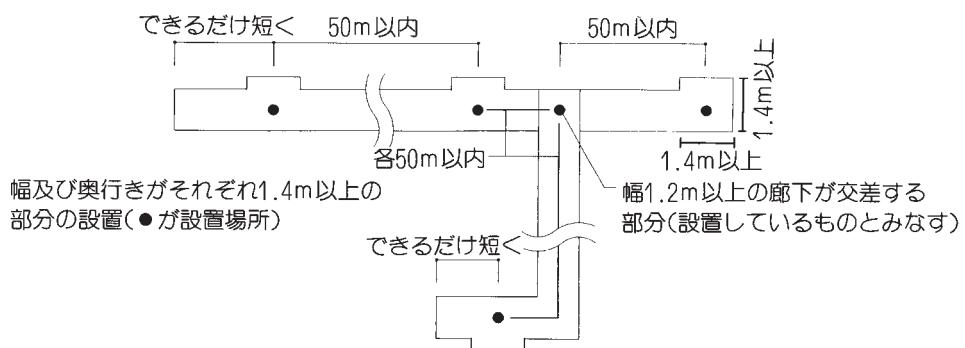
基本的な考え方

廊下等は、車いすの転回可能な幅員の確保と動線が複雑にならず、目的の場所までの距離を短くすることが基本的な条件となります。また、柱型等の突起物が通行の障害とならないように配慮するとともに、緊急時にも安全に避難できる構造とすることも大切です。

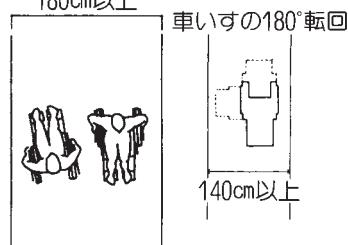
廊下の設計例



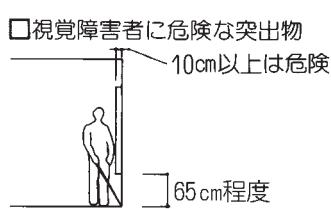
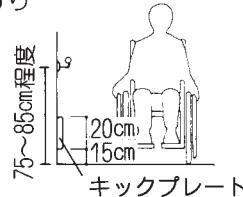
車いす転回スペース



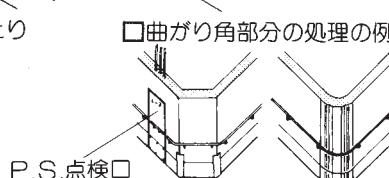
□有効幅員
180cm以上



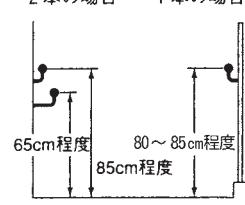
□連続した手すり



□手すりの設置例
面とり
キックプレート



□手すり位置例
2本の場合 1本の場合

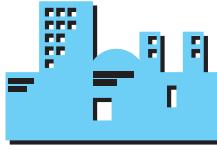




建築物・1 -(2)

廊下等2(高低差のある場合)

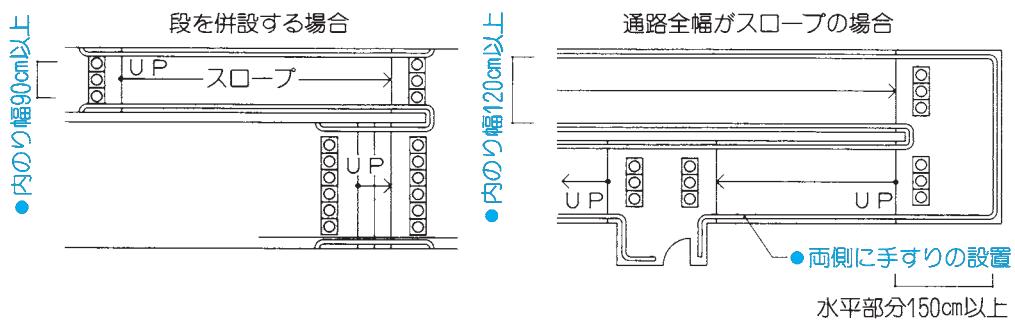
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 傾斜路や車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	●高低差のある場合には、傾斜路などを設置する。	(5)傾斜路の両側には、手すりを設けること。ただし、段を併設する場合は、傾斜路の片側への手すりの設置とができる。
2 傾斜路等の幅	●内りで 1.2m 以上とする。 (段を併設する場合は 90cm 以上)	(6)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (7)傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 (8)傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
3 傾斜路のこう配	●勾配は、1/12 を超えないこと。 (高さが 16cm 以下の場合は 1/8)	(四) 1 の項に定める構造の出入口並びに 4 の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
4 傾斜路の立ち上がり、手すり	●傾斜路進入部分は、スムーズなすりつけのため、勾配を緩くすること。 ●高さ 75cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊り場を設ける。 ●転落防止のため、両側に立ち上がりを設ける。	4 直接地上へ通ずる出入口のうち 1 以上のお出入口から人又は標識により視覚障害者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。
5 床の仕上材	●両側に手すりを設ける。 (段を併設する場合には片側も可) ●手すりの上下端には点字標示を設置する。 ●手すりは高さを違え 2 段に設置する。	
6 視覚障害者への配慮	●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ●廊下・踊り場などと識別しやすいよう明度の差の大きい色の床仕上とする。 ●傾斜路に近接する廊下等及び踊り場には、点状ブロック等を敷設する。	



基本的な考え方

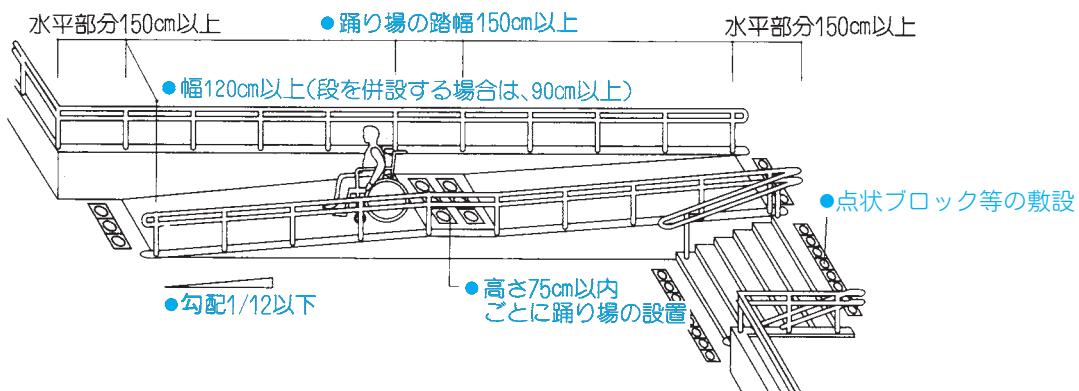
廊下等にやむを得ず高低差が生じる場合には、基本的には、傾斜路（やむを得ない場合は、車いす使用者用特殊構造昇降機）を設け、高齢者、障害者等が円滑に移動ができる処置を講ずる必要があります。傾斜路の幅員も廊下と同様車いす使用者が円滑に利用できるようゆとりをもって確保するとともに、手すりの設置等による安全対策も大切です。

傾斜路の幅員

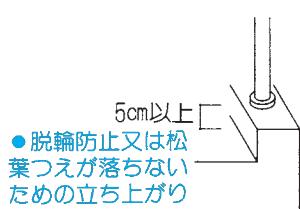


スロープの始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分などには、150cm以上の水平部分を設ける

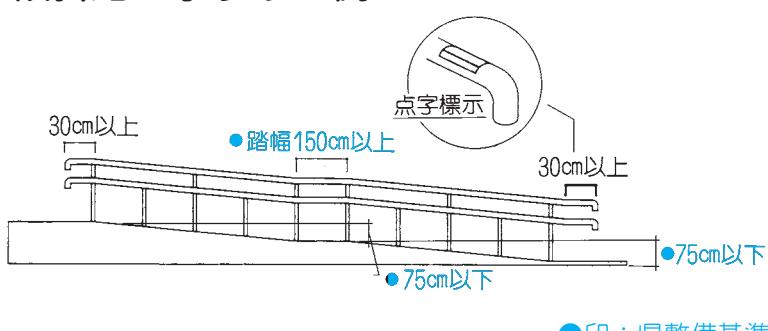
傾斜路の整備例



縁部の立ち上がり例



傾斜路の手すりの例



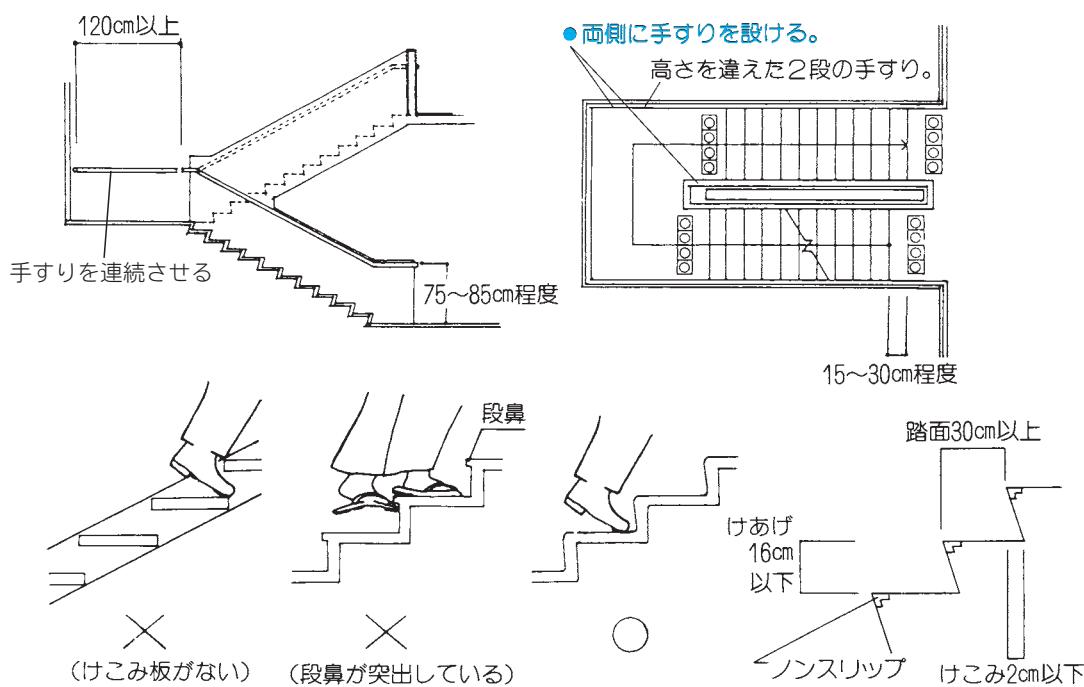
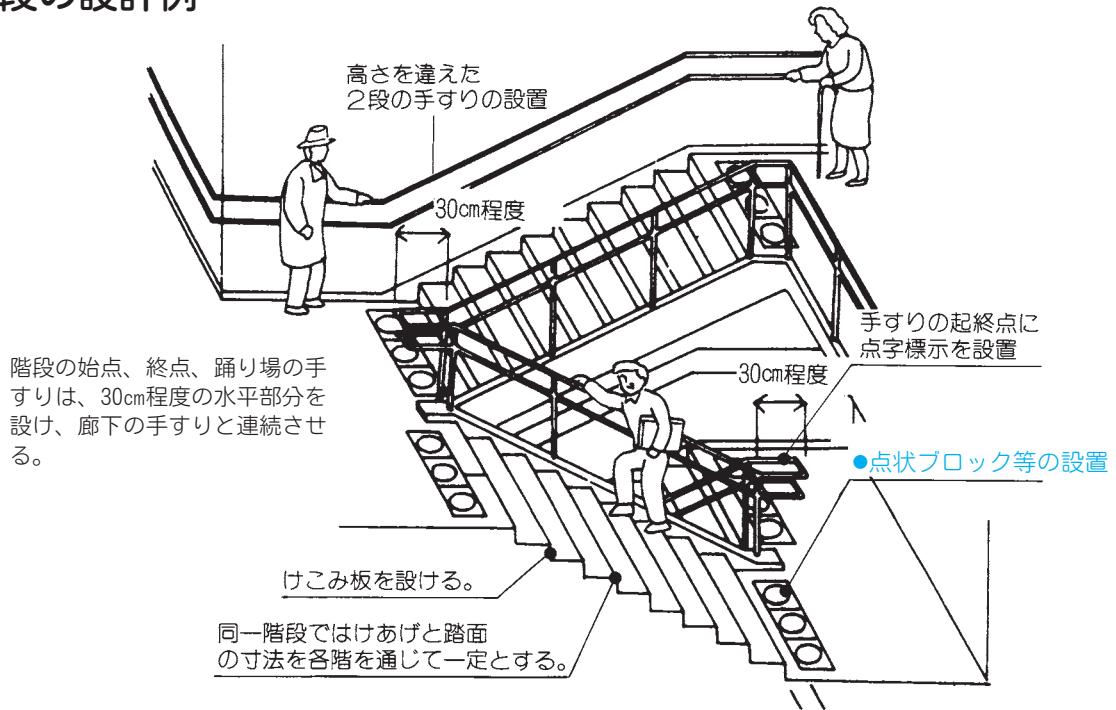
建築物・1 -(3) 階段

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●両側に手すりを設ける。 ◎高さを違えた2段の手すりを設置する。 ◎踊り場部分も連続した手すりを設置する。 ◎手すりの起終点に点字標示を設置する。 	<p>3 階段</p> <p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造（当該公益的施設が自動車車庫である場合にあっては、次の1から4までに定める構造）とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両側には、手すりを設けること。 2 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。
2 階段の形状	<ul style="list-style-type: none"> ●回り段を設けない。 ◎転倒時の危険防止のため適宜踊り場を設ける。 ◎つえ使用者のつえ先が滑り落ちないよう側方に5cm以上の立ち上がりを設ける。 	
3 床の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 	
4 けあげ、踏面等	<ul style="list-style-type: none"> ●踏面とけあげの色と明度の差を大きくすることにより、段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。 ◎けこみは、引っ掛けたりなどを防止するため2cm以下とする。 ◎同一階段では、各階を通じできるだけ同一寸法とする。 ◎階段勾配はなるべく緩やかになるよう配慮する。 	
5 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●階段に近接する廊下及び踊り場等には、点状ブロック等を敷設する。 ◎階段標示は大きく分かりやすいものとする。 	
6 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> ◎高齢者、障害者等に配慮した防火戸とする。 	

基本的な考え方

階段は高齢者、障害者等にとって大きな負担となる箇所です。手すりの設置や、ゆったりとした勾配を確保し、昇降しやすい階段とすることが必要です。また、転落防止の安全対策や緊急時の避難に対する配慮も必要です。

階段の設計例

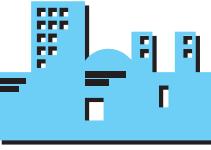


●印：県整備基準

建築物・1-(4)

エレベーター

整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 エレベーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> 用途面積が 2,000 m²を超える公益的施設には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるエレベーターを設置する。 <p>◎エレベーターは主たる廊下に近い位置に設ける。</p>	4 エレベーター 利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設（用途面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者対応駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。
2 かごの構造	<ul style="list-style-type: none"> かごの床面積は 1.83 m²以上とする かごの奥行きは内りを 1.35m 以上とする。 かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとする。 <p>◎鏡を設置する。</p>	1 かごの床面積は、1.83 平方メートル以上とすること。 2 かごの奥行きは、内りを 1.35 メートル以上とすること。 3 かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとすること。
3 表示・装置等	<ul style="list-style-type: none"> 停止予定階や現在位置を表示する装置を設ける。 到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設ける。 制御装置は車いす使用者が利用しやすい位置に設ける。 制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とする。 <p>◎車いすが転回しなくても利用できるようかごの左右の壁に操作盤を設ける。</p>	4 かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 5 かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 6 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内りを 90 センチメートル以上とすること。 7 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 8 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（7 に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 9 かご内の左右両面の側板に手すりを設けること。 10 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内りを 1.5 メートル以上とすること。 11 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
4 出入口の幅	<ul style="list-style-type: none"> 内りで 90cm以上とする。 	
5 手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> かごの左右両側に手すりを設ける。 	
6 乗降ロビー	<ul style="list-style-type: none"> 幅及び奥行きは、それぞれ内りで 1.5m 以上とする。 かごの昇降方向を音声で知らせる装置を設ける。 <p>◎乗降ロビーの出入口部分には、点状ブロック等を乗り場ボタンに寄せて敷設する。</p>	
7 案内標示	<ul style="list-style-type: none"> 出入口に接する部分は床と水平とする。 (1-(2)廊下参照) <p>◎車いす使用者でも使いやすいエレベーターには、シンボルマークなどを表示する。</p>	
8 緊急時対策	<p>◎非常用エレベーターにも、車いす使用者、視覚障害者が使いやすい配慮をする。</p>	
9 すき間の解消	<p>◎床とかごのすき間は車いすのキャスター等が落ちないよう、可能な限り狭くする。</p>	



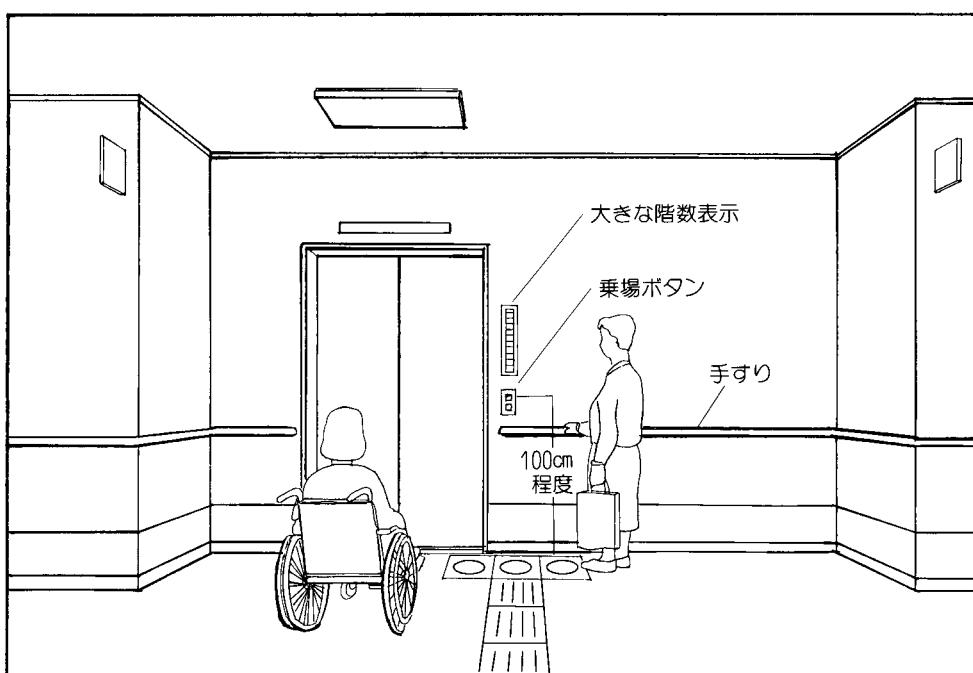
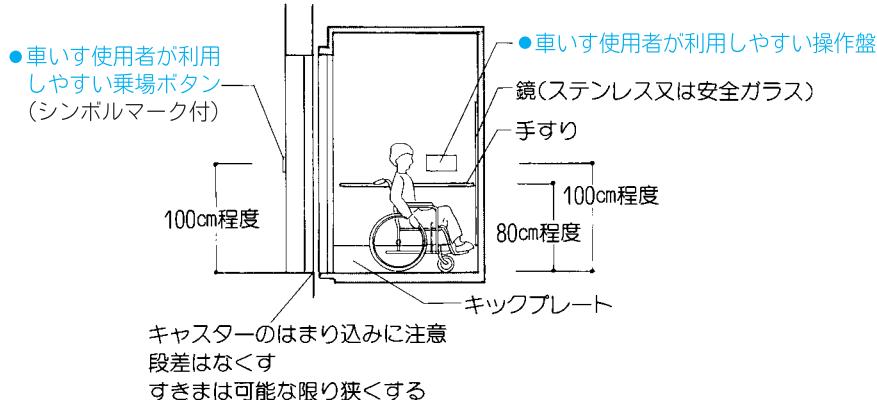
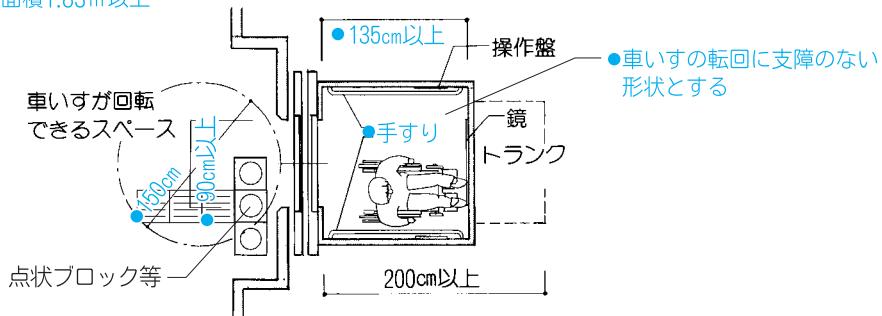
基本的な考え方

エレベーターは、高齢者、障害者等の垂直移動の手段として最も有効な設備です。エレベーターは、玄関ホールなど公共エリアに通ずる所で、だれもが容易に認識できる利用しやすい場所に計画するとともに、かご及び乗降ロビーの構造は、高齢者、障害者等に配慮した設備とすることが大切です。

エレベーターの仕様

定員11人乗り以上

● 床面積1.83m²以上



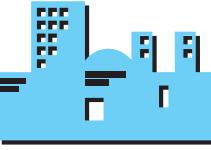
●印：県整備基準



建築物・1-(5)

エスカレーター

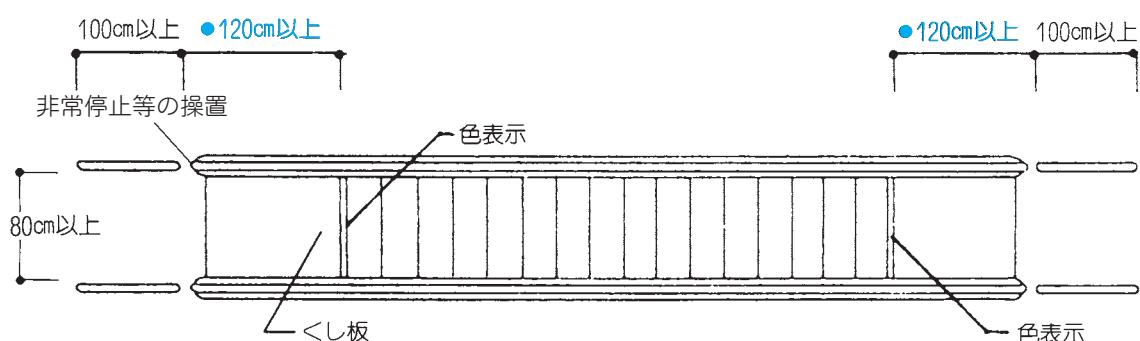
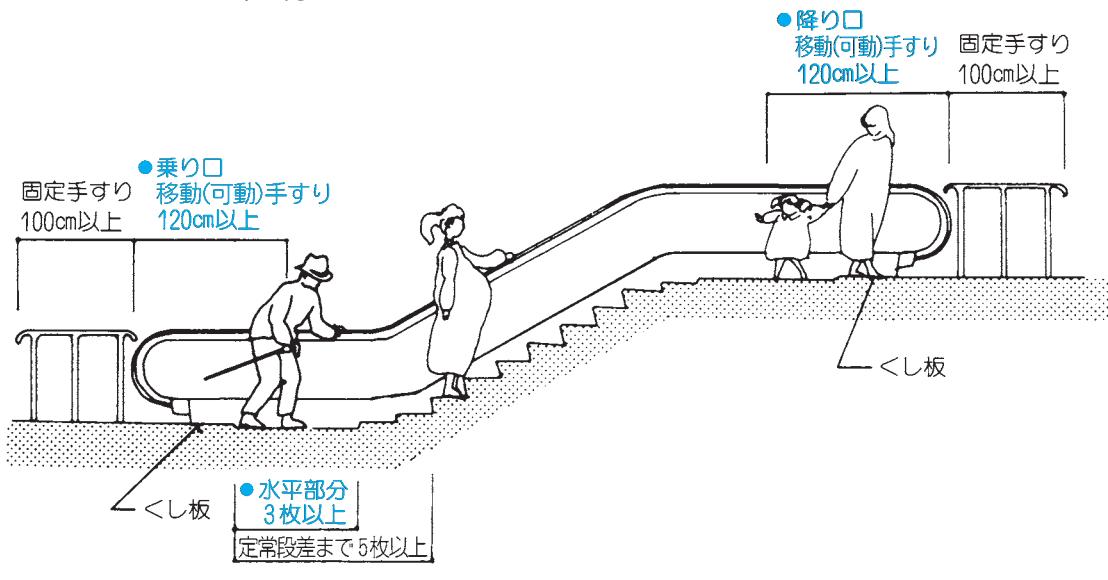
整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 ステップの水平部分	<ul style="list-style-type: none">●乗降口のステップの水平部分は3枚以上とするよう努める。◎定常段差となるまで5枚以上確保する。	<p>5 エスカレーター</p> <p>利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 ステップの水平部分は、3枚以上とすること。2 乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、ステップの前後それぞれ1.2メートル以上とすること。
2 移動手すり	<ul style="list-style-type: none">●乗り口、降り口とも危険防止のため、移動手すりを1.2m以上とするよう努める。	
3 固定手すり	<ul style="list-style-type: none">◎危険防止のため、移動手すりに連続して長さ1m以上の固定手すりを設ける。	
4 くし板	<ul style="list-style-type: none">◎くし板には、ステップの部分とはっきり区別がつくよう、色により縁取りをする。	
5 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none">◎非常ボタン等の位置表示を明確にする。	



基本的な考え方

エスカレーターは、大量に人が垂直移動するのに有効な手段であり、特に高齢者や妊婦にとって便利な設備です。しかし、転倒時などに大きな事故となる危険もあるため、だれもが安全に利用できるような配慮が必要です。

エスカレーターの仕様



●印：県整備基準



建築物・1 -(6)

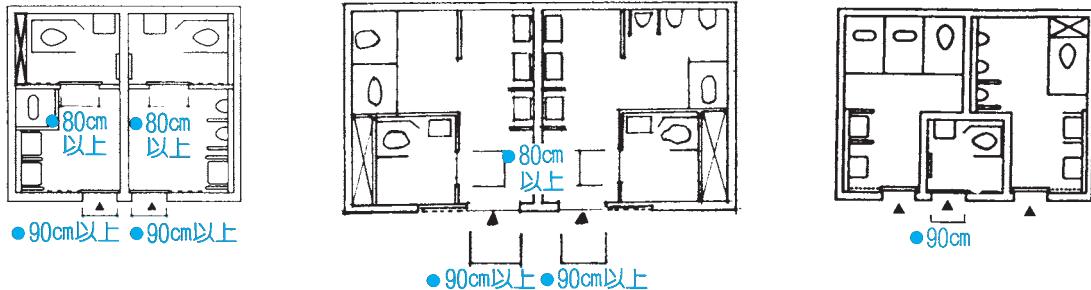
便所 1 (多目的トイレ)

整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 車いす使用者対応便房の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益的施設には、車いす使用者対応便房（多目的トイレ）を設けた便所を1以上設ける。（男女の区分がある時はそれぞれ1以上） 	6 便所 1 公益的施設（共同住宅等を除く。以下この項において同じ。）に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (-) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者対応便房」という。）を設けること。
2 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積を確保する。 ● 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 ● 便所の出入口の幅は内のり90cm以上とする。 ● 車いす使用者対応便房の出入口の幅は内のり80cm以上とする。 ● 出入口の戸は車いす使用者が円滑に開閉、通過できる構造とする。 <p>◎戸は、緊急時に合鍵等で開放できるものとする。また、施錠等との連動で「使用中」の旨がはっきり分かりやすいものとする。</p>	(c) 車いす使用者対応便房の出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。 (d) 車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (e) 車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (f) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
3 床の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ● 粗面又は濡れても滑りにくい材料とする。 	
4 表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす使用者対応便房を設けていること及びだれでも使用できることを見やすい方法で表示する。また、ベビーベッド等を設置している場合、その旨も表示する。 	
5 洗面器の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす使用者が円滑に使用できる洗面器を1以上設ける。 <p>◎洗面器の下の排水管は車いすのフットレストに当たらない位置とする。</p> <p>◎水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p>	
6 フラッシュバルブ(洗净装置)	<p>◎フラッシュバルブは靴べら式や光感知式等操作の容易なものとする。また、介助者の操作のため、足踏み式の併設も考慮する。</p>	
7 緊急時対策	<p>◎緊急時の呼び出しブザーを設置する。</p>	

基本的な考え方

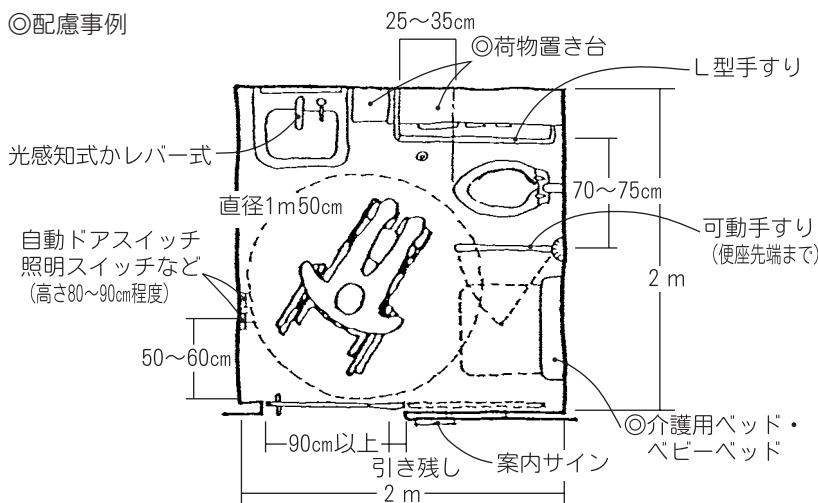
車いす使用者が、便器に移動するために必要なスペースを確保した便房を設置することが基本的な条件です。便房内には高齢者や障害者等にとって使いやすい手すりや器具の配置を配慮することが大切です。また、広いスペースが確保された便房は、妊婦や乳幼児連れの母親などの使用にも適しているので、だれでも使えるよう表示などに配慮することも大切です。

□便所の計画例



□一般的な車いす使用者対応トイレ (多目的トイレ) の整備例

◎配慮事例



○非常呼び出し装置（2箇所が望ましい）

利用者が具合が悪くなった時のほか、車いすから便器への移動の際に転倒したときに対応するため、便座から手の届く位置のほか、床面近くの低い位置（輪付きひもとすることが望ましい）にも設置する。または、高い位置の装置からひも等を垂らすなどの対応を行う。

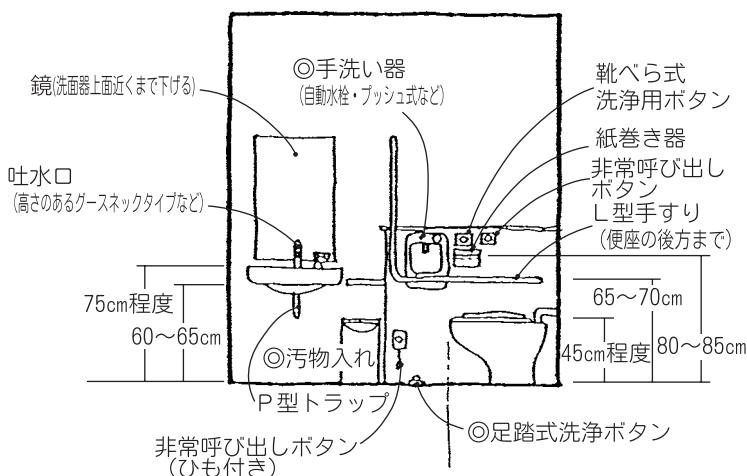
○鏡

だれもが利用しやすい大型の平面鏡を取付ける。取付位置は、洗面器上端からとする。

○介護用ベッド・オストメイトのための設備・ベビーチェア・ベビーベッド

広いスペースの有効活用のため、施設の用途や規模に応じて介護用ベッドやオストメイトのための設備、ベビーチェアやベビーベッドを設置し、多目的化を図る。

ベッドは、電灯スイッチ等の操作に支障のない位置に設置する。

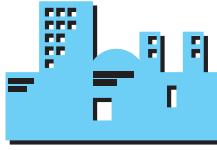


●印：県整備基準

建築物・1 -(6)

便所②(介護用ベッド・一般トイレ)

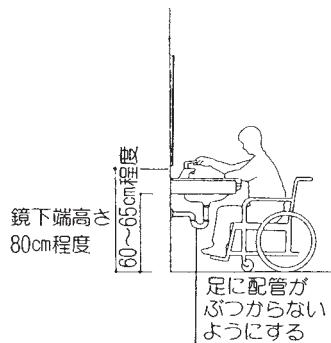
整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ○印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
⑧その他 1 (介護用ベッド) 1 介護用ベッドの設置	<p>◎十分な照度を確保した大型平面鏡を車いす使用者に配慮した高さに設置する。</p> <p>●用途面積が5,000m²を超える医療施設等の公益的施設（公共交通機関の施設はすべて）には、介護用ベッドを配置する。</p> <p>●介護用ベッドを配置している旨を見やすい方法で表示する。</p>	<p>(六)車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(七)車いす使用者が円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。</p> <p>(八)医療施設、官公庁の庁舎、公共事業の営業所等、文化施設、集会施設、飲食店、物品販売業を営む店舗、スポーツ施設、興行施設、展示施設、遊興施設、公衆浴場及び宿泊施設（以下「医療施設等」という。）（用途面積の合計が5,000平方メートルを超えるものに限る。3において同じ。）、公共交通機関の施設並びに複合施設（これに含まれる医療施設等及び公共交通機関の用途面積の合計が5,000平方メートルを超えるものに限る。3において同じ。）に設けられる車いす使用者対応便房のうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の車いす使用者対応便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)介護用ベッド（高齢者、障害者等の着替え、装具の交換等の介護又は介助を行うためのベッド又は台をいう。以下同じ。）を配置すること。</p> <p>(2)当該車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、介護用ベッドを配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>2 公益的施設に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置式の小便器又はこれと同等以上の機能を有するものを1以上設けること。</p>
2 表示 1 (一般トイレ) 1 男子用小便器の設置等	<p>●手すり付きの床置式又はこれと同等以上の機能を有する小便器を1以上設ける。</p> <p>◎高齢者やつえ使用者等の利用を考慮し、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房を設ける。</p>	



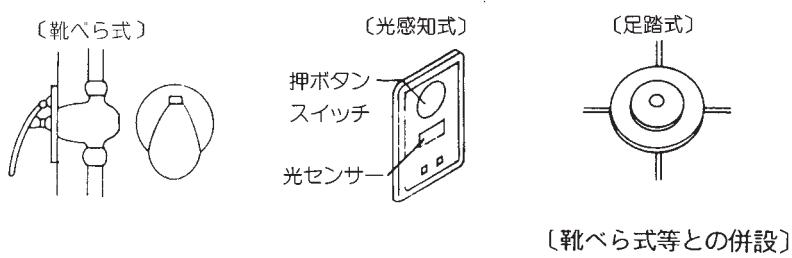
基本的な考え方

車いす使用者対応便房には高齢者、障害者などの介護や援助をする介護用ベッドの配置をすることも必要です。また一般トイレにおいても、車いす使用者以外の高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう配慮することも必要です。

□洗面器の設置例

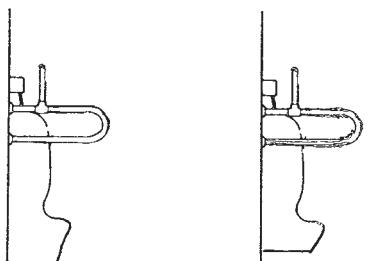


□フラッシュバルブ（洗浄装置）の例

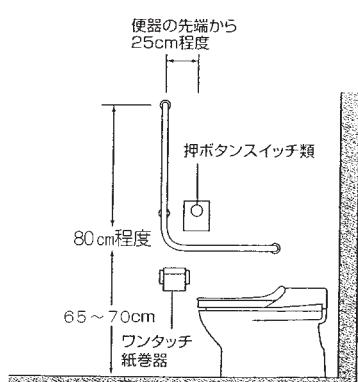


□手すり付き小便器の設置例

□表示例

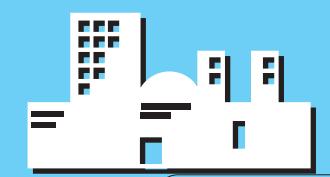


□一般便房の手すりの設置例



腰掛便座は、和式便座に比べ無理なく着座や立ち上がりができる。

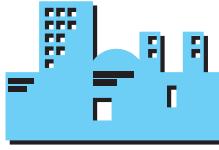
手すりは、着座時に体を支えるとともに立ち上がる時の動作の補助として有効。



建築物・1 -(6)

便所3(多目的トイレ〔オストメイトのための設備〕〔ベビーチェア・ベビーベッド〕)

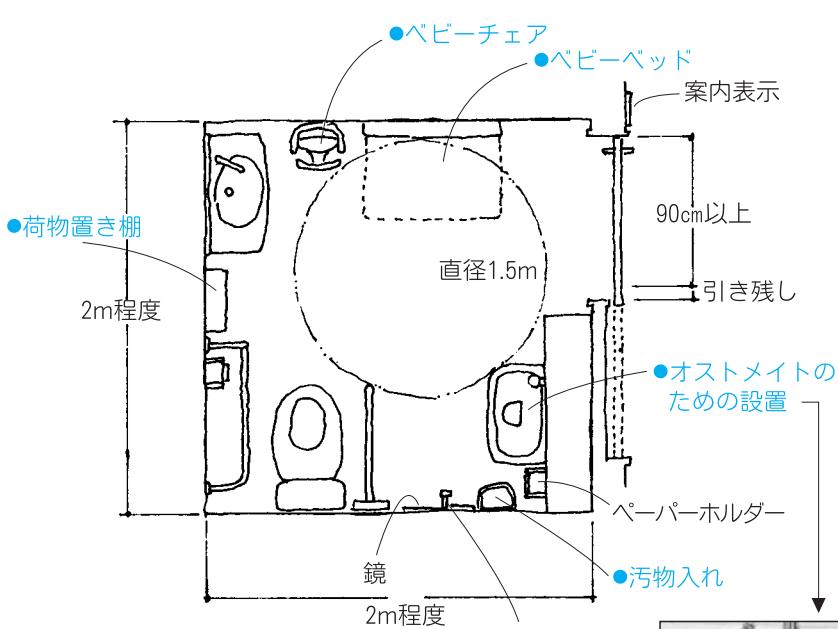
整備のポイント	整備基準の要点	宮城県整備基準
<p>(オストメイトのための設備)</p> <p>1 オストメイトのための設備の設置</p> <p>2 汚物入れの設置</p> <p>3 棚等の設置</p> <p>4 表示</p> <p>(ベビーチェア、ベビーベッド)</p> <p>1 ベビーチェア・ベビーベッドの設置</p> <p>2 表示</p>	<p>●用途面積が5,000m²を超える医療施設等の公益的施設(公共交通機関の施設はすべて)には、オストメイトのための設備を配置する。</p> <p>●パウチ及びし瓶の洗浄ができる水洗装置を設置する。</p> <p>◎ストーマ部分を洗浄できる温水シャワー(温度調節器付)の併設も考慮する。</p> <p>●汚物入れを設ける。</p> <p>●便房内には、手荷物棚や衣服掛け金物等を設ける。</p> <p>●オストメイトのための設備を設けている旨を見やすい方法で表示する。</p> <p>●用途面積が1,000m²を超える医療施設等の公益的施設(公共交通機関の施設はすべて、複合施設は3,000m²を超えるもの)には、便房内にベビーチェア、便所内にベビーベッドを配置する。</p> <p>●ベビーチェアやベビーベッドを設けている旨を見やすい方法で表示する。</p>	<p>3 医療施設等、公共交通機関の施設及び複合施設に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 (-)次に掲げるオストメイトのための設備(人工肛門又は人工膀胱を造設している者のための設備をいう。以下同じ。)を配置した便房を設けること。 (1)パウチ(人工肛門又は人工膀胱のための器具をいう。以下同じ。)及びし瓶の洗浄ができる水洗装置 (2)汚物入れ (3)荷物を置くための棚その他これに代わる設備 (4)衣服をかけるための金具等 (-)オストメイトのための設備のある便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口付近に、オストメイトのための設備を配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>4 医療施設等(用途面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。)、公共交通機関の施設及び複合施設(これに含まれる医療施設等及び公共交通機関の用途面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに限る。)に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 (-)ベビーチェア(乳幼児を安全に座らせることができる設備をいう。以下同じ。)を配置した便房を設けること。 (-)ベビーベッド(乳幼児のおむつ替えができるベッド又は台をいう。以下同じ。)を配置すること。ただし、当該公益的施設内の他の場所に乳幼児のおむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。 (-)ベビーチェア又はベビーベッドのある便房の出入口及び当該便房又はベビーベッドのある便所の出入口の付近に、ベビーチェア又はベビーベッドを配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p>



基本的な考え方

多目的トイレに内部障害者が使用しやすいオストメイトのための設備や乳幼児連れの母親などのためにベビーチェア、ベビーベッドを配置することは大切です。

□多目的トイレの整備例



□表示例



(オストメイトマーク)



オストメイトのための設備
リム面の高さは 70cm~80cm
程度とします。

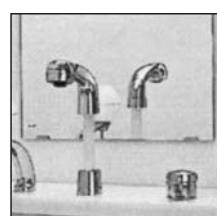


(参考)

- ・オストメイト (Ostomate)
 - ※ストーマーを持つ人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。
 - ※ストーマ (Stoma)
 - 手術によって便や尿を排泄するために腹壁に増設された排泄孔のこと
 - をいい。消化管ストーマと尿路ストーマがある。

◎配慮事例

- オストメイトにとって望ましい設備
 - ストーマ部位を洗浄できる温水シャワー（温度調節器付）がある。



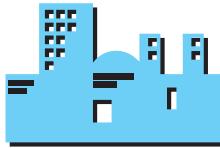
サーモスタッフ付
シャワー水栓
汚れた衣類や腹部が洗いや
すいホース収納型のハンド
シャワー混合水栓

●印：県整備基準

建築物・1-(7)

駐車場

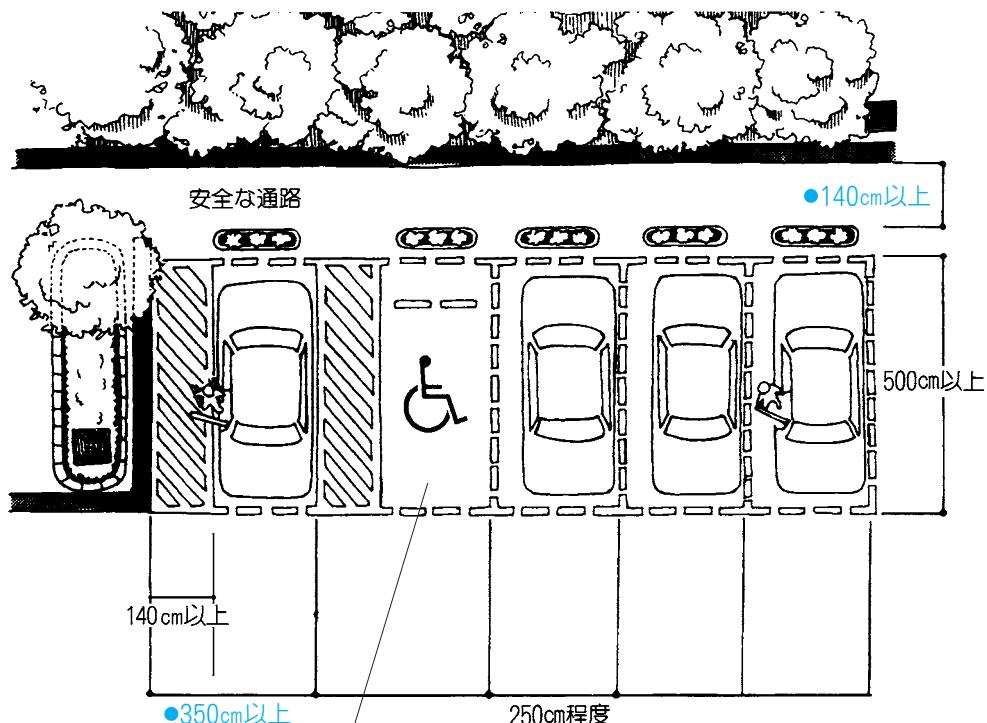
整備のポイント	整備基準の要点 印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 車いす使用者対応駐車施設の設置	●利用者の利用に供する駐車場には車いす使用者対応駐車施設を1以上設ける。	7 駐車場 1 利用者の利用に供する駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。 (-)車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者対応駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は8の項1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 (-)幅は、3.5メートル以上すること。 (-)車いす使用者に対応するものである旨を表示すること。
2 建物の出入口からの経路	●車いす使用者対応駐車施設は建物の出入口から距離ができるだけ近い位置に設ける。 ◎車道と通路を分離して計画する。	2 車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項1から3までに定める構造とすること。
3 車いす使用者対応駐車施設の幅	●3.5m以上とする。 ◎乗降用スペースは1.4m以上とする。 ◎乗降用スペースは車体分スペース両側に設ける。	
4 車いす使用者対応駐車施設の表示	●車いす使用者対応であることを分かりやすく表示する。 ◎立て札による表示のほか、駐車スペースの路面に直接ペイント書きで表示する。 ◎車いすマーク駐車場は、目立ちやすくするため、青色で全面を塗装することが望ましい。 ◎道路から車いす使用者対応駐車施設に至るまで円滑に誘導できるよう表示する。	
5 駐車場内の通路	●1-(8)敷地内の通路に定める構造とする。	
6 緊急時対策	◎緊急時、非常時に備え、管理人の呼び出し設備を設ける。	
7 その他安全等の確保	◎見通しの悪い箇所にはカーブミラー等の安全対策を施す。 ◎車いす使用者対応駐車施設及び通路には、車いす使用者が雨の日も濡れずに利用できるよう屋根を設ける。	



基本的な考え方

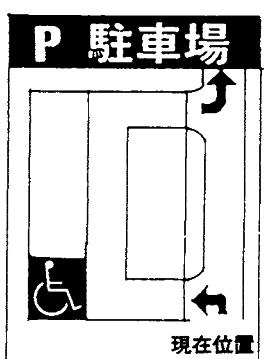
自動車は、高齢者、障害者等にとって、自由に行動し、また社会活動に参加する場合にきわめて有効な移動手段です。そのため、障害を持つ人達が利用しやすい駐車スペースを確保することが重要となります。

駐車場まわりと安全な通路



車いすマーク駐車場は、目立ちやすくするため、青色で全面を塗装することが望ましい。

立札による表示例



障害者のための国際シンボルマーク

- 大きさ 10cm角以上45cm角以内
- 色 青地に白マーク又はその逆

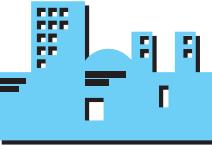


●印：県整備基準

建築物・1 -(8)

敷地内の通路

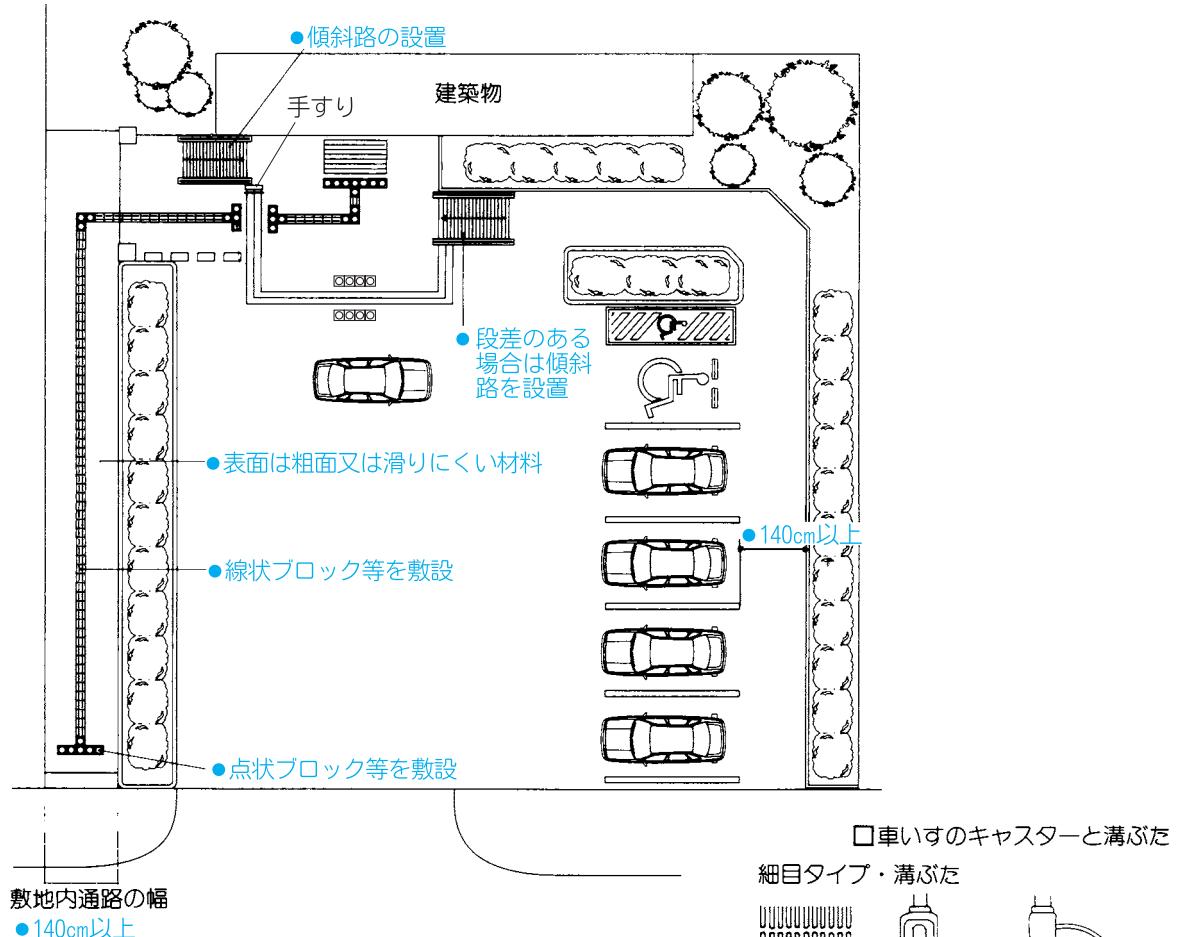
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 床の仕上材	●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料とする。	8 敷地内の通路 利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、3の項1から4までに定める構造に準じたものとすること。 3 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者対応駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (-) 幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、車いすが転回することができる構造の部分を設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2メートル以上とすることができます。 (-) 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 (1) 2の項3の(3)の(1)から(6)までに定める構造とすること。 (2) 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別やすいものとすること。 (3) 排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。
2 段の構造	●段を設ける場合には、1-(3)階段に準じた構造とする。	4 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 (-) 線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 (-) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 (-) 車路と分離して設けるよう努めること。
3 排水路	●排水路に、つえ、車いすのキャスターが落ちない構造の溝ふたを設ける。 ◎溝ふたは滑りにくい材料とする。	
4 通路の幅	●1.4m以上とする。（やむを得ない場合は1.2m以上） ◎車いすが転回できるよう敷地内の通路の幅員は車いすの転回スペースを考慮して計画する。	
5 高低差の処理	●高低差がある場合は、1-(2)廊下等に定める構造で処理する。	
6 車路と通路の分離	●車路は敷地内の通路と分離して設けるよう努める。	
7 視覚障害者への配慮	●建物の出入口から、道に至る通路には、線状ブロック等を敷設するか、又は音声による誘導装置を設置する。 ●車路を横断する部分などに点状ブロック等を敷設する。	



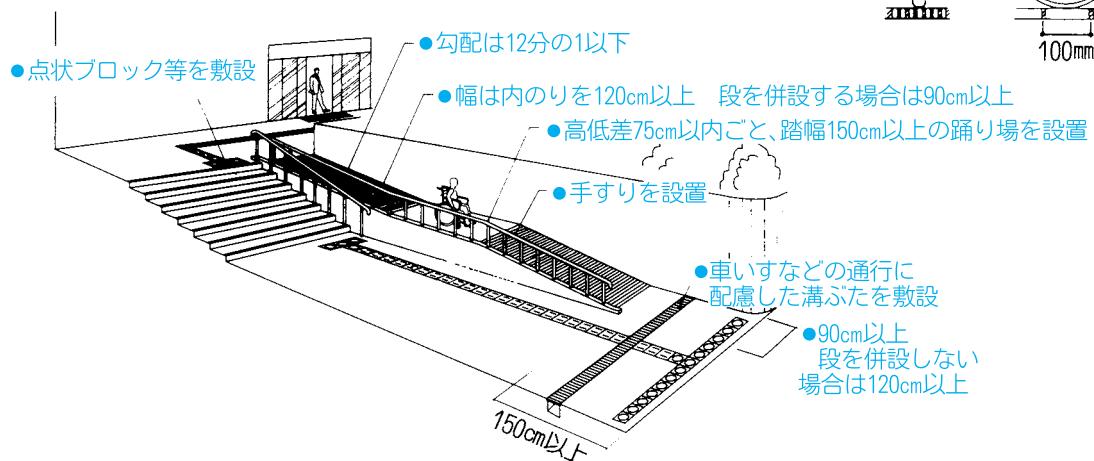
基本的な考え方

建物の出入口に至る敷地内の通路は、車道と明確に分離して計画し、高齢者、障害者等が“スムーズ”に建物にアプローチできるよう計画することが大切です。建物出入口と高低差のある場合には、傾斜路などにより高低差を処理し車いすでもスムーズにアプローチできる処置が必要となります。

敷地内の通路の整備例



敷地内通路(階段、傾斜路)の例

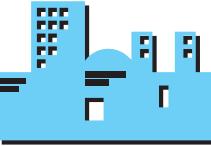


●印：県整備基準

建築物・1-(9)

観覧席及び客席

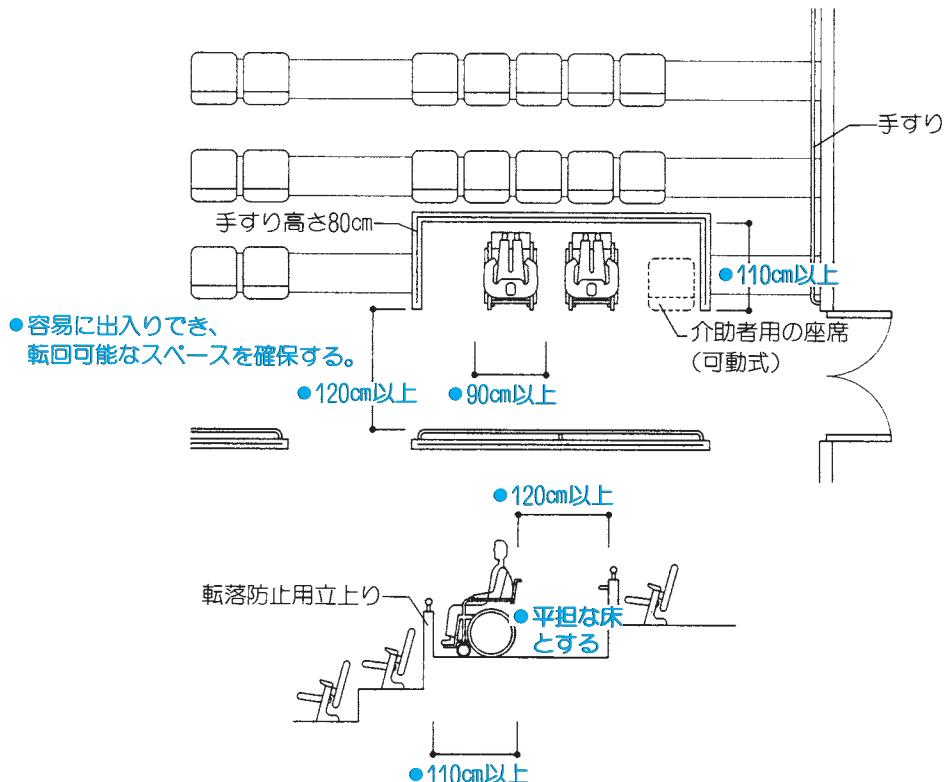
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ○印: 配慮の例	宮城県整備基準						
1 車いす使用者用席の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●観覧席等の総数に応じ、下表の数の車いす使用者用席を設置する。 <table border="1"> <tr> <td>観覧席等の総数</td> <td>車いす使用者用席</td> </tr> <tr> <td>500 以下</td> <td>2 以上</td> </tr> <tr> <td>500 を超える</td> <td>総数×1/500 + 2 (小数点以下切捨て)</td> </tr> </table> <p>◎車いす使用者の複数利用や団体利用も考慮する。</p>	観覧席等の総数	車いす使用者用席	500 以下	2 以上	500 を超える	総数×1/500 + 2 (小数点以下切捨て)	<p>9 観覧席及び客席 (以下「観覧席等」という。)</p> <p>1 利用者の利用に供する観覧席等(固定式のものに限る。以下同じ。)を有する施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分(以下「車いす使用者用席」という。)を観覧席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、観覧席等の総数が500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数(小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)に2を加えて得た数以上設けること。</p> <p>(-) 1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き1.1メートル以上とすること。</p> <p>(-) 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>(-) 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が容易に出入り及び転回ができる部分を設けること。</p>
観覧席等の総数	車いす使用者用席							
500 以下	2 以上							
500 を超える	総数×1/500 + 2 (小数点以下切捨て)							
2 車いす使用者用席の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●一席当たりの幅90cm以上、奥行き1.1m以上とする。 ●床面は滑りにくい材料で、水平とする。 ●後方に車いす使用者が容易に出入り及び転回ができる部分を設ける。 <p>◎介助者用の座席を考慮する。</p>	<p>2 観覧席等のある室の1の項に定める構造の出入口から1に定める構造の各車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(-) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(-) 高低差がある場合においては、2の項3の(3)の(1)、(2)及び(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。</p>						
3 車いす使用者用席に至る通路	<ul style="list-style-type: none"> ●幅は1.2m以上とする。 ●高低差がある場合には、傾斜路及び踊場を設ける。(1-(2)廊下等2参照) 							
4 聴覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●手話通訳者を見やすくする工夫や集団補聴装置の設置に努める。 							
5 高齢者・障害者等への配慮	<p>◎通路際の座席のひじ掛けは、高齢者、障害者、妊婦等が利用しやすいよう跳ね上げ式とし、また壁際の通路には手すりを設ける。</p> <p>◎乳幼児連れの利用にも配慮し、親子観賞室や、託児コーナーを設ける。</p>	<p>3 催物において手話による通訳が行われる場合に手話の見えやすい位置に聴覚障害者のための観覧席等が確保できるようにするとともに、難聴者の聴力を補う集団補聴装置等を設けるよう努めること。</p>						



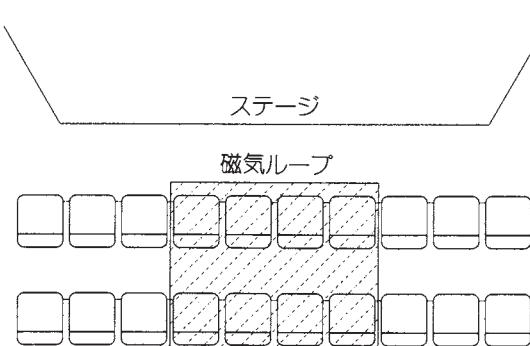
基本的な考え方

観覧席等の計画では、利用しやすい位置に車いす使用者用席を確保することが必要です。車いす使用者用席のスペースは車いすの転回ばかりでなく、介助者のスペースも考慮してゆったりと計画するとともに、高齢者や妊婦、聴覚障害者への配慮も大切になります。

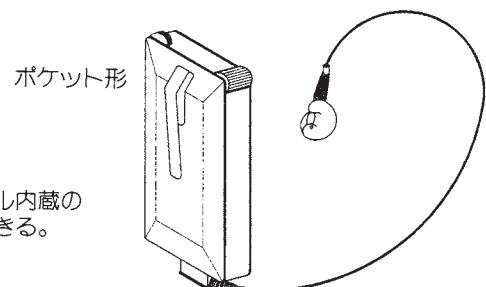
車いす使用者席の例



聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループ）



□聴覚障害者が使用しているピックアップコイル内蔵の
補聴器であれば磁気ループより音声を受信できる。



●印：県整備基準



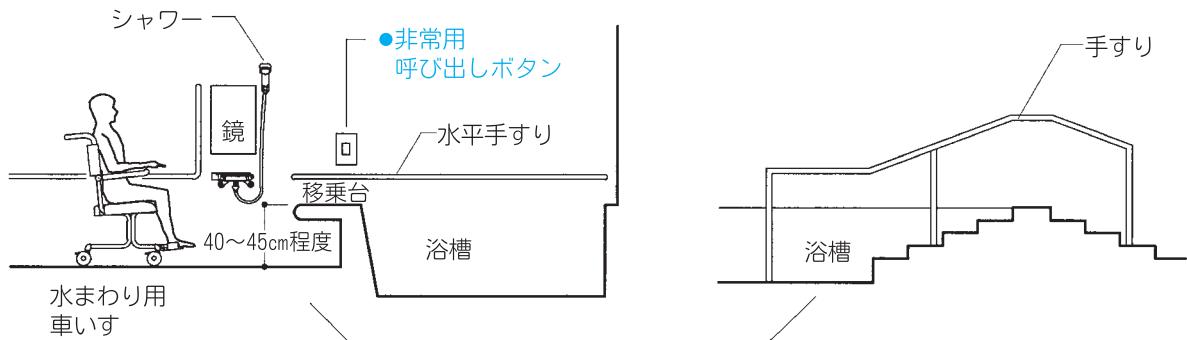
建築物・1-(10)

共同浴室

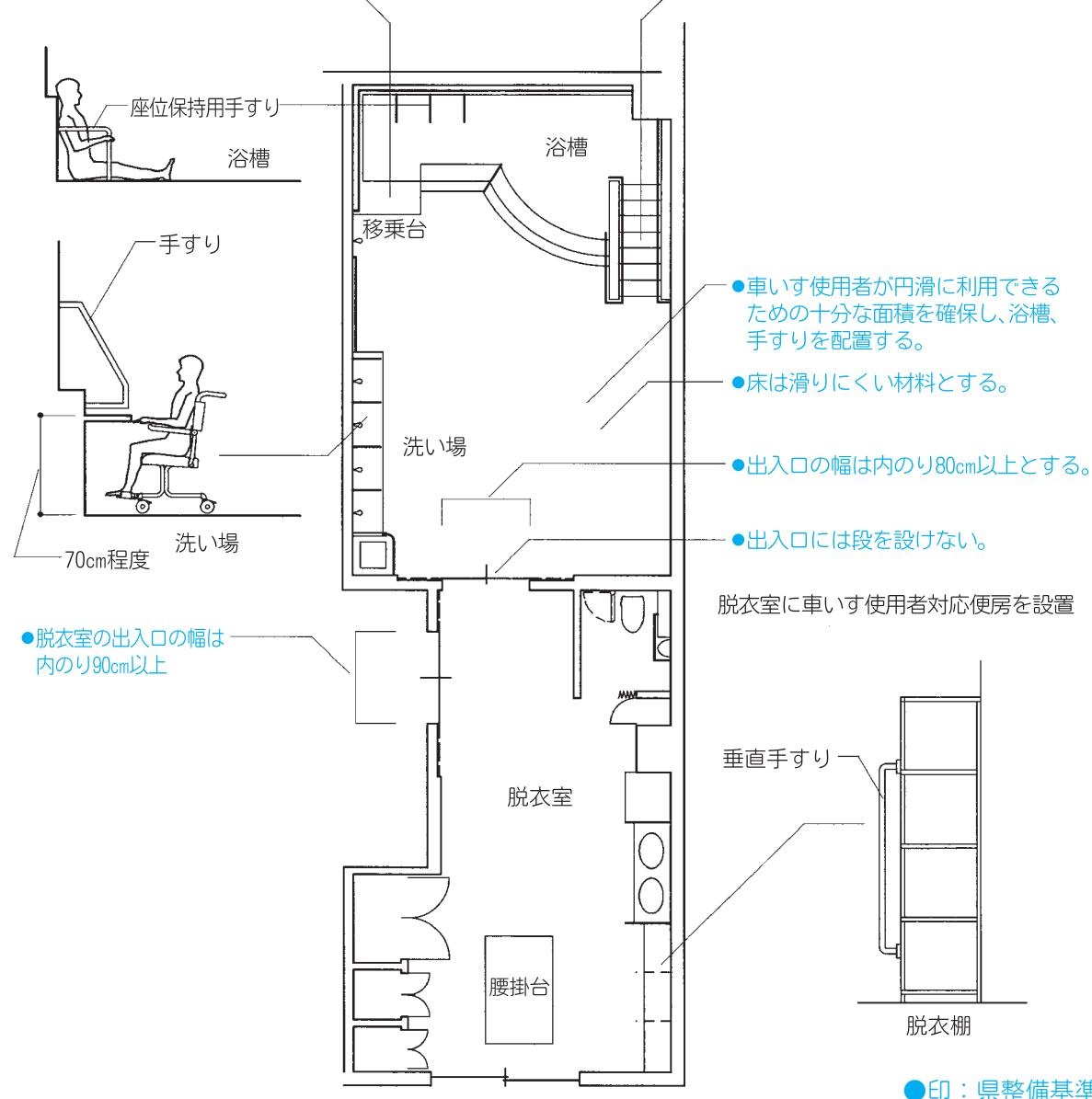
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 洗室の広さ	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等が円滑に利用できるための十分な面積を確保し、浴槽、手すりを配置する。 	10 共同浴室 利用者の利用に供する浴室を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）には、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。 2 浴槽、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 3 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内り80センチメートル以上とすること。 4 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 6 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。 7 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。
2 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●脱衣室の出入口の幅は内り90cm以上とする。 ●洗い場の出入口の幅は内り80cm以上とする。 ●出入口には段を設けない。 <p>◎出入口前後の排水側溝は床面とフラットに仕上げる。</p>	
3 床の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ●滑りにくい材料とする。 	
4 浴室の設備	<ul style="list-style-type: none"> ●水栓器具は容易に操作できるものにする。 <p>◎浴槽に隣接して移乗台を設置する。</p> <p>◎浴槽のふちの高さについて利用者の身体的機能を配慮する。</p> <p>◎手すりについては身体的機能を考慮し設置する。</p> <p>◎床暖房を設置するなど配慮する。</p>	
5 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等に配慮した非常通報装置を設けるよう努める。 	

基本的な考え方

浴室は水を使うため車いす使用者の障害となる段差が生じやすい場所です。水処理の工夫で段差を解消するとともに、高齢者、障害者等の利用を考慮しゆとりをもったスペースの確保が必要となります。



共同浴室の設計例



●印：県整備基準



建築物・1-(11)

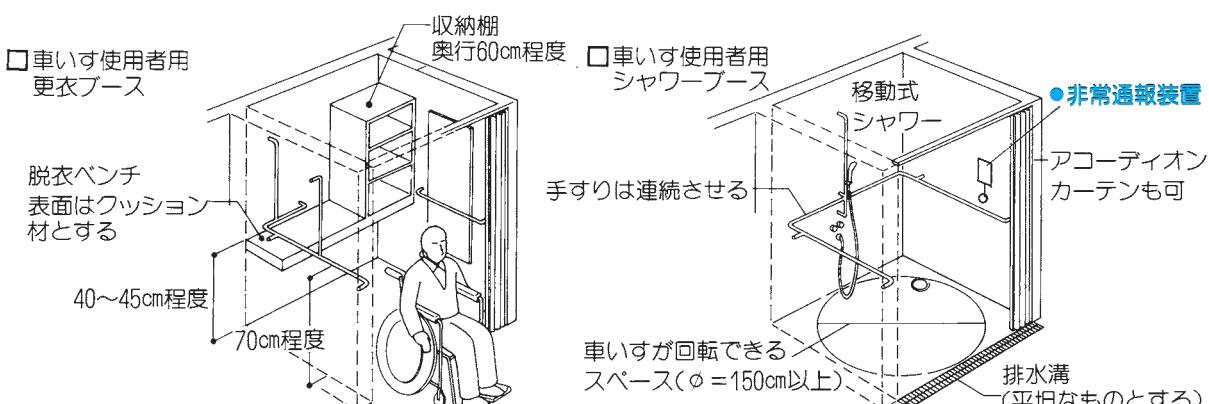
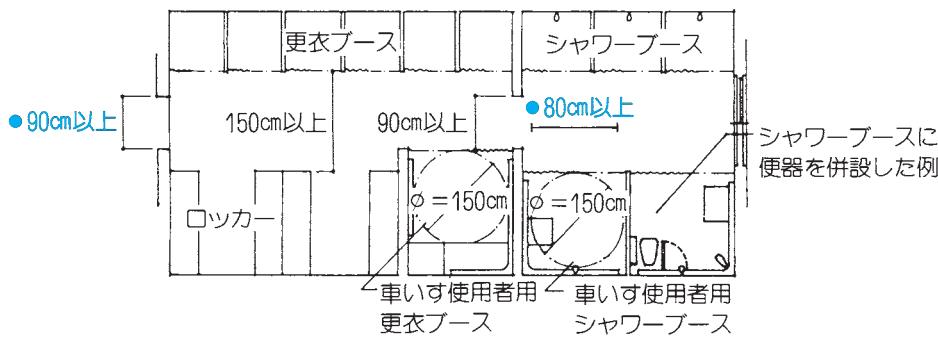
更衣室及びシャワー室

整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 更衣室及びシャワー室の広さ	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等が円滑に利用できるための十分な面積を確保し、腰掛台、手すりを配置する。 	11 更衣室及びシャワー室 (以下「更衣室等」という。) 利用者の利用に供する更衣室等を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除く。)には、次に定める構造の更衣室等を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。 2 腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 3 更衣ブース及びシャワーブースの出入口の幅は、内のり80センチメートル以上とすること。 4 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 6 水栓器具は、容易に操作できるものとすること。 7 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。
2 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●更衣ブースの出入口の幅は内のり90cm以上とする。 ●シャワーブースの出入口の幅は内のり80cm以上とする。 ●出入口には段を設けない。 <p>◎出入口前後の排水側溝は床面とフラットに仕上げる。</p>	
3 床の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ●滑りにくい材料とする。 	
4 更衣室及びシャワー室内の設備	<ul style="list-style-type: none"> ●水栓器具は容易に操作できるものとする。 <p>◎シャワー用チェアを設置する。</p> <p>◎更衣室には、ベンチなど設置する。</p>	
5 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等に配慮した非常通報装置を設けるよう努める。 	

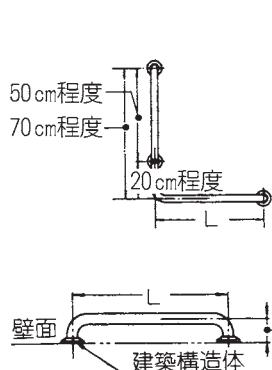
基本的な考え方

車いす使用者も円滑に更衣やシャワーができるよう、ゆとりをもったスペースの確保が必要です。また、脱衣棚や手すり、水栓器具も、高齢者、障害者等に使いやすい計画とすることも大切になります。

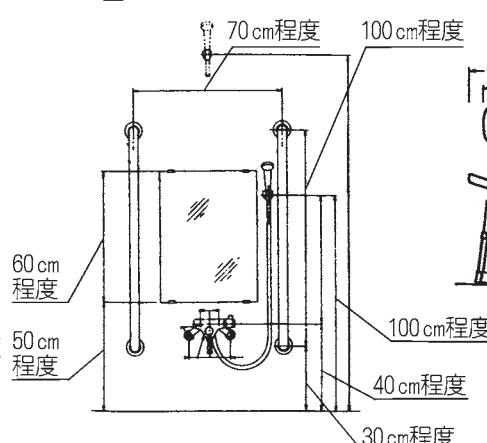
更衣室及び脱衣室から浴室への設計例



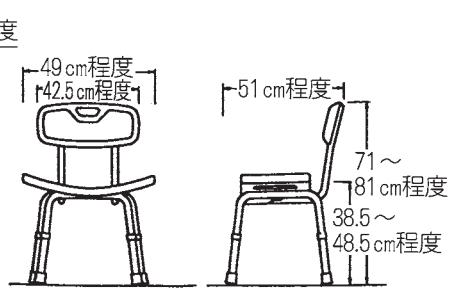
□手すりの参考例



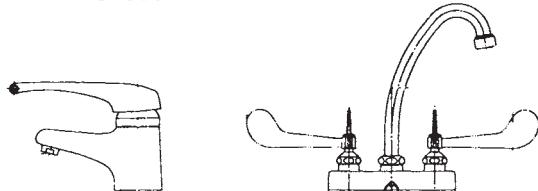
□シャワーと手すりの配置例



□シャワー用チアの参考例



□水栓金具の参考例



シングルレバー混合栓

ツーバルブ混合水栓

□非常通報装置



●印：県整備基準



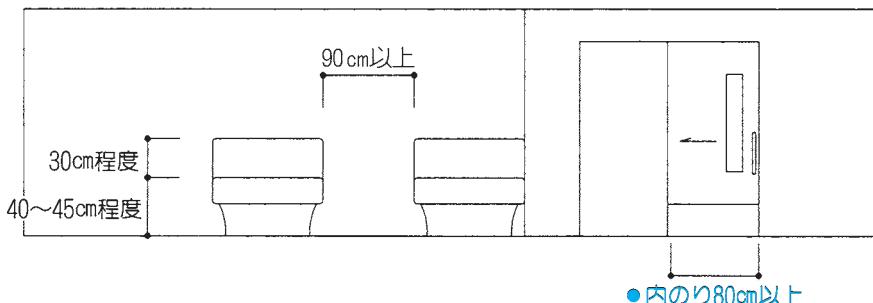
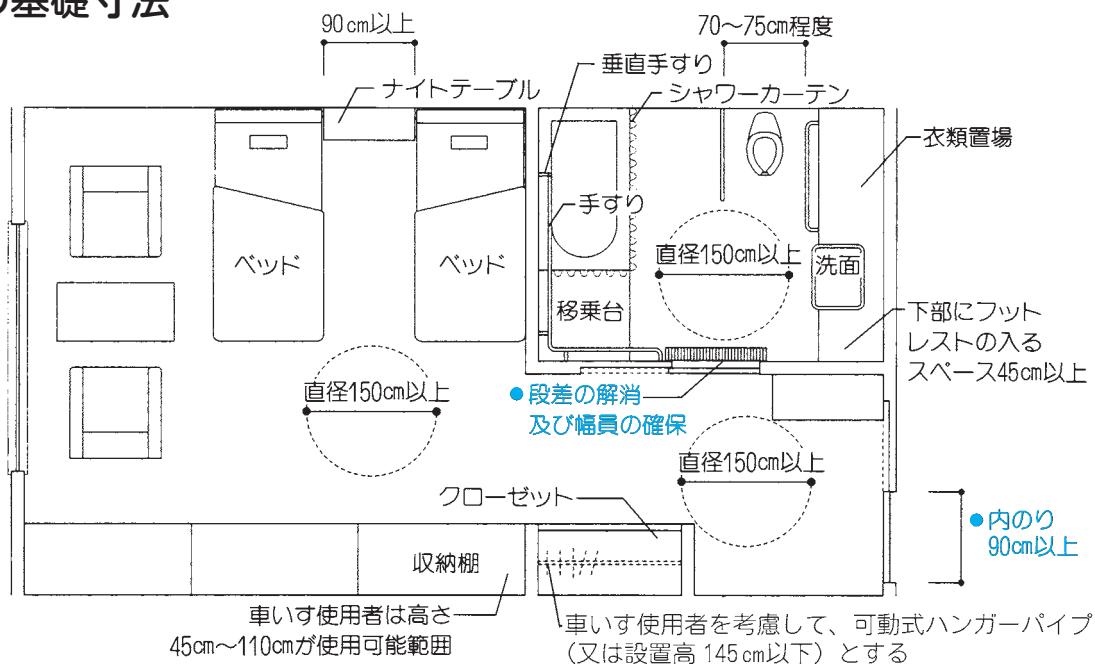
建築物・1 -(12) 客室

整備のポイント	整備基準の要点	宮城県整備基準
1 車いす使用者も利用できる客室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●用途面積が5,000m²を超える宿泊施設には、車いす使用者も利用できる客室を1以上設ける。 ◎車いす使用者の団体利用にも考慮する。 	12 客室 1 宿泊施設（用途面積の合計が5,000平方メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。）の客室（宿泊用のものに限る。以下この項において同じ。）のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。 (-)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。 (-)6の項1の(-)から(五)までに定める構造の車いす使用者対応便房を設けること。 (-)車いす使用者が円滑に利用することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のある宿泊施設に利用者の利用に供する10の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。
2 客室の広さ	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な面積を確保し、手すりなどを設ける。 ◎介護者のベッドの置ける広さを確保する。 ◎ベッドの側面には車いすが転回できるスペースを設ける。 ◎1-(1)出入口参照 	2 宿泊施設の客室（1に定める構造の客室を除く。）のうち1以上の客室には、音、光その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。
3 便所・浴室	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者対応便房を設ける。 ●車いす使用者が利用できる浴室を設ける。 	
4 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> ●音、光などにより、視覚障害者、聴覚障害者に非常事態を知らせる非常警報設備を設ける。 ◎振動で非常事態を知らせる体感式ベッドを採用する。 	
5 床の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ◎滑りにくい材料とし、車いすの移動に支障をきたすような毛足の長いじゅうたんなどは避ける。 	
6 その他設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ◎棚類は、車いすでの使用に配慮する。 ◎スイッチ類は、車いすでの使用に配慮した高さとし、枕元でも操作できるようにする。 ◎ベッドは下部に車いすのフットレストが入るものとする。 	

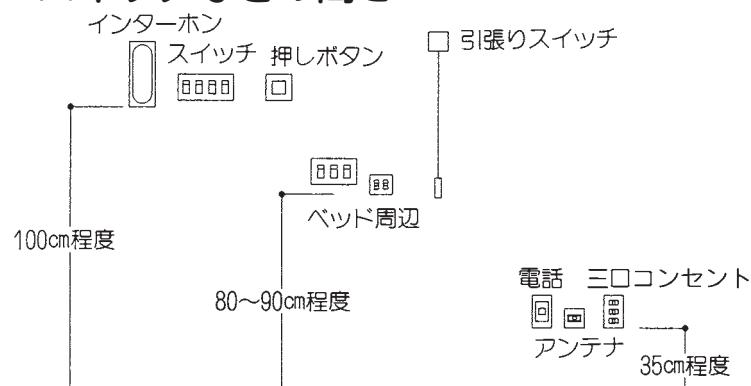
基本的な考え方

客室は、プライバシーが保たれ換気採光がよく、避難しやすい場所に配慮し、車いすで利用できることに加え、視聴覚障害者などが情報を容易に収集できる設備を設けることが必要となります。また、就寝するということを考慮して、安全性や緊急時等の対策には十分な配慮をすることが望まれます。

客室の基礎寸法



コンセント・スイッチなどの高さ



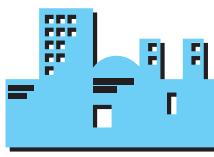
●印：県整備基準



建築物・1-(13)

受付カウンター及び記載台

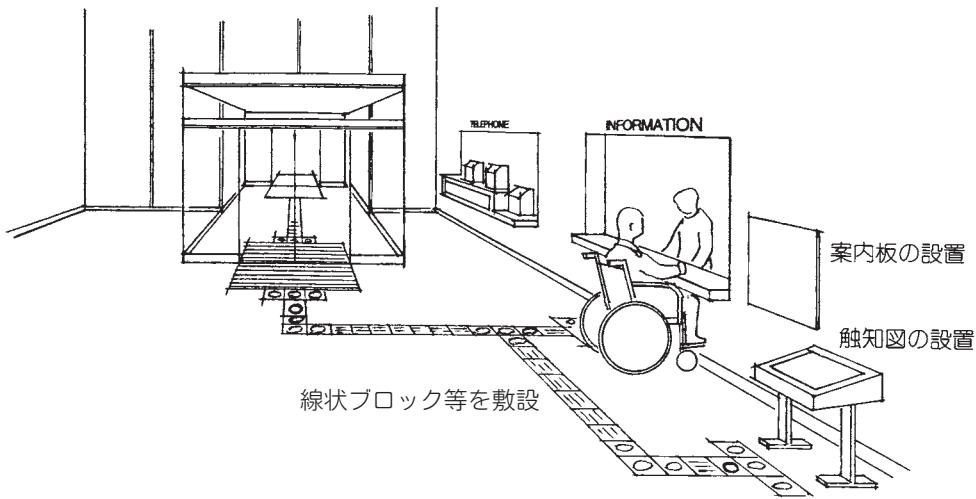
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 受付カウンター等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者に配慮した受付カウンター等を1以上設けるよう努める。 <p>◎カウンター等の前面に車いすが転回できるスペースを確保する。</p>	13 受付カウンター及び記載台 (以下「受付カウンター等」という。) <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の利用に供する受付カウンター等を設ける場合には、次に定める構造の受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。 <ul style="list-style-type: none"> (-)車いす使用者の利用に配慮した高さとすること (-)下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。 2 病院において利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、音声によるほか、文字による呼出し装置を設けるよう努めること。
2 カウンターの高さ・構造	<ul style="list-style-type: none"> ●カウンターの高さは車いす使用者の利用しやすい高さとする。 <p>◎カウンターの高さは、70cm~75cmとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カウンターの下部には車いす使用者の膝や車いすのキャスターの入る空間を設ける。 <p>◎カウンターの下部の空間は、60cm~65cmの高さを確保する。</p> <p>◎つえ使用者等が体を支えることができるようカウンター等は床や壁にしっかりと固定し、必要に応じ手すりを設ける。</p>	
3 呼出し装置	<ul style="list-style-type: none"> ●音声や文字による呼出し装置を設けるよう努める。(1-(16)案内標示等参照) 	
4 視覚障害者への配慮	<p>◎必要に応じ線状ブロック等を敷設する(1-(2)廊下等参照)。</p>	



基本的な考え方

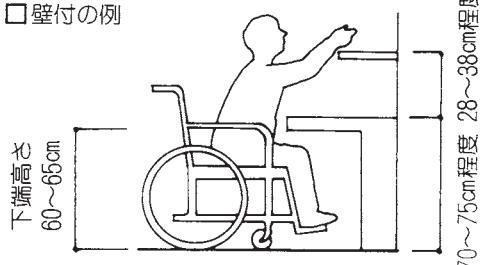
カウンターや記載台を設ける場合には、車いす使用者やつえ使用者、高齢者等にも使いやすい仕様、形状となるよう配慮する必要があります。さらに、選挙の投票所など臨時や仮設に設けるものについても同様の扱いが望されます。

出入口から受付等までの廊下の整備例

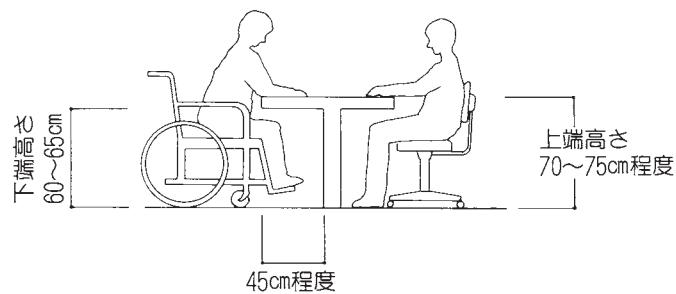


カウンター・記載台の例

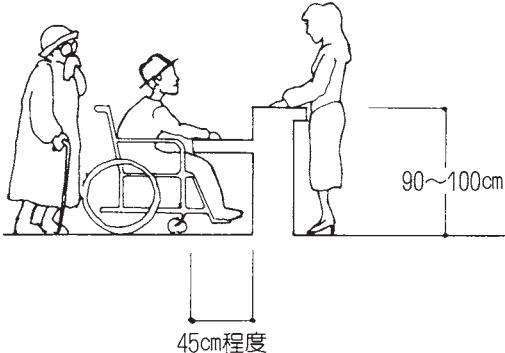
□壁付の例



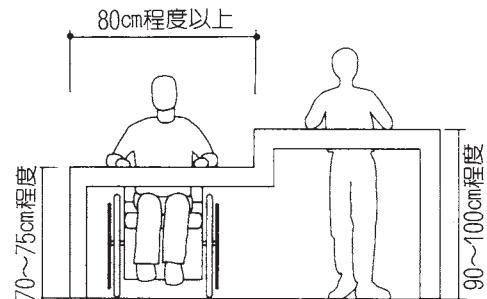
□カウンターの例(車いす対いす座位)



□カウンターの例(車いす対立位)



□カウンター正面図の例





建築物・1-(14)

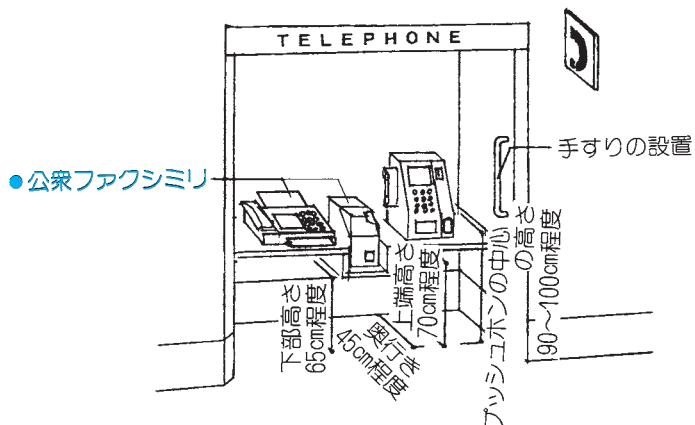
公衆電話所

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 公衆電話所の設置	●車いす使用者の利用を考慮した公衆電話所を1以上設けるよう努める。	14 公衆電話所 公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とするよう努めること。 1 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者の利用しやすい空間を設けること。 2 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項1から4までに定める構造に準じたものとすること。 3 難聴者及び視覚障害者に対応した公衆電話機並びに公衆ファクシミリを設けること。
2 公衆電話所の高さ・構造	●車いす使用者の利用に考慮した高さとするよう努める。 ◎電話機のダイヤルの中心で90cm～1mになるよう電話機を設置する。 ●カウンターアンダーベースに車いす使用者の膝やキャスターの入る空間を設けるよう努める。 ◎つえ使用者等が体を支えられるようカウンターはしっかりととした構造とし、必要に応じ手すり等を設ける。 ◎電話帳についても高齢者、障害者等が扱いやすいものを設置する。	
3 出入口	●出入口は1-(1)出入口に定める構造に準じたものとするよう努める。	
4 視覚障害者・難聴者への配慮	●難聴者や視覚障害者に対応した公衆電話機や公衆ファクシミリを設けるよう努める。 ◎線状ブロック等を敷設する。	
5 転回スペース	◎カウンター等前面には、車いすが転回できるスペースを設ける。	
6 案内表示	◎高齢者、障害者等の利用に配慮した公衆電話所には、その旨を分かりやすい方法で表示する。	

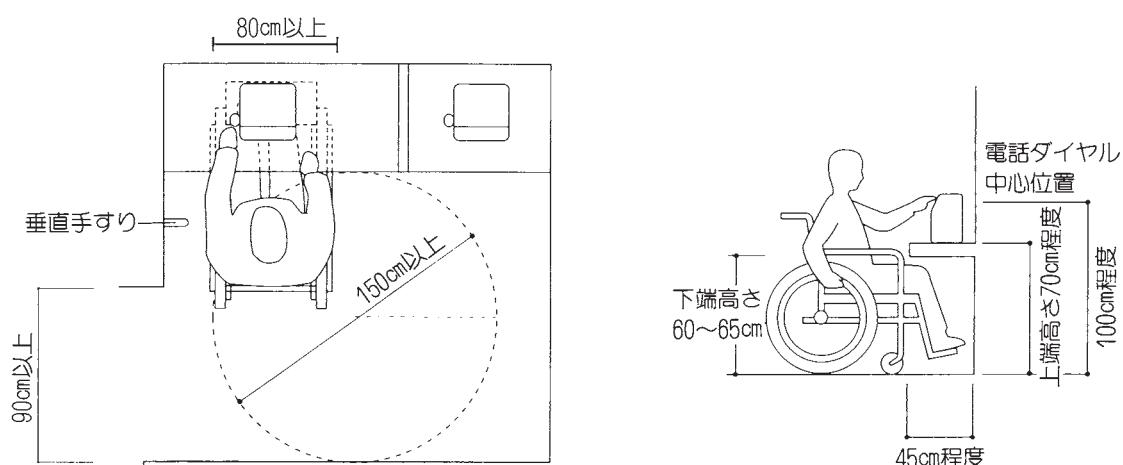
基本的な考え方

公衆電話を設置する場合、車いす使用者はもとより、高齢者、障害者等だれもが利用しやすい公衆電話を、分かりやすい場所に、1台以上設置することが必要です。また、照明などにも配慮し、快適に利用できるような環境作りが望まれます。

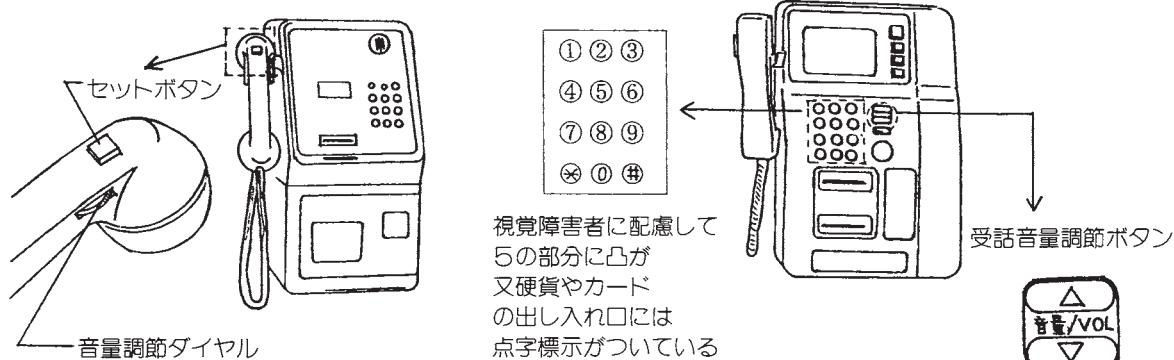
ファクシミリを備えた電話コーナーの例



電話台の設置例



公衆電話機の例

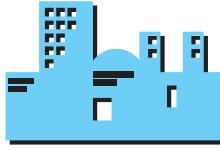


●印：県整備基準

建築物・1-(15)

券売機

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 券売機の設置	<ul style="list-style-type: none">●車いす使用者の利用に配慮した券売機を1以上設置するよう努める。	<p>15 券売機</p> <p>券売機を設ける場合においては、当該券売機は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 車いす使用者が円滑に使用できるよう高さに配慮した券売機を1以上設けること。2 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に使用できるよう配慮した券売機を1以上設けること。この場合において、直接地上へ通ずる出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路に線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
2 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none">●運賃等を点字で表示する等、視覚障害者に配慮した券売機を1以上設置するよう努める。◎音声標示と併用する。	
3 券売機の高さ	<ul style="list-style-type: none">●床面に線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設するよう努める。◎コイン投入口の高さは100cm程度、取り出し口の高さは80cm程度、操作ボタンはその範囲内とする。	

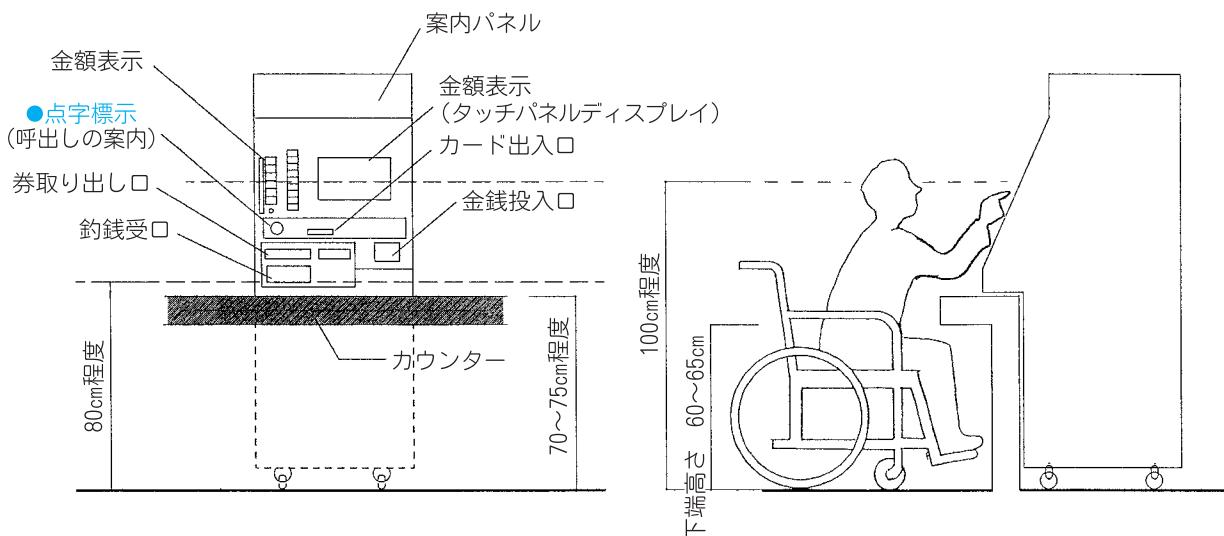


基本的な考え方

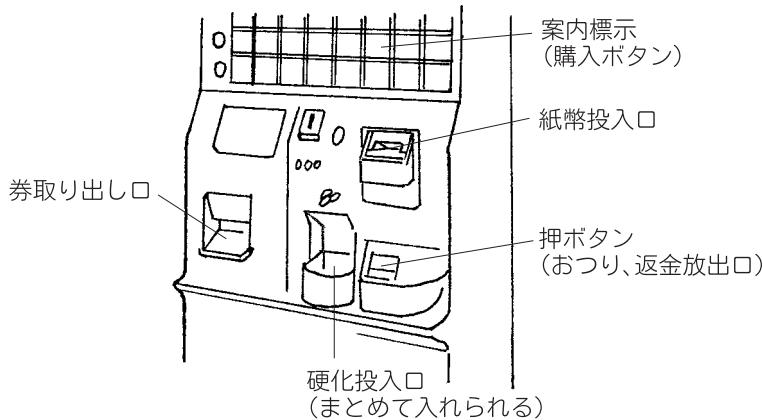
券売機を設置する場合には、視線角度や高さに配慮した車いす使用者対応のものや、点字や音声で案内する視覚障害者対応のものなど、高齢者、障害者等に利用しやすい券売機を設置することが必要です。また、券売機のそばに案内窓口等を設置し、全て自動化に頼らない配慮も必要です。

券売機の例①

券売機の横に点字運賃表を設置する。また、インターホン、呼出しボタンなどは車いす使用者にとって使用しやすい高さ、構造とする。



券売機の例②

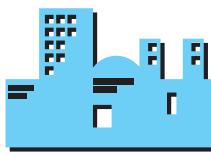


●印：県整備基準

建築物・1-(16)

案内標示等

整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 案内標示の設置	<p>●高齢者・障害者等にも分かりやすいよう、設置箇所、表記方法に配慮したものとするよう努める。</p>	<p>16 案内標示等</p> <p>1 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(-)高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。</p> <p>(-)主要な案内標示には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置を設けるよう努める。</p>
2 表記・装置	<p>●主要な案内板には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置を設けるよう努める。</p> <p>◎大きめの文字や図など分かりやすいデザインのものとする。</p> <p>◎必要に応じ外国語を併記する。</p> <p>◎必要に応じ照明器具を内蔵する。</p> <p>◎高齢者や白内障の黄変化視界でも分かりやすい赤や黒などで表記する。</p> <p>◎案内板には、触知図や音声装置を併用する。</p>	<p>(-)主要な案内標示には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。</p> <p>2 火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることができるものとするよう努めること。</p>
3 設置高さ	<p>◎車いす使用者に配慮する場合、床からの中心高さは90~95cm程度とする。</p>	
4 設置場所	<p>◎誘導用の案内は曲がり角ごとの分かりやすい位置に設置する。</p> <p>◎逆光や反射グレーアーが生じないよう設置位置、照明に配慮する。</p> <p>◎車いす使用者等の障害者が利用可能な設備や施設にその旨を分かりやすく表示する。</p>	
5 呼出し標示	<p>◎受付等では文字標示と合わせて音声案内、電光掲示を併用することが望ましい。</p>	
6 非常警報装置	<p>●非常警報装置は光、音その他の方法により視覚障害者、聴覚障害者に非常事態を知らせることができるよう努める。</p>	



基本的な考え方

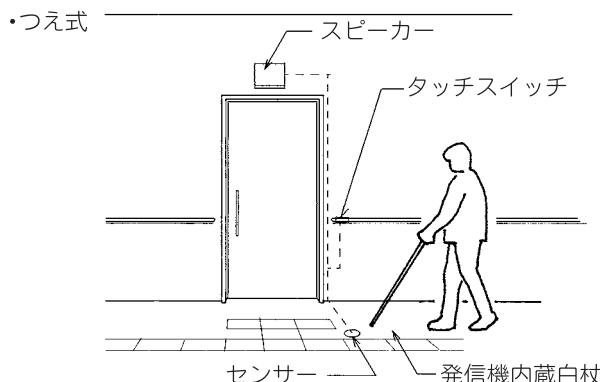
案内板は、だれにも分かりやすくするために位置や大きさ、色彩や点字の併用、また、音声や光による誘導など、きめ細かな配慮が必要となります。設置するに当たっては適切な配置計画をし、分かりやすく、かつ通行の妨げとならないようにすることが大切です。

建築物の用途別の火災情報伝達手段

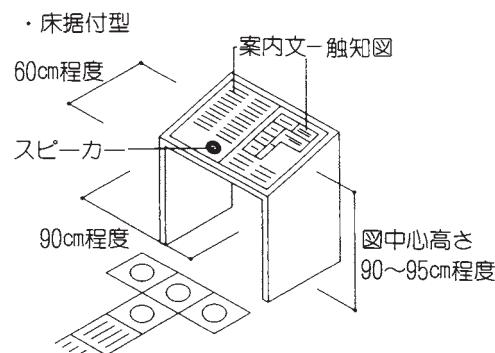
対象物区分	視聴覚障害者別	緊急発生事実の伝達						緊急情報の伝達（避難情報）			避難方向等の伝達					
		非常ベル	自動式サイレン	自動音声警報	バイブレータ	キセノンランプ	磁気ループ等	非常用構内通報機等	非常放送	自動音声警報	非常文字表示	磁気ループ等	点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	視覚障害者誘導用ブロック等	光走行式避難誘導
劇場等	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害				○	○	△			○	△	○			○	○
社会福祉施設	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害				○	○	△			○	△	○			○	○
集会所等	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害				○	○				○			○		○	○
ホテル等	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○	○		△	○	○	△
	聴覚障害				○	○			○		○		○		○	○

注) ○は、視覚障害者又は聴覚障害者全般に対し有効なもの
△は、光覚を有するもの又は難聴者に有効なもの

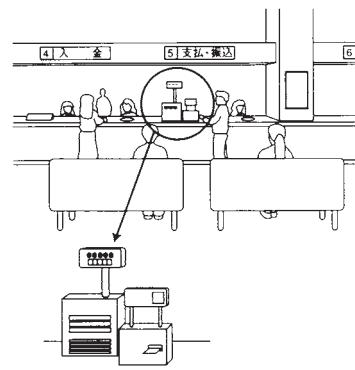
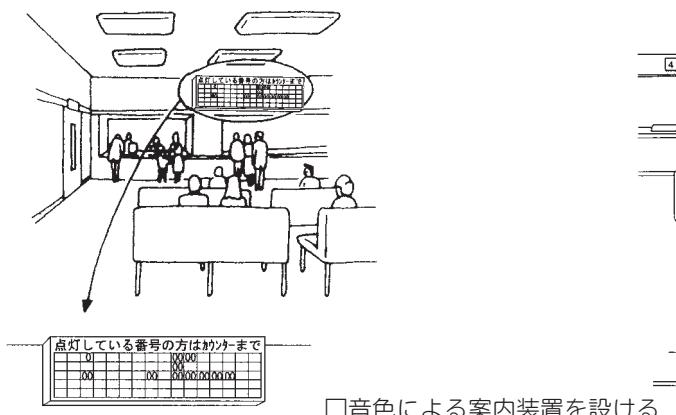
誘導用音声案内のしくみの例



音声付き触知図案内板の例



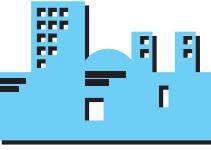
電光掲示による呼出しカウンター（音声案内機能併用）の例



建築物・1-(17)

授乳場所

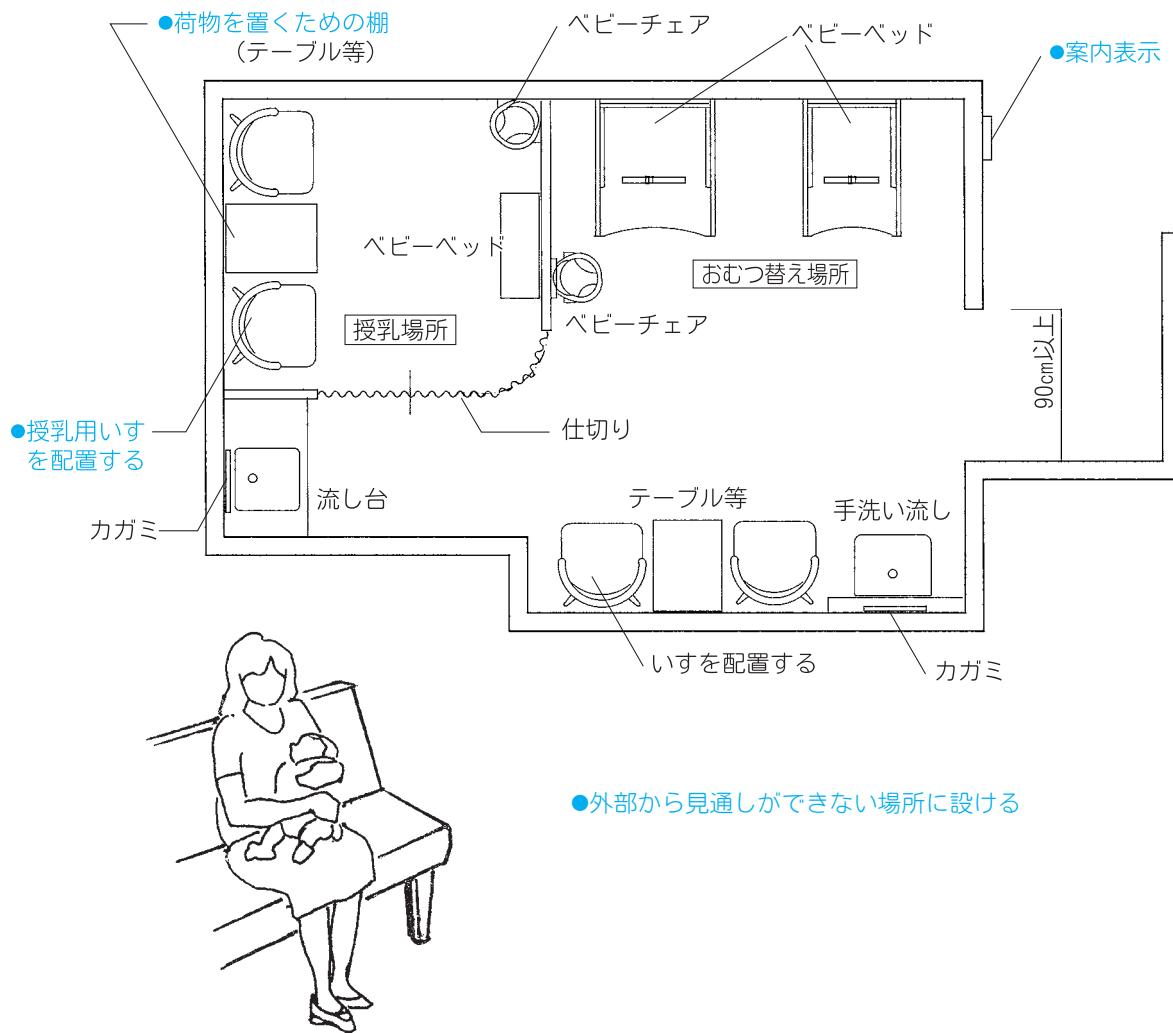
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 授乳場所の設置	● 用途面積が 5,000 m ² を超える医療施設等の公益的施設には授乳場所を 1 以上設ける。	17 授乳場所 医療施設等（用途面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるものに限る。）及び複合施設（これに含まれる医療施設等の用途面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるものに限る。）には、利用者の利用に供する次に定める構造の授乳場所を 1 以上設けること。 1 乳児に授乳を行うためのいすを配置すること。 2 荷物を置くための棚その他これに代わる設備を配置すること。 3 授乳を行うためのスペースは、壁等により外部から見通しのできない構造とすること。 4 授乳場所の出入口又はその付近に、授乳場所を設けている旨を見やすい方法で表示すること。
2 いすの配置	● 授乳を行うためのいすを配置する。	
3 荷物を置くための設備の配置	● 荷物を置くための棚を配置する。	
4 授乳スペース	● 授乳を行うためのスペースは、外部から見通しのできない構造とする。	
5 案内表示	● 授乳場所を設置している旨を見やすい方法で表示する。	
6 その他設備・備品	◎ 授乳場所はベビーカーや荷物などを置くスペースも確保できるようにする。 ◎ 流し等を設置する。 ◎ 授乳場所に、おむつ替えの場所を併設する場合は、カーテンなどの仕切を設け、おむつ替え場所と分ける。	



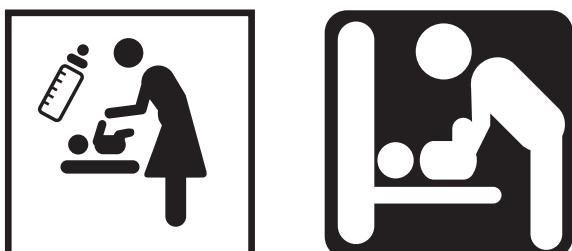
基本的な考え方

授乳場所は、乳幼児連れの母親などが自由に行動し、また社会活動に参加するためにも乳児に授乳を行う場所として必要となります。また、授乳場所は外部から見通せないように、室内の配置などプライバシーに配慮する必要があります。おむつ替えの場所を併設する場合は、カーテンなどの仕切を設ける配慮も必要です。

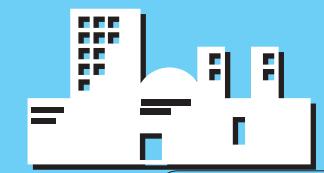
授乳場所の例（おむつ替えスペースの併設の場合）



案内表示例



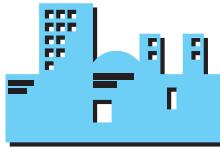
●印：県整備基準



建築物・1-(18)

休憩設備

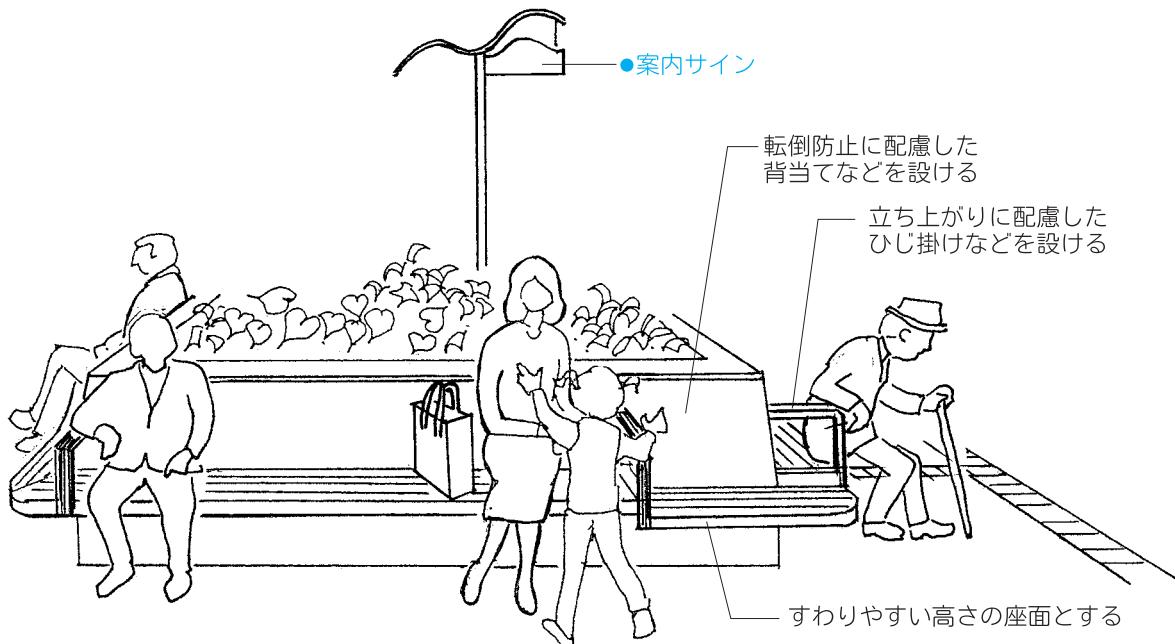
整備のポイント	整備基準の要点	宮城県整備基準
1 休憩設備の設置	<p>●用途面積が 1,000 m²を超える公益的施設（複合施設は 3,000 m²を超えるもの）には休憩設備を設ける。</p>	<p>18 休憩設備</p> <p>1 公益的施設（公衆便所、事務所、自動車車庫、共同住宅等及び複合施設を除く。以下この項において同じ。）（用途面積が 1,000 平方メートルを超えるものに限る。）及び複合施設（これに含まれる公益的施設の用途面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるものに限る。）には、利用者の利用に供する休憩設備を設けること。</p> <p>2 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨を見やすい方法で表示すること。</p>
2 案内表示	<p>●休憩設備を設けている旨を見やすい方法で表示する。</p>	
3 設置場所	<p>◎歩行者や車いすの通行に配慮し設ける。</p>	



基本的な考え方

休憩設備は、高齢者、障害者や乳幼児連れの母親などにも使いやすい仕様、形状となるよう配慮する必要があります。また、休憩設備が通行の障害とならないように配慮することが大切です。

休憩設備の例



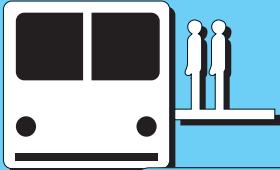
設計編

1. 整備基準

建築物以外の 公共交通機関の施設

- (1) 改札口 66
- (2) 通路等 68
- (3) 階段 68
- (4) エレベーター 70
- (5) エスカレーター 70
- (6) 乗降場 72
- (7) 便所 74
- (8) 案内標示 76

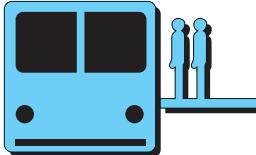




建築物以外の公共交通機関の施設・2-(1)

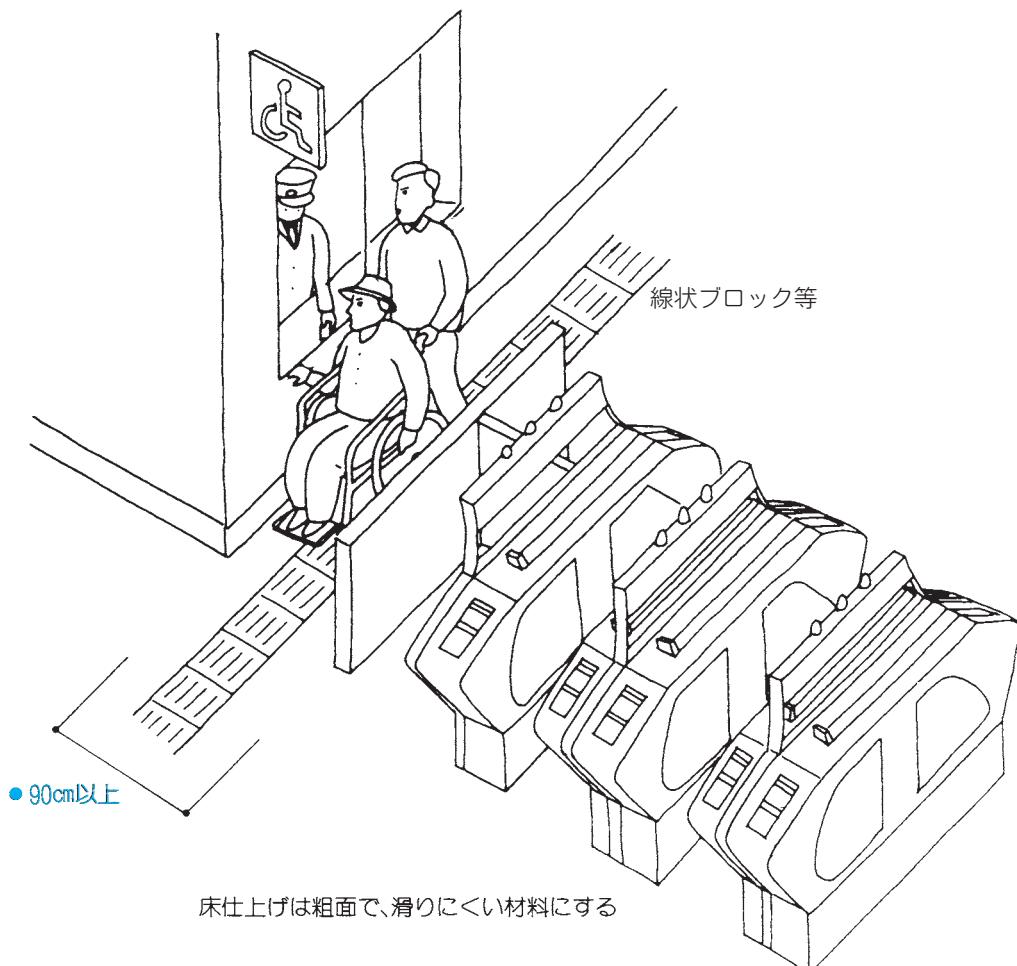
改札口

整備のポイント	整備基準の要点 印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 改札口の幅	● 1 以上の改札口の幅は、内り 90cm 以上とする。	1 改札口 改札口のうち 1 以上は、次に定める構造とすること。 1 幅は、内り 90 センチメートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。
2 段の解消	● 1 以上の改札口は、車いす使用者が通過する際支障となる段を設けない。	
3 手すり	◎手すりはできるだけ連続させる。 ◎端部は、袖口が引っかからないように、壁に埋め込まれるようにするなど工夫する。	
4 床仕上げ	◎表面は粗面とし、滑りにくい材料とする。	
5 照明	◎照明は通過に支障がないよう、明るさや光源の位置に配慮する。	
6 誘導標識等	◎改札口の場所や要所には、点状ブロック等をつけて視覚障害者の安全に配慮する。 ◎改札口の少なくとも 1箇所には、連続して線状ブロック等をつける。 ◎改札口の付近には事故等の情報を知らせるため、必要に応じて外国語も含めた何らかの文字、音声による案内装置をつける。	

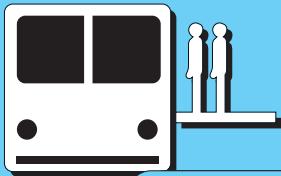


基本的な考え方

駅や港湾施設などの旅客の主要動線の中で改札口はもっとも狭い部分で、利用者も集中する場所です。だれもが安全にスムーズに通過できるよう十分な幅の確保や手すりの設置などに配慮することが必要です。



●印：県整備基準



建築物以外の公共交通
機関の施設・2-(2)

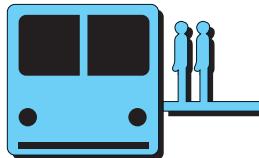
通路等 1・2 → 1-(2)廊下等参照

建築物以外の公共交通
機関の施設・2-(3)

階

段

→ 1-(3)階段参照



宮城県整備基準

2 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）

利用者の利用に供する通路等は、次に定める構造とすること。

1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

2 段を設ける場合には、当該段は、第1号の表3の項1から4までに定める構造に準じた

ものとすること。

3 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1号の表2の項3の(イ)に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす用特殊構造昇降機を設けること。

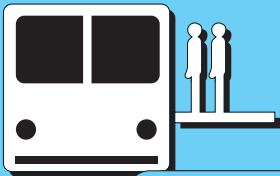
宮城県整備基準

3 階段

利用者の利用に供する階段は、第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。

交建
通機
物外
の施設
公共

2
-(2)
(3)



建築物以外の公共交通
機関の施設・2-(4)

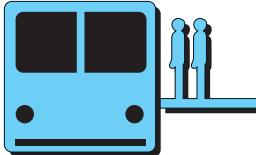
エレベーター → 1-(4) エレベーター
参照

建築物
以外の
施設
公共交通
機関の
施設

2 -
(4)
(5)

建築物以外の公共交通
機関の施設・2-(5)

エスカレーター → 1-(5) エスカレーター
参照



宮城県整備基準

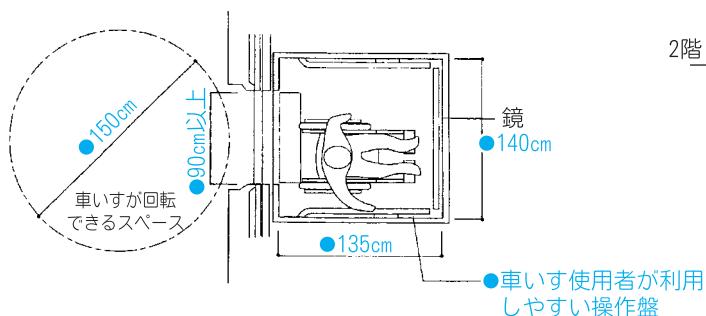
4 エレベーター

- 1 の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に 5 メートル以上 の高低差が生ずる箇所がある場合においては、次に定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。
- 1 かごの幅は内のり 1.4 メートル以上とし、奥行きは内のり 1.35 メートル以上とすること。
ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる

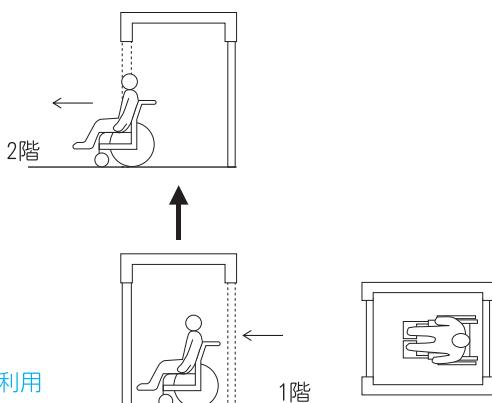
構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

- 2 かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。ただし、1 の項ただし書に定める構造のエレベーターを設ける場合については、この限りではない。
- 3 第1号の表4から7までに定める構造とすること。

かごの大きさ



かごの出入口が複数あるエレベーター

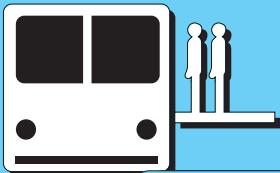


●印：県整備基準

宮城県整備基準

5 エスカレーター

- 利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、第1号の表5の項に定める構造とするよう努めること。



建築物以外の公共交通機関の施設・2-(6)

乗降場

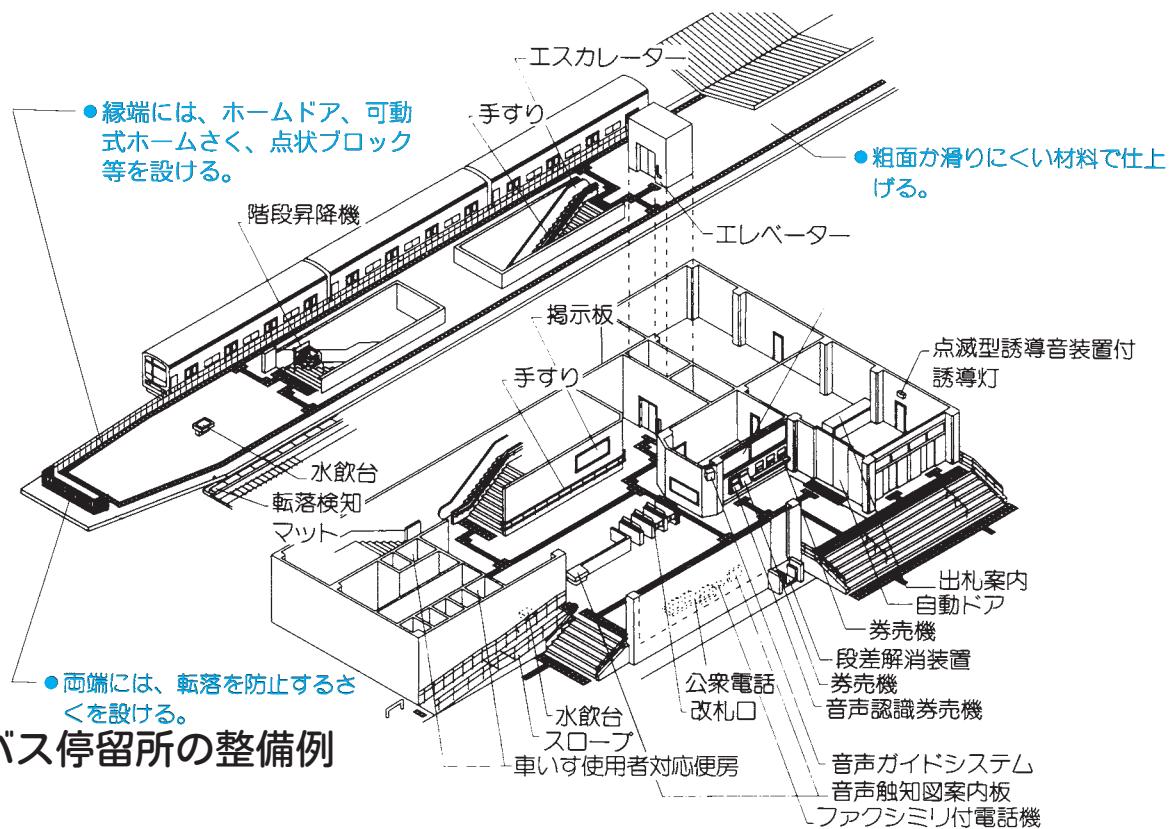
整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 床の仕上材	●粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。	6 乗降場 利用者の利用に供する乗降場は、次に定める構造とすること。 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 両端には、転落を防止するさくを設ける。 3 縁端には、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等を設ける。 ◎さくの高さは、1.1m～1.5mとする。 ◎点状ブロック等はホームの端部から80cm以上に設置する。
2 転落防止対策	●両端には、転落を防止するさくを設ける。	
3 視覚障害者への配慮	●縁端には、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等を設ける。 ◎さくの高さは、1.1m～1.5mとする。 ◎点状ブロック等はホームの端部から80cm以上に設置する。	
4 バスターミナル等	◎バスターミナルには、バスの行き先、運行経路、発着ホーム、時刻表などを分かりやすく表示する案内板を設けると共に、点字標示を併設する。	
5 バス停留所	◎歩道上には、線状ブロック等によりバス停留所・タクシー乗り場の標示を行う。 ◎歩道に設置されているバス停留所には、必要に応じて上屋を設置する。また、郊外においては、風よけを設置する。 ◎バス停留所には、バスの行き先、運行経路、時間表を表示する案内板を設けるとともに、行き先別に接近するバスの自動アナウンス及び電光による表示を行う。また、必要に応じてベンチを設置する。	
6 タクシー乗り場	◎ターミナル駅となる駅前には上屋又は庇の付いたタクシー乗り場を設ける。 ◎車いす使用者が乗降しやすいように、タクシー乗り場の一部には、車道と乗り場の境界に段差が生じないように、ゆるやかな勾配などを設けて車道の高さと合わせる。	
7 旅客船ターミナル	◎旅客船ターミナルには、旅客船の行き先、運行経路、発着桟橋（岸壁）、時刻表などを分かりやすく表示する案内板を設けるとともに、点字標示を併設する。	



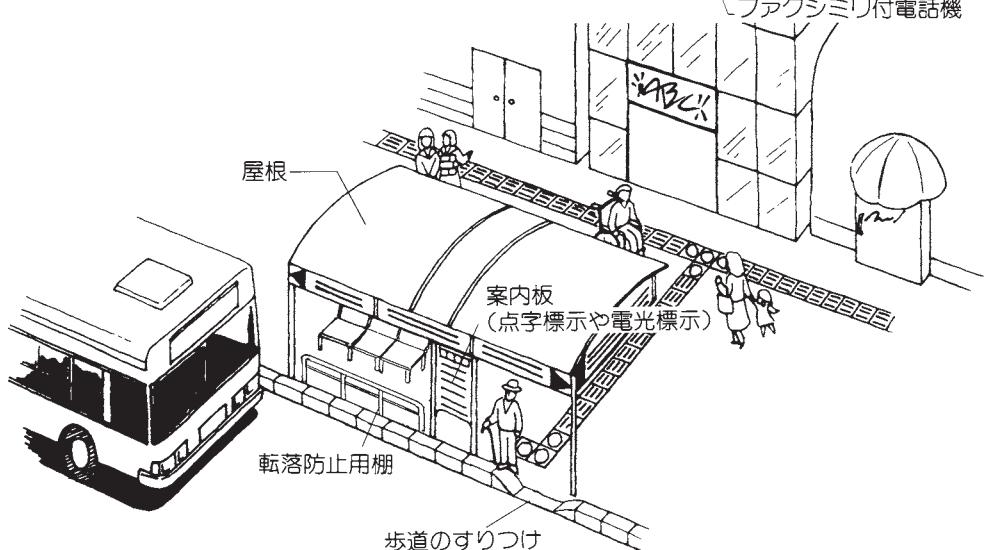
基本的な考え方

プラットホームと車体のすき間及び段差の解消を図り、床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする配慮が必要です。また、歩道に設置される停留所等には、必要に応じて上屋の設置や線状ブロック等による標示などの配慮が必要です。

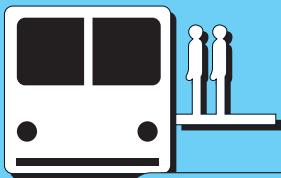
駅舎の整備例



バス停留所の整備例

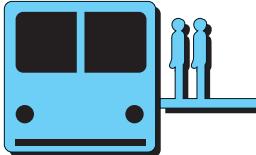


●印：県整備基準



建築物以外の公共交通
機関の施設・2-(7)

便所 → 1-(6) 便所参照



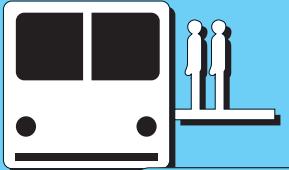
宮城県整備基準

7 便所

- 1 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を 1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。
(一) 第 1 号の表 6 の項 1（(八)を除く。）に定める構造とすること。
(二) 車いす使用者対応便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）の車いす使用者対応便所は、次に定める構造とすること。
(1) 介護用ベッドを配置すること。
(2) 当該車いす使用者対応便所の出入口及び当該車いす使用者対応便所のある便所の出入口付近に、介護用ベッドを配置している旨を見やすい方法で表示すること。
- 2 利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置式の小便器又はこれと同等以上の機能を有するものを 1 以上設けること。
- 3 利用者の利用に供するオストメイトのための設備のある便所を設ける場合には、次に掲げる設備を配置した便所を 1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）

設け、当該便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口付近に、オストメイトのための設備を配置している旨を見やすい方法で表示すること。

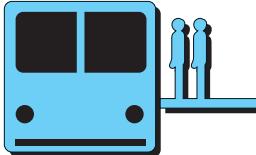
- (一) パウチ及びし瓶の洗浄ができる水洗装置
 - (二) 汚物入れ
 - (三) 荷物を置くための棚その他これに代わる設備
 - (四) 衣服を掛けるための金具等
- 4 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を 1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。
(一) ベビーチェアを配置した便所を設けること。
(二) ベビーベッドを配置すること。ただし、当該公益的施設内の他の場所に乳幼児のおむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。
(三) ベビーチェア又はベビーベッドのある便所の出入口及び当該便所又はベビーベッドのある便所の出入口付近に、ベビーチェア又はベビーベッドを配置している旨を見やすい方法で表示すること。



建築物以外の公共交通機関の施設・2-(8)

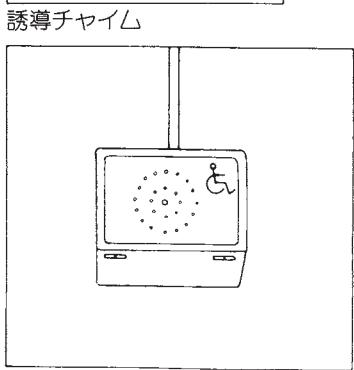
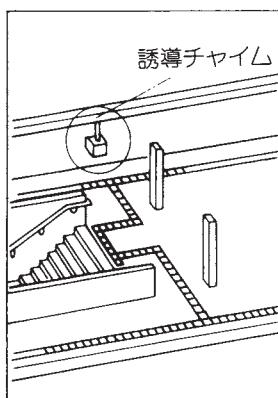
案内標示

整備のポイント	整備基準の要点 印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 設置箇所	●設置箇所、表記方法等に配慮したものとする。	8 案内標示 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、次に定める構造とするよう努めること。 1 高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。 2 主要な案内標示には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置等を設けること。
2 表記・装置	●主要な案内板には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置等を設けること。 ◎できるだけ大きい文字を使用しはっきりと分かりやすい色彩で表示し、見やすい位置に設け十分な照明設備を設ける。 ◎主要な案内板は必要に応じて外国語を併記する。	
3 目的駅の検索の簡素化	◎駅の切符売り場等における時刻表、案内標示、料金表の文字を大きく見やすいものとする。	
4 触知図式案内板等	◎駅施設の配置が複雑な場合には、出入口付近に主要な施設配置を表示した触知図式案内板等を設けることが望ましい。	
5 手すりの点字標示	◎両端及び曲がり角には点字又は記号による案内標示をとりつける。	
6 乗降場（ホーム）での案内	◎入線の際、放送案内のほかに電光掲示板などの文字による案内標示を設ける。	
7 線状ブロック等	◎主要施設への案内誘導は線状ブロック等、階段、乗降場などの危険の標示は点状ブロック等を敷設する。 ◎駅の出入口、階段の降り口、点字触知図式案内表示板等の上方には、音声による案内装置や誘導チャイムを設置する。	
8 緊急時の案内	◎緊急時に改札口内外などの見えやすい場所に文字による案内標示を設ける。	



基本的な考え方

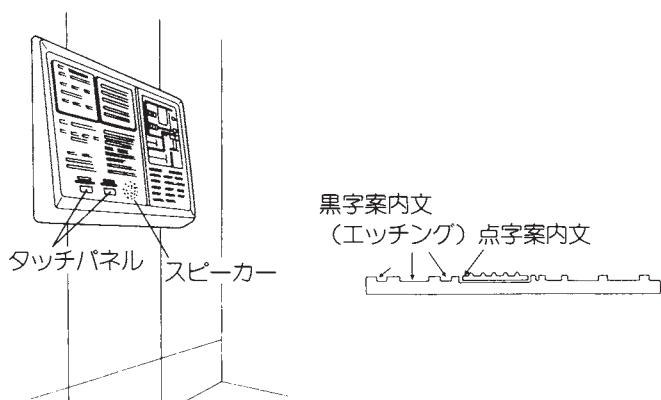
公共交通は、高齢者、障害者等の行動範囲を広げるために重要な手段です。目的地までの複雑な経路を安全かつ快適に到達できるようにするには、施設の整備と適切な情報の提供、標示等に配慮することが必要です。



拡大図

- 設置箇所、表記方法等に配慮したものとする
- 必要に応じて点字や音声による装置を設ける。

音声触知案内板の例



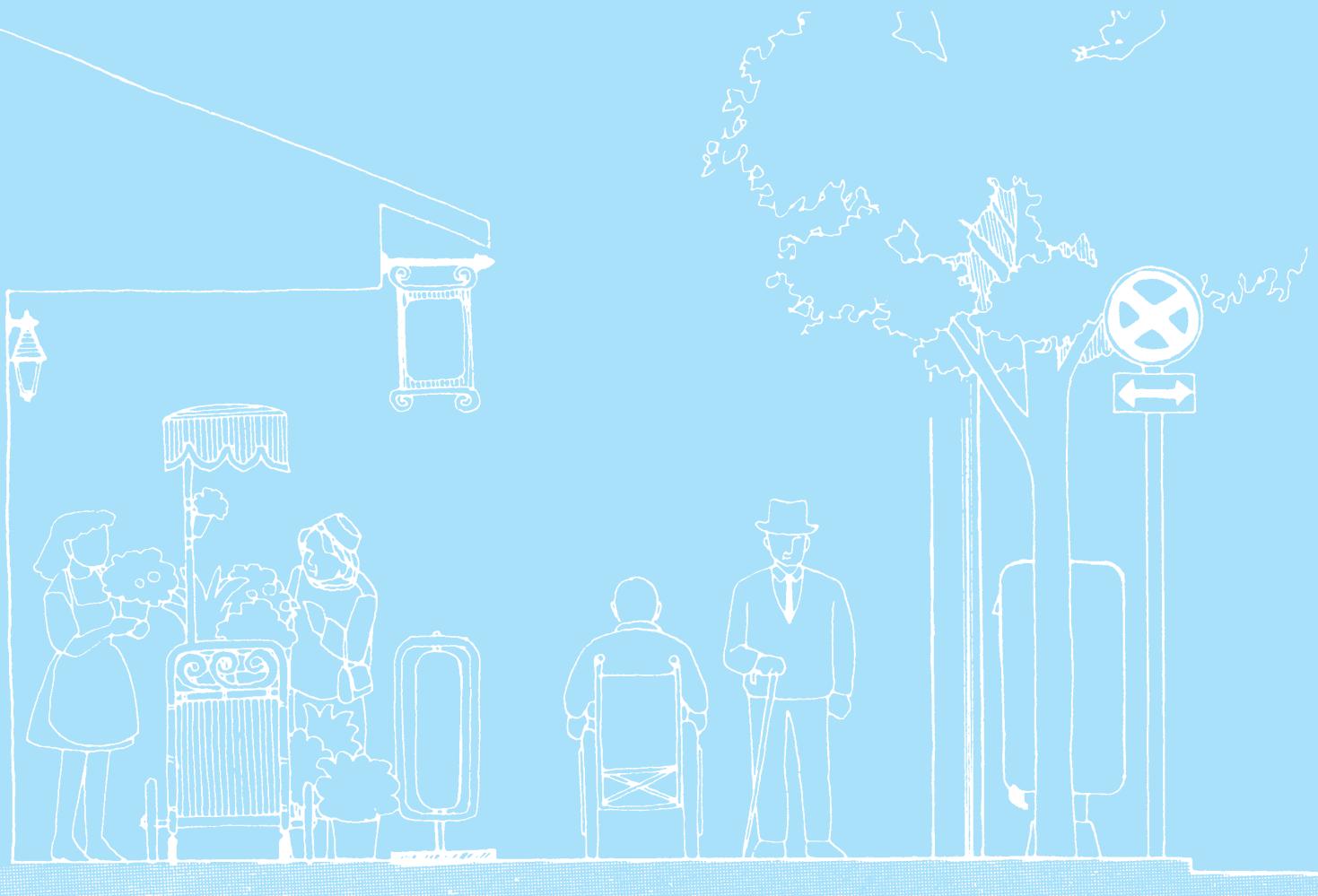
●印：県整備基準

設計編

1. 整備基準

道3路

- (1) 歩道等……………80
- (2) 横断歩道橋及び
地下横断歩道…………82
- (3) 案内標示……………84
- (4) その他の設備…………86



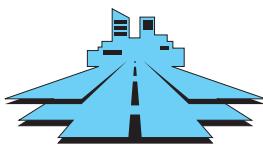


道 路・3-(1)

歩道等

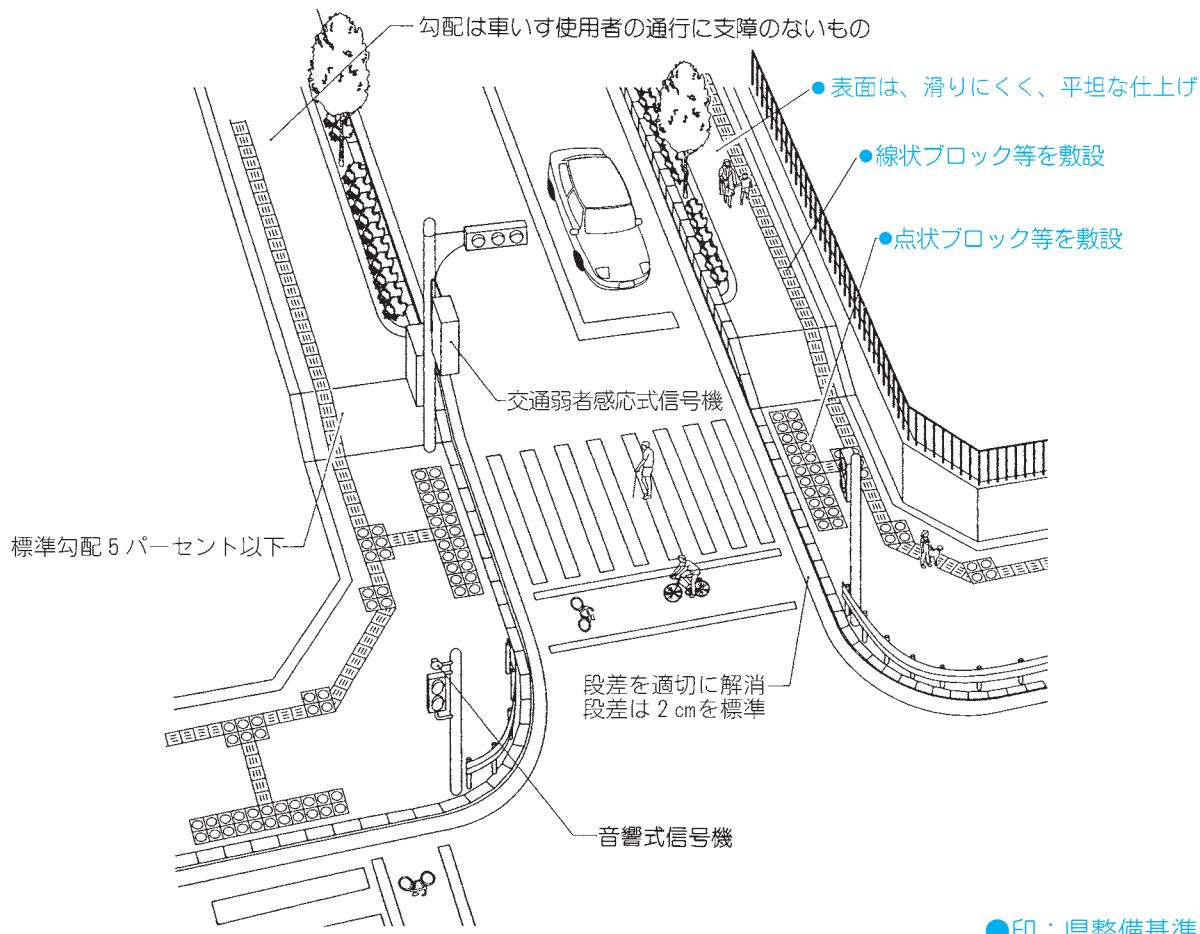
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 路面の仕上材	●滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とする。	1 歩道等 歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。 1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 2 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとすること。 3 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。 4 步道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際支障とならないものとすること。 5 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
2 歩道等の幅	●車いすどうしが円滑にすれちがいやすい幅員とする。 ◎車いす使用者、歩行者、自転車の通行を配慮すると 3.0m 以上の有効幅員が必要になる。 ◎信号待ちやバス待ちの歩行者によって他の歩行者の通行がさまたげられないよう、滞留のためのスペースを確保する。	
3 排水溝	●車いすのキャスターが排水溝などに落ち込まない構造の溝ふたを設ける。 ◎グレーチングのペアリングバーのピッチを細かくし、進行方向と直角になるように配置する。	
4 歩道と車道のすりつけ	●横断歩道等における、歩道と車道のすりつけは車いす使用者の支障とならないよう配慮する。	
5 視覚障害者への配慮	●必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。 ◎音響式信号機を設置する。	

道
路
3
(1)



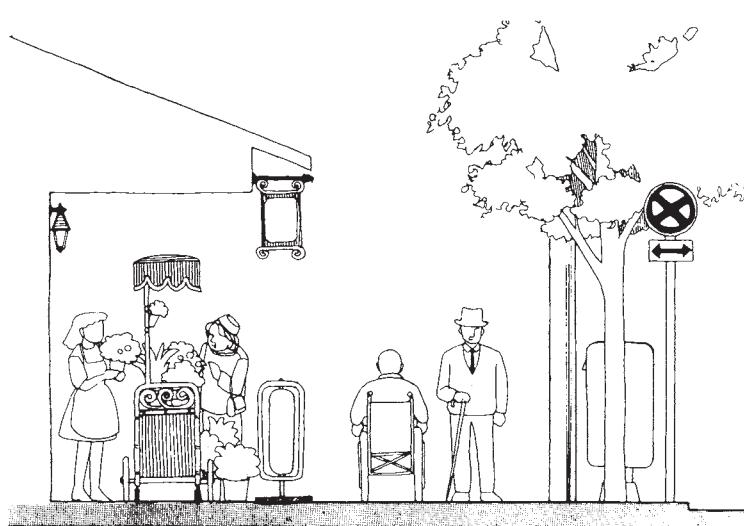
基本的な考え方

歩道は、高齢者、障害者等の社会参加や行動範囲に深く関わるものであり、すべての人々が安全でしかも快適に歩行し移動できるよう車道と分離し整備されなければなりません。



道
路

3
(1)

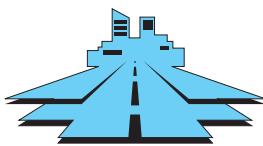




道 路・3-(2)

横断歩道橋及び地下横断歩道

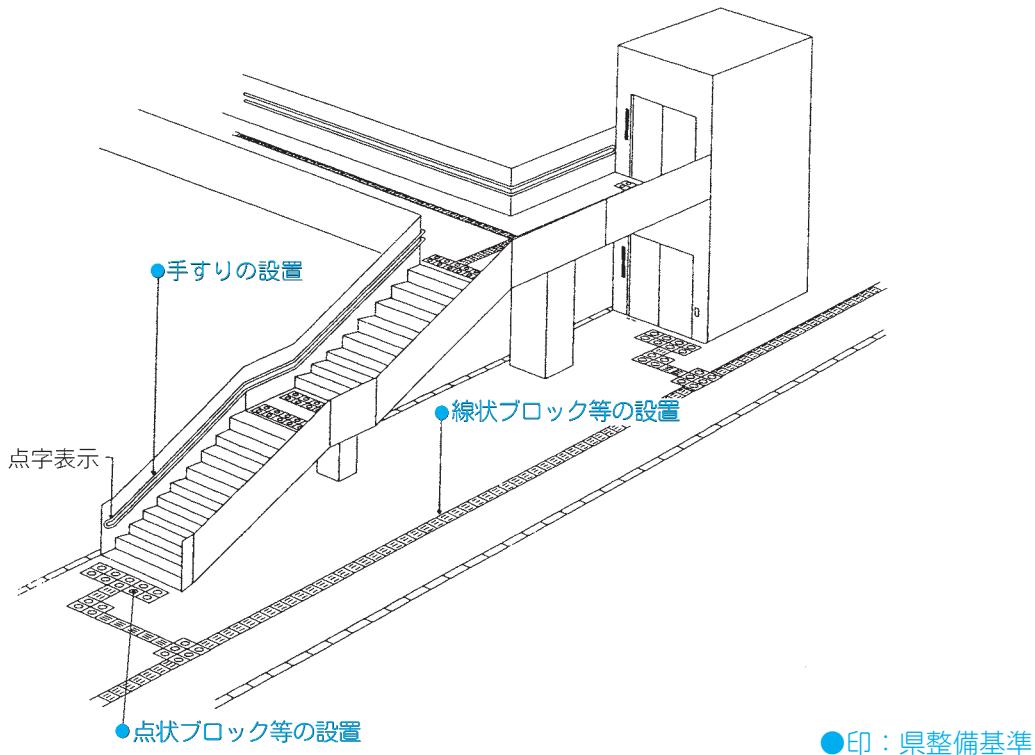
整備のポイント	整備基準の要点 印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 表面の仕上材	●粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。	2 横断歩道橋及び地下横断歩道 (以下「立体横断施設」という。) 立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。 1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 階段には、回り段を設けないこと。 3 階段、傾斜路及び踊り場の両側には、手すりを設けること。 4 必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
2 階段の形状	●回り段を設けない。	
3 手すりの設置	●両側に手すりを設ける。	
4 視覚障害者への配慮	<p>●必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。</p> <p>◎横断歩道橋の階段下は、視覚障害者の衝突防止に配慮する。</p> <p>◎高齢者、障害者等の利用を考慮してエレベーターやエスカレーターを設置する。</p> <p>◎地下道の明るさについては、高齢者等の通行に支障がないように配慮する。</p> <p>◎階段、スロープの開始地点等に必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。</p> <p>◎階段の手すりの起終点に点字標示を設置する。</p>	



基本的な考え方

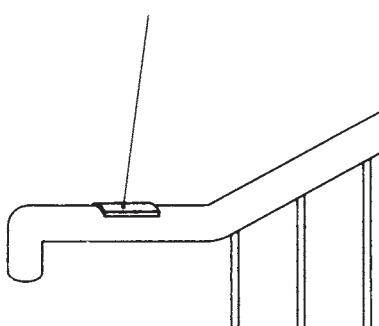
立体横断施設はエレベーター、エスカレーター併用により、高齢者、障害者が、安全かつ自由に移動できる施設で、設置にあたり安全性及び他の施設との関連を考慮して決定することが必要です。

横断歩道橋の例



点字標示の設置例

点字標示
(横断歩道橋名、位置などを点字
または記号等で表記したもの)



道
路

3
(2)



道 路・3-(3) 案内標示

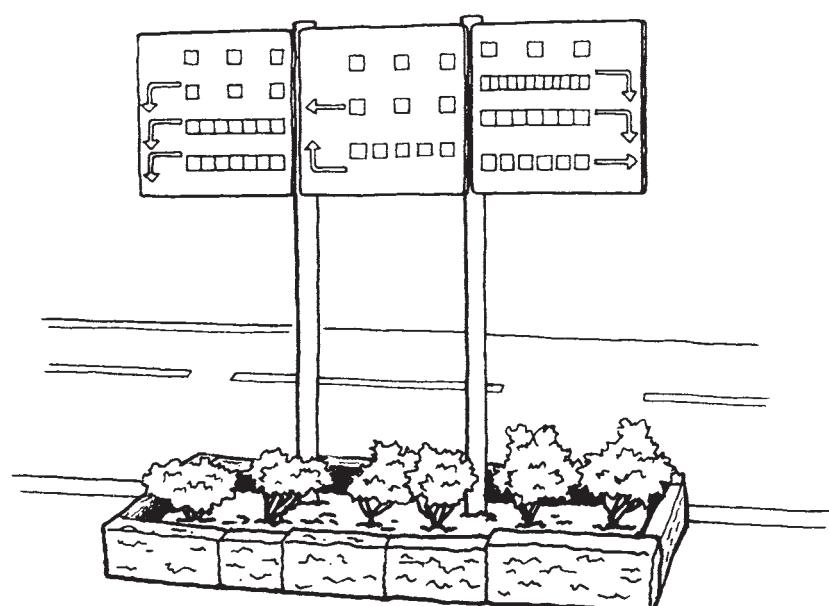
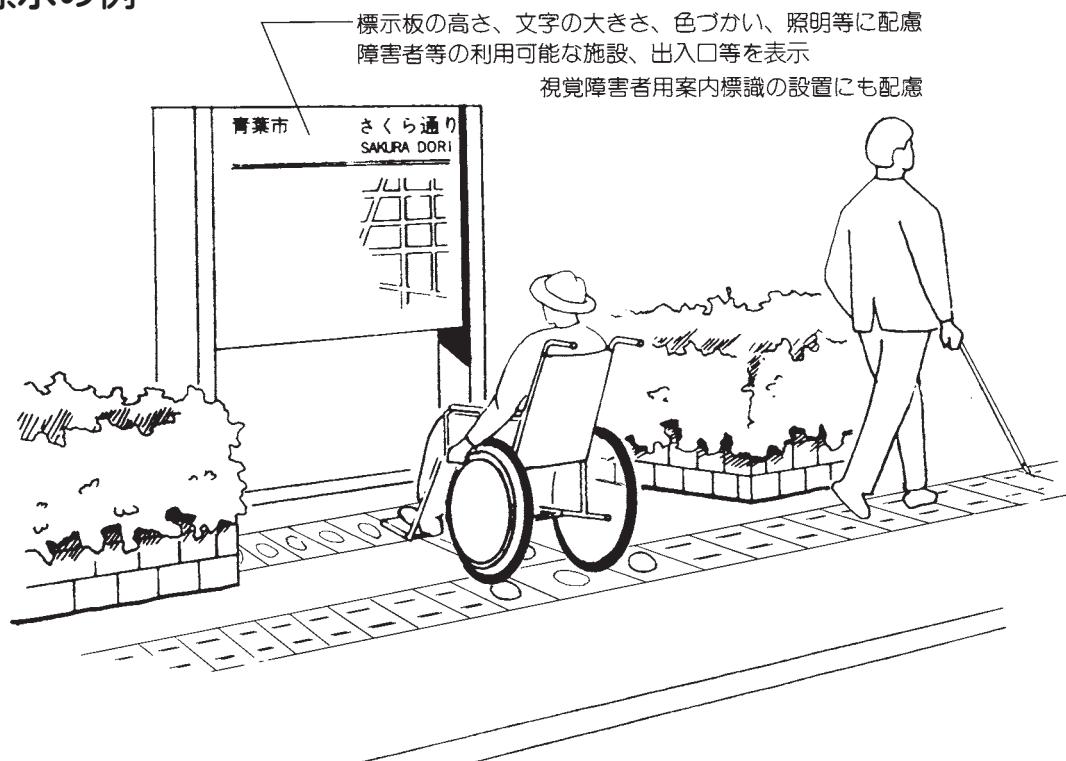
整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 案内標示の整備 2 設置箇所等の配慮	<p>●必要に応じ公共施設等の案内標示を整備するよう努める。</p> <p>●高齢者、障害者等にわかりやすい設置箇所や表記方法に配慮したものとするよう努める。</p> <p>◎案内標示は、大きめで分かりやすい文字や記号で表示し、主要な案内標示は、必要に応じ外国語の併記も考慮する。</p> <p>◎色づかい、照明等にも配慮する。</p> <p>◎必要に応じて、点字標示、触知図等を用いた視覚障害者用案内標識を設置する。</p> <p>◎標示板の高さは、一般的の交通標識よりも低く、車いす使用者等にも見やすい位置を選んで設置する。</p> <p>◎案内標示は、視覚障害者の歩行を妨げないよう歩道側突出部等のない構造とともに、標示の利用者が他の歩行者等の妨げにならないように配慮する。</p>	<p>3 案内標示</p> <p>1 道路の要所に必要に応じて公共施設等の案内標示を整備するよう努めること。</p> <p>2 案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。</p>



基本的な考え方

高齢者、障害者等が目的の場所に安全に到達できるようにするために、障害の特性に配慮した案内標示を計画的に配置することが必要です。

案内標示の例



道
路

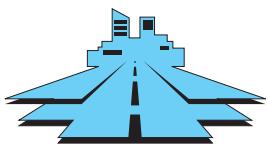
3
(3)



道 路・3-(4)

その他の設備

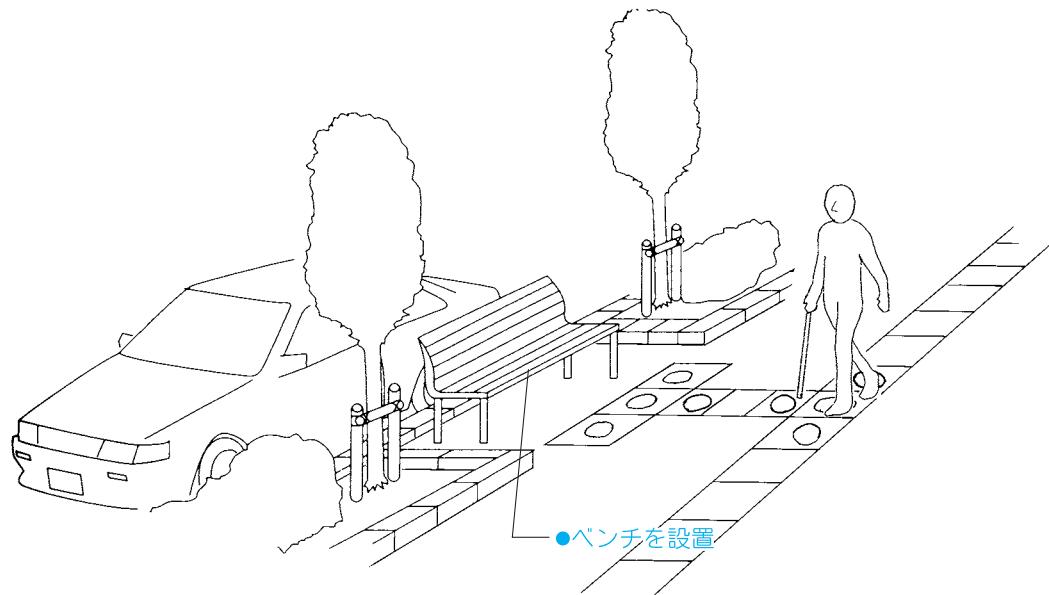
整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 ベンチの設置	<p>●必要に応じてベンチを設けるよう努める。</p> <p>◎一般歩行者等の通行や、車いす、自転車等の通行の支障にならない箇所を選定し設置する。</p> <p>◎車いすが接近できるよう十分な空間を確保する。</p> <p>◎歩道にベンチを設置する場合は、有効幅員にベンチ幅を加算する。</p> <p>◎車いす使用者を考慮し、標準の高さは、40cm～45cmとする。</p>	<p>4 その他の設備 高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるよう必要に応じてベンチを設けるよう努めること。</p>



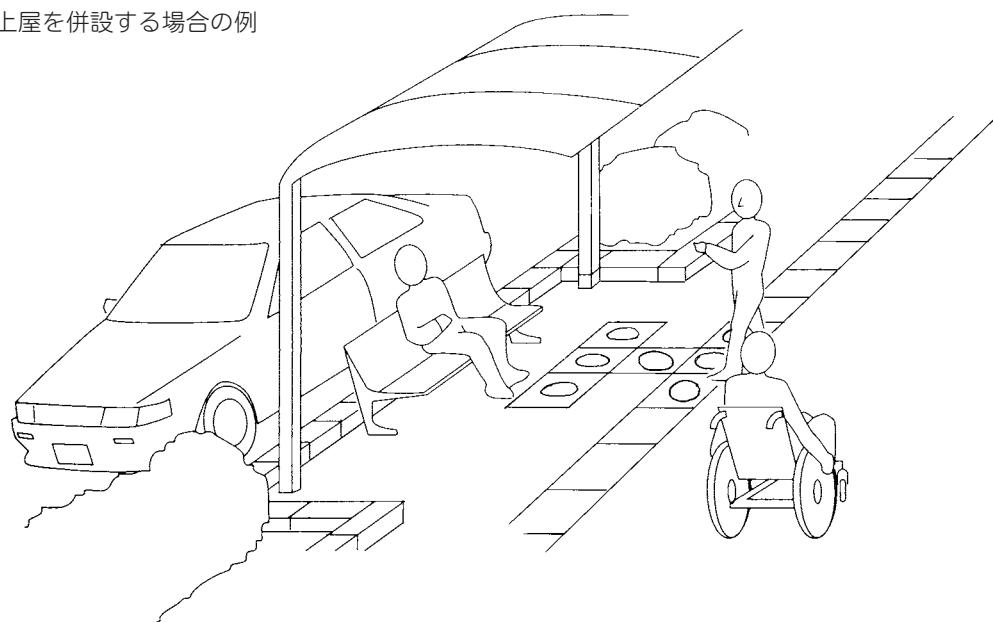
基本的な考え方

高齢者、障害者等が、歩行中に休憩や交流ができる設備として、必要に応じ、ベンチ等を設けることが望まれます。

ベンチの例



□上屋を併設する場合の例



道
路

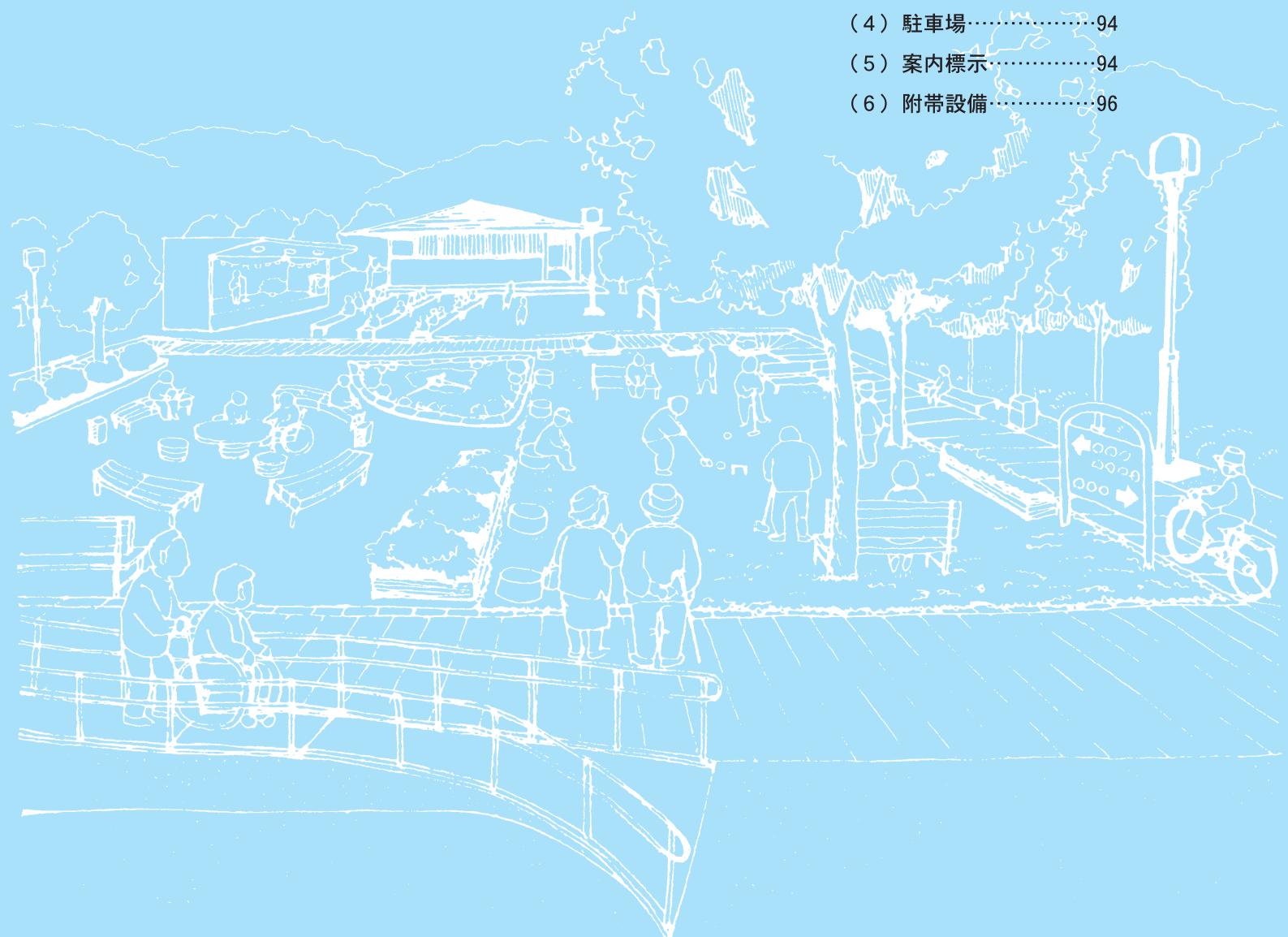
3 -
(4)

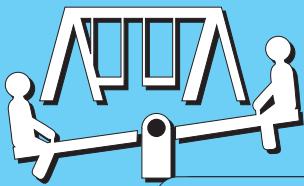
設計編

1. 整備基準

公園

- (1) 出入口 90
- (2) 園路 92
- (3) 便所 94
- (4) 駐車場 94
- (5) 案内標示 94
- (6) 附帶設備 96





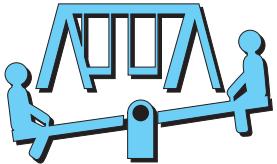
公園・4-(1)

出入口

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 出入口の幅	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者にとって支障のない出入口を少なくとも1箇所設け、車いす使用者の通行可能な園路と連絡させる。 ●出入口の有効幅員は、1.2m以上とする。 <p>◎さくを設ける場合は、間隔は標準で90cm、車止めさくの前後には1.5m以上の水平部分を設ける。</p>	<p>1 出入口</p> <p>公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内に1.2メートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、こう配8パーセント以下の傾斜路を設けること。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
2 段の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●段は設けない。 ●やむを得ず段を設ける場合は、勾配8%（1/12.5）以下のスロープを設ける。 	
3 表面の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ●表面は滑りにくい材料を採用する。 ●段差やスロープの前後、その他必要と思われる箇所に、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。 	
4 視覚障害者への配慮	<p>◎案内板の文字はできる限り大きなものとし、見やすい色彩で表示するとともに、ピクトグラム（絵文字の表示）を併用する。</p> <p>◎必要に応じて、点字標示、触知図、音声案内を設ける。</p>	

公園

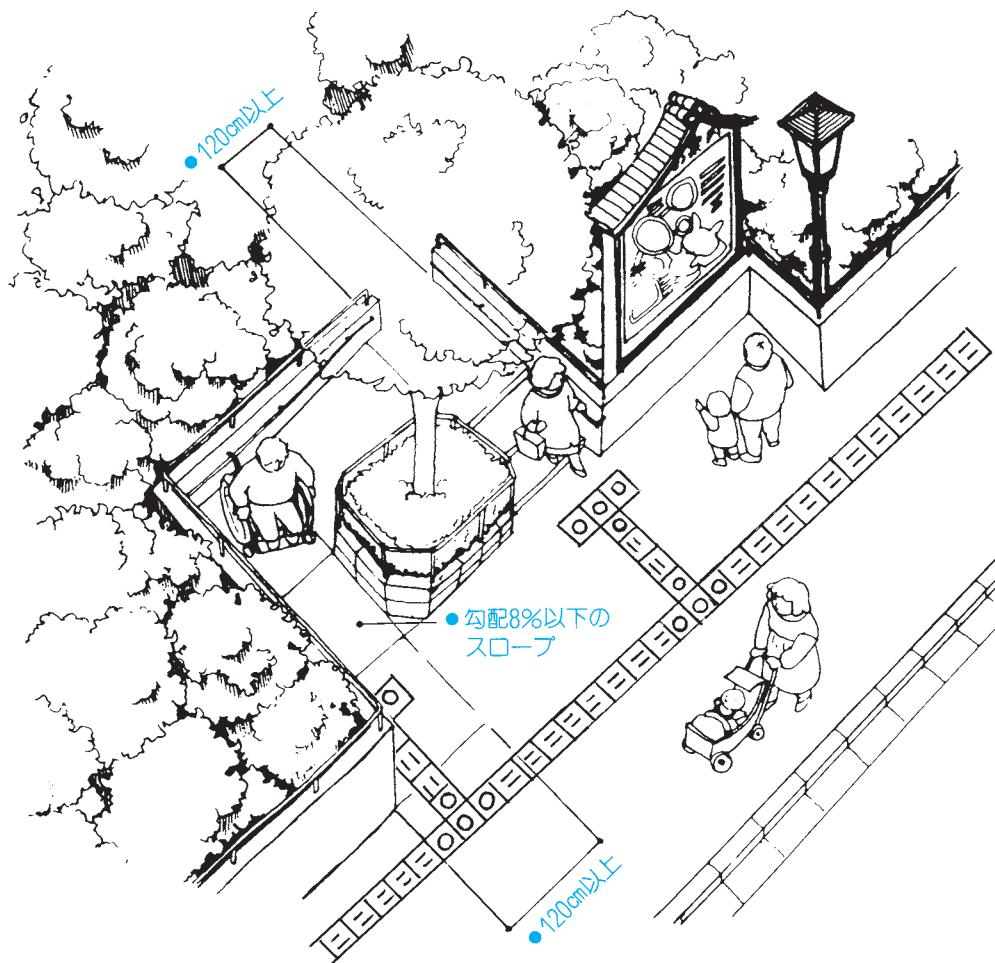
4
(1)



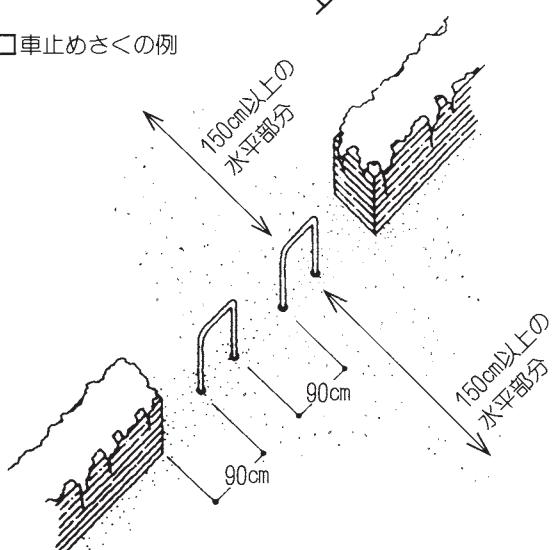
基本的な考え方

公園等には、車いす使用者にとって支障のない出入口を少なくとも1箇所設け、車いす使用者の通行可能な園路と連結させが必要です。

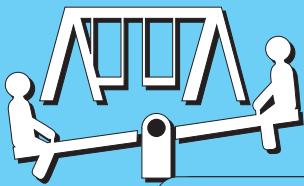
公園出入口のスロープと案内板



□車止めさくの例

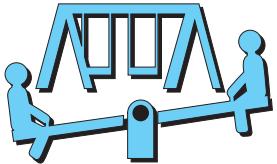


●印：県整備基準



公園・4-(2) 園路

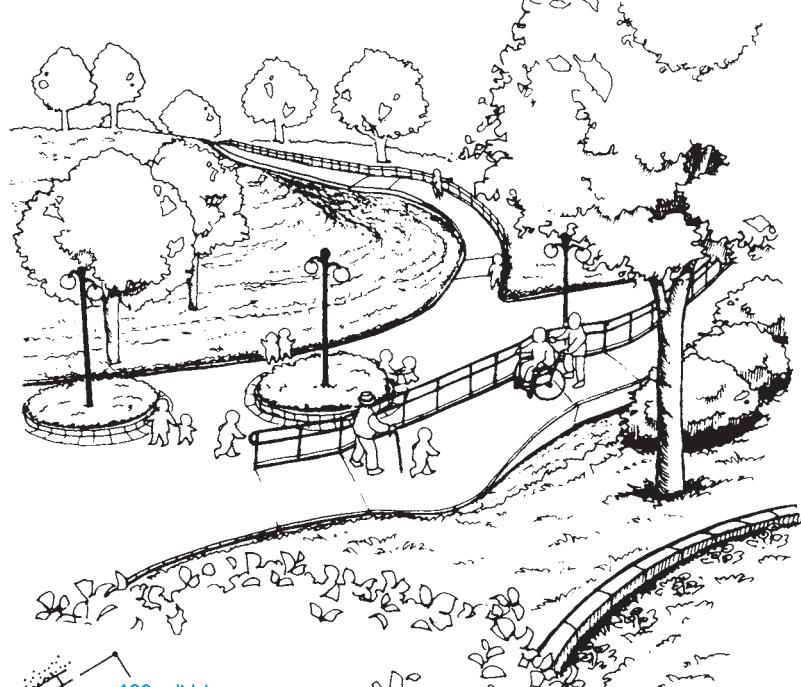
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 園路の幅	<ul style="list-style-type: none"> ●園路の有効幅員は、1.2m 以上とする。 <p>◎分岐点やすれ違いを必要とする場合は、1.8m 以上確保することが望ましい。</p>	<p>2 園路</p> <p>1 の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅員は、1.2 メートル以上とすること。 2 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。 4 園路に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 5 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とすること。 (-)第1号の表3の頃に定める構造に準じた構造とすること。 (-)第1号の表2の項3の(イ)に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場を併設すること。 <p>6 必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。</p>
2 園路のこう配	<ul style="list-style-type: none"> ●園路の縦断勾配は8 % (1/12.5) 以下とする。 <p>◎1/25 以下とすることが望ましい。</p> <p>◎勾配が 50m 以上続く場合は 50m 以内ごとに 1.5m 以上の水平部分を設ける。</p> <p>◎横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平にする。</p>	
3 路面の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ●路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。 <p>◎極力砂利敷は用いない。</p>	
4 排水口	<ul style="list-style-type: none"> ●園路を横断する排水溝等を設ける場合には、そのふたと園路面との段差をなくし、スリット等は車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。 	
5 段差の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●段差は極力設けないようにするが、やむを得ず設ける場合には、1-(3)階段及び1-(2)廊下等に準じた構造とする。 	
6 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●段差やスロープの前後、その他必要と思われる箇所に、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設する。 	



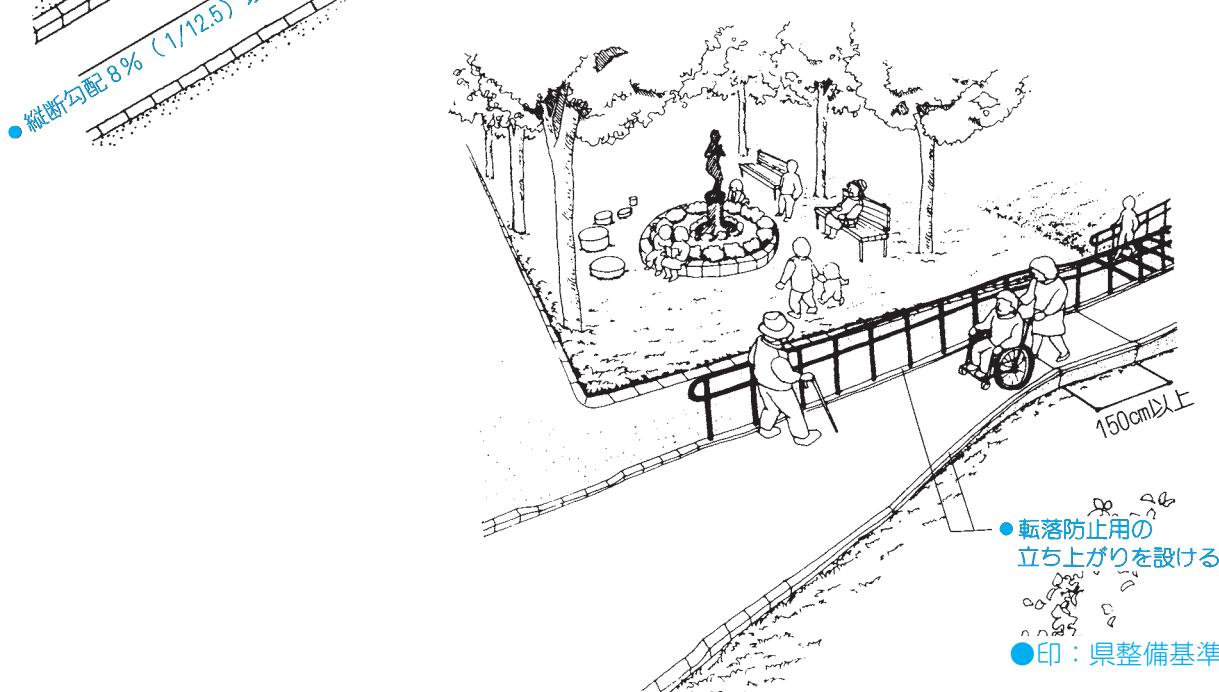
基本的な考え方

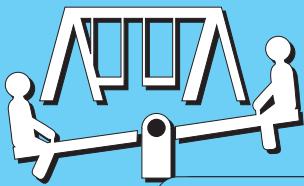
公園内の園路は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に通行しやすい構造とすることが必要です。

安全性に配慮された園路例



手すりのついたスロープの配置例





公園・4-(3)

便

所 → 1-(6) 便所参照

公園・4-(4)

駐 車 場

→ 1-(7) 駐車場参照

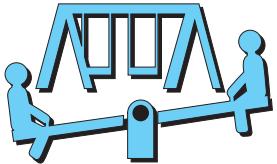
公園

4-(3)
(4)
(5)

公園・4-(5)

案 内 標 示

→ 1-(16) 案内標示参照
2-(8) 案内標示参照

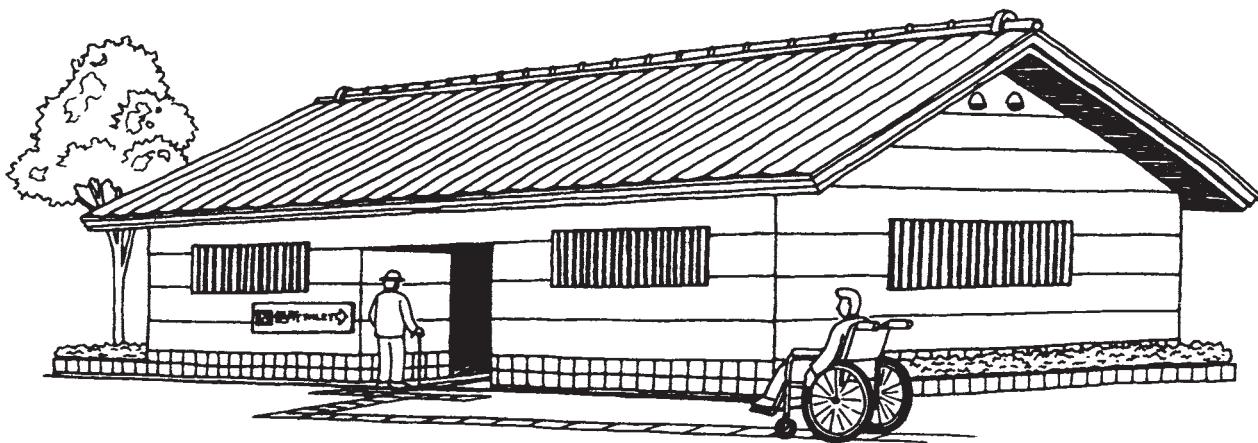


宮城県整備基準

3 便所

利用者の利用に供する便所を設ける場合は、第1号の表6の項1（Ⅳを除く。）及び2に定める構造

の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。



宮城県整備基準

4 駐車場

1 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、第1号の表7の項1に定める構造に準じた車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。

2 1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1号の表8の項1から3までに定める構造とすること。

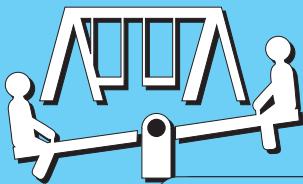
宮城県整備基準

5 案内標示

案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、次に定める構造とすること。

1 高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したもの

とすること。
2 主要な案内標示には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。



公園・4-(6)

附帯設備

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 ベンチ	◎車いす使用者を考慮したベンチを設ける場合の標準の高さは40cm～45cmとする。ベンチの両端に立ち座り補助・手すり兼用となるようなひじ掛けを設ける。	6 附帯設備 ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とするよう努めること。
2 野外卓	◎車いすが接近できるよう、使用方向に1.5m以上の水平部分を設ける。 ◎卓の下部には、車いす使用者での利用に支障となるものは避け、車いすのフットレスト及びひざが入るスペースを設ける。 ◎卓間を車いすが移動できるよう2.2m以上の間隔を確保する。	
3 水飲み場	◎飲み口は上向きとし、飲み口までの高さは70～80cm程度とする。また、車いすで利用しやすいように下部に高さ65cm程度のスペースを確保する。 ◎車いすが接近しやすいように1.5m四方のスペースを確保する。	

公園

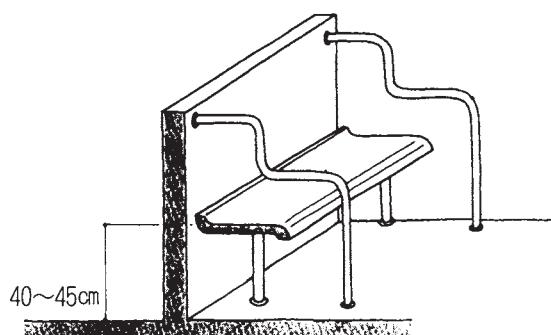
4
(6)



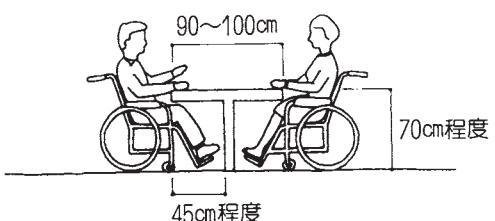
基本的な考え方

附帯設備は構内あるいは自然の雰囲気を損なうことなく公園環境に合わせたデザインとし、使いやすく愛着の持てるものとして整備することが望されます。また、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすることが大切です。

ベンチの例



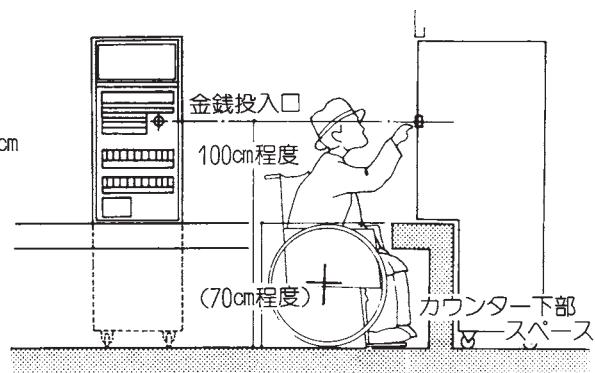
野外卓の例



水飲み場の例



券売機の例

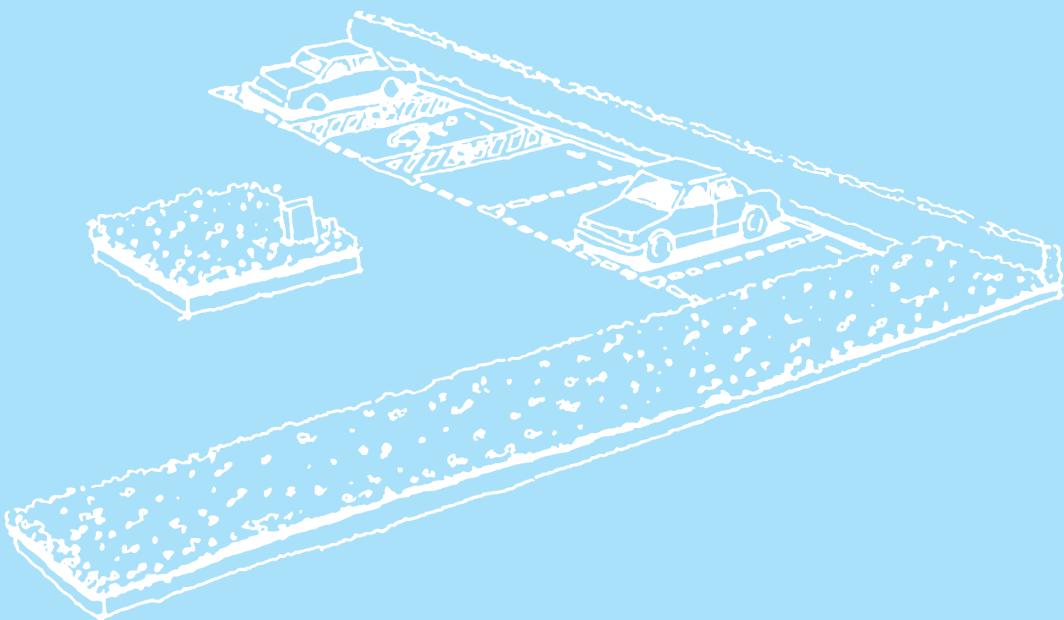


設計編

1. 整備基準

路外駐車場

(1) 路外駐車場 100

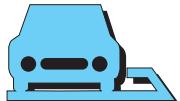




路外駐車場・5

路外駐車場

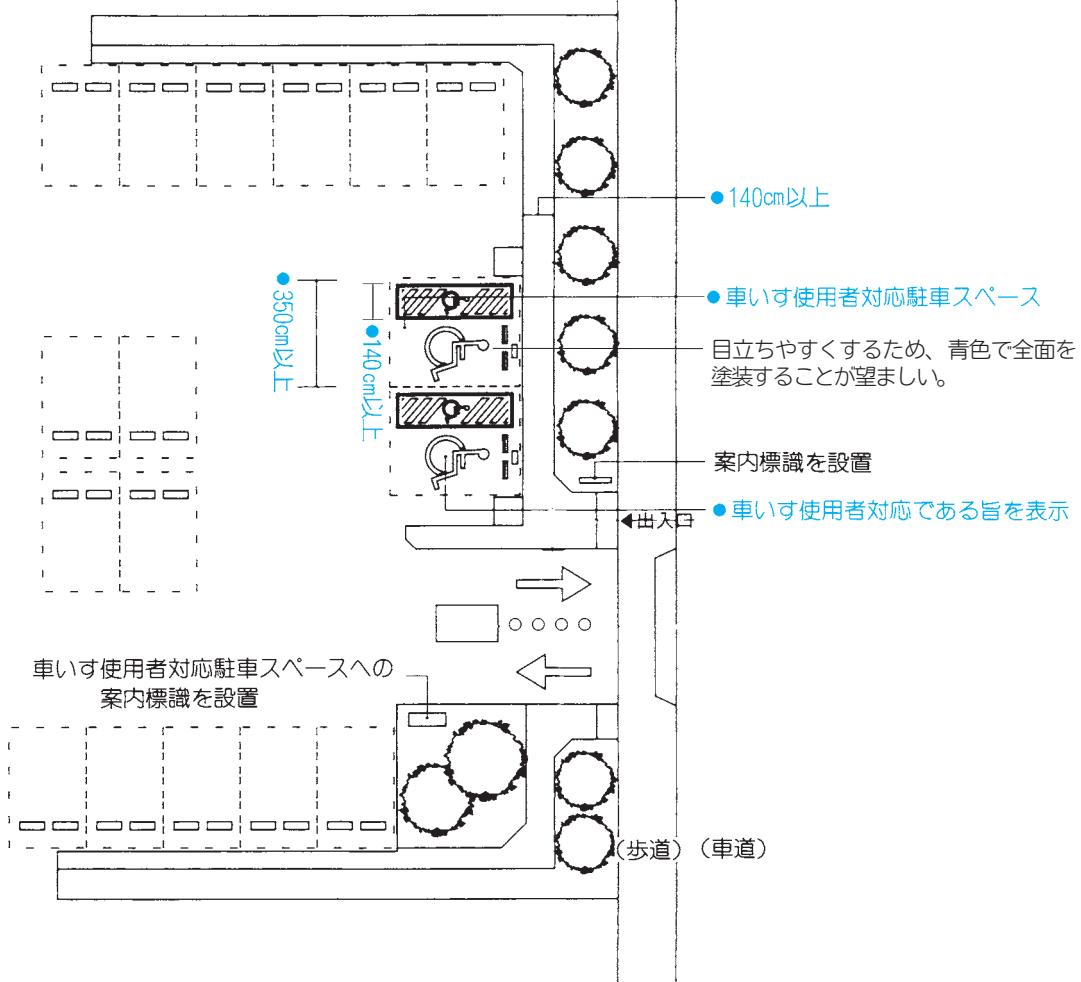
整備のポイント	整備基準の要点 印: 県整備基準 ◎印: 配慮の例	宮城県整備基準
1 歩行者出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●幅は内のり 90cm以上とする。 	<p>路外駐車場</p> <p>1 出入口（自動車のみの用に供するものを除く。）のうち 1 以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(-) 幅は、内のり 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>(-) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 車いす使用者対応駐車スペースの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●段を設けない。 ●車いす使用者が利用しやすい駐車スペースを設ける。 ●出入口からできるだけ近い位置に設ける。 <p>◎入口付近に車いす使用者対応駐車スペースを設ける。</p>	<p>2 次に定める構造の車いす使用者対応駐車スペースを 1 以上設けること。</p> <p>(-) 1 に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車スペースに至る通路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(-) 幅は、3.5 メートル以上とすること。</p> <p>(-) 車いす使用者に対応するものである旨を表示すること。</p>
3 車いす使用者対応駐車スペースの幅	<ul style="list-style-type: none"> ●幅は 3.5m 以上とする。 <p>◎車いす使用者対応駐車スペースは車体分のわきに幅 1.4m 以上の乗降用スペースを確保する。</p>	<p>3 1 に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車スペースに至る通路は、第 1 号の表 8 の項 1 から 3 までに定める構造とすること。</p>
4 車いす使用者対応駐車スペースの表示	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者対応である旨を表示する。 <p>◎車いすマーク駐車場は、目立ちやすくするため、青色で全面を塗装することが望ましい。</p> <p>◎駐車場入口には、車いす使用者用駐車施設に至る経路の誘導用案内標識を設置する。</p>	
5 駐車場内の通路	<ul style="list-style-type: none"> ●幅員は 1.4m 以上とする。（車いすが転回できる部分を設ける場合等は、1.2 m 以上） ●段を設ける場合には、1-(3)階段に準じた構造とする。 <p>◎料金支払い方法については高齢者、障害者等でも容易に支払いができるよう配慮する。</p> <p>◎歩車道の動線は、可能な限り分離する。</p>	



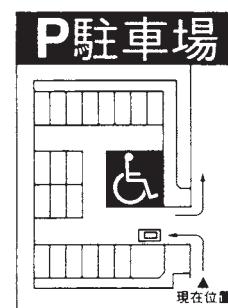
基本的な考え方

駐車場の整備については、高齢者、障害者等の利用を考慮した駐車スペースを設けるとともに、出入口の位置や標識についても考慮して計画することが必要です。

路外駐車場の整備例



障害者対応駐車スペースの標識の例



駐車場の案内標識の例

●印：県整備基準



資料編

条例等

[だれもが住みよい福祉のまちづくり条例]

(平成8年7月10日)
宮城県条例第22号

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的施策
(第7条—第16条)

第3章 公益的施設の整備(第17条—第20条)

第4章 指定施設の整備(第21条—第27条)

第5章 公共車両等及び公共工作物の整備(第28条)

第6章 住宅及び住環境の整備(第29条・第30条)

第7章 雜則(第31条—第33条)

附則

高齢者も若者も、障害のある人もない人もすべての人が個人として尊重され、共に支え合いながら安心して生活を営むことのできる社会の実現は、宮城に暮らす私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活を営む上での様々な障壁を取り除き、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、心豊かに住み慣れた地域に住み続け、及び社会のあらゆる分野の活動に参加することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むことが必要である。

だれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むことは、福祉とまちづくりとを結び付け、新たな文化を創造することである。私たちは、宮城の地にこの文化を根づかせ、将来の世代に引き継がなければならない。

ここに、私たちは、だれもが高齢者、障害者等となりうることを自覚するとともに、高齢者、障害者等にとって住みよいまちがだれにも住みよいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせて住みよい宮城の実現のためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者、障害者等を始めすべての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) だれもが住みよい福祉のまちづくり 高齢者、障害者等が施設、物品、サービス等を円滑に利用できるようにするためにこれらの整備を行うことその他の高齢者、障害者等の社会のあらゆる分野の活動への参加を

促進するために必要な環境の整備を行うことをいう。

- (2) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊娠婦等で日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。
(3) 公益的施設 病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、官公庁の庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で、規則で定めるものをいう。

県の責務

第3条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項のだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

市町村の責務

第4条 市町村は、当該市町村の区域の実情に応じただれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

事業者の責務

策5条 事業者は、その事業活動に関し、自ら進んでだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むとともに、県及び市町村が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

県民の責務

第6条 県民は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、理解を深め、自ら進んで取り組むとともに、県及び市町村が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

第2章

だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的施策

基本方針等

策7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- (1) すべての県民がだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する理解を深め、自主的かつ積極的にだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
 - (2) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう公益的施設等の整備を促進すること。
 - (3) 高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活することができるよう住宅及び住環境の整備を促進すること。
- 2 知事は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前項の基本方針に基づき、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

情報の提供

第8条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、適切な情報の提供を行うものとする。

福祉教育の充実等

第9条 県は、高齢者、障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむため、高齢者、障害者等の福祉に関する教育の充実及び学習の機会の提供に努めるものとする。

ボランティア活動の促進

第10条 県は、県民及び事業者が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

防災上の配慮

第11条 県は、防災に関して、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保等の施策の推進に努めるものとする。

福祉用具等の研究等の促進等

第12条 県は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具等に関する研究及び技術開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

保健福祉サービスの効果的提供

第13条 県は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むために必要な保健福祉に関するサービスが効果的に提供されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

推進体制の整備

第14条 県は、県、市町村、事業者及び県民が一体となってだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

表彰

第15条 知事は、だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

財政上の措置

第16条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章

公益的施設の整備

整備基準

第17条 知事は、公益的施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

- 2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公益的施設の区分に応じて規則で定める。

整備基準の遵守

第18条 公益的施設の新築、新設、増築、改築、移転、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して公益的施設としようとする者を含む。）は、整備基準を遵守しなければならない。

2 公益的施設を所有し、又は管理する者は、当該公益的施設について整備基準に適合するよう整備に努めなければならない。

維持保全

第19条 公益的施設を所有し、管理し、又は占有する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

適合証の交付等

第20条 公益的施設を所有し、又は管理する者は、当該公益的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公益的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該適合証に係る公益的施設が整備基準に適合している旨を公表することができる。

第4章

指定施設の整備

新築等の届出等

第21条 公益的施設のうち規則で定める規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して指定施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

指導及び助言

第22条 知事は、前条の規定による届出があった場合に

おいて、当該届出に係る指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

工事の完了の届出

第23条 第21条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

検査等

第24条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設の整備基準への適合の状況について検査を行うものとする。

2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該指定施設が第21条の規定による届出の内容と異なると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

3 知事は、第1項の検査を行った後において、特に必要があると認めるときは、第21条の規定による届出に係る指定施設の整備基準への適合の状況について検査を行い、その結果、当該指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該指定施設を所有し、又は管理する者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

勧告

第25条 知事は、指定施設の新築等をしようとする者が第21条の規定による届出を行わずに当該指定施設の新築等の工事に着手し、又は施設の用途を変更して指定施設としたと認めるときは、その者に対し、当該届出を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第21条の規定による届出をした者（第23条の規定による届出をした者を除く。）が第21条の規定による届出の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該届出の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、第22条又は前条第2項若しくは第3項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由がなく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことを勧告することができる。

適合状況の報告等

第26条 知事は、この章の規定の施行の際現に存する指定施設（新築等の工事中のものを含む。以下「既存指定施設」という。）を所有し、又は管理する者に対し、特に必要があると認めるときは、当該既存指定施設の整備基準への適合の状況の報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

報告の徴収及び立入調査

- 第27条** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該指定施設の整備基準への適合の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設の整備基準への適合の状況について調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第5章 公共車両等及び 公共工作物の整備

公共車両等及び公共工作物の整備

- 第28条** 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する車両等で規則で定めるもの（以下「公共車両等」という。）又は案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるもの（以下「公共工作物」という。）を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等又は当該公共工作物について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。
- 2 知事は、公共車両等及び公共工作物の整備を促進するため特に必要があると認めるときは、公共車両等又は公共工作物を所有し、又は管理する者に対し、整備の状況その他必要な事項について報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

第6章 住宅及び住環境の整備

住宅及び住環境の整備等

- 第29条** 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めなければならない。
- 2 県民は、その居住する地域において、高齢者、障害者等に配慮した住環境の整備及び維持に努めなければならない。
- 3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅、高齢者、障害者等に配慮した住環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

技術的支援等

- 第30条** 県は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅を普及させるため、技術的支援、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章

雜 則

国等に関する適用除外等

- 第31条** 第4章及び第28条第2項の規定は、国、市町村その他規則で定める者（以下「国等」という。）及び県については、適用しない。
- 2 知事は、国等に対し、指定施設、公共車両等及び公共工作物の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 第32条** 公益的施設の整備に関し、市町村の条例によりこの条例の規定による整備と同等以上の整備が図られると知事が認めるときは、当該市町村の区域における公益的施設の整備については、規則で定めるところにより、第3章及び第4章の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

委 任

- 第33条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成8年7月10日）から施行する。ただし、第3章から第6章まで、第31条及び第32条の規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年宮城県条例第85号）
この条例は、平成19年1月1日から施行する。

[だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則]

〔平成8年12月27日〕
〔宮城県規則第78号〕

趣旨

第1条 この規則は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成8年宮城県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

公益的施設

第2条 条例第2条第3号の規定で定める施設は、別表第1の公益的施設の欄に掲げる施設とする。

整備基準

第3条 条例第17条第2項の整備基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、整備基準による整備と同等以上の整備が図られると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、これによらないことができる。

適合証の交付等

第4条 条例第20条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第1号）によるものとする。

2 適合証交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 整備項目表（様式第2号）
- (2) 当該請求に係る公益的施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 条例第20条第2項の規定により交付する適合証は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例適合証（様式第2号の2）とする。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者（贈与、相続等により適合証の交付の対象となった公益的施設を所有し、又は管理することとなった者を含む。）から当該適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公益的施設が、改築等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

指定施設

第5条 条例第21条第1項の公益的施設のうち規則で定める規模のものは、別表第1の公益的施設の欄に掲げる施設のうち当該指定施設の欄に掲げる施設とする。

新築等の届出等

第6条 条例第21条の規定による届出は、指定施設

新築等（変更）届出書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出と同時にを行う場合を除き、当該届出に係る指定施設の新築等の工事又は届出の内容の変更に係る工事に着手する日の30日前までに行わなければならない。

3 指定施設新築等（変更）届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該届出に係る指定施設が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画に係る指定施設であるときは、この限りでない。
(1) 整備項目表（様式第2号）
(2) 当該届出に係る指定施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
(3) その他知事が必要と認める書類

軽微な変更

第7条 条例第21条第2項の規定で定める軽微な変更は、指定施設の新築等に係る変更のうち整備基準の適用の変更を伴わないもの及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

工事の完了の届出

第8条 条例第23条の規定による届出は、指定施設工事完了届出書（様式第4号）によるものとする。

適合状況の報告

第9条 条例第26条の報告は、既存指定施設適合状況報告書（様式第5号）によるものとする。

2 既存指定施設適合状況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 整備項目表（様式第2号）
(2) 当該報告に係る既存指定施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
(3) その他知事が必要と認める書類

身分証明書

第10条 条例第27条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

公共車両等

第11条 条例第28条第1項の規定で定める車両等は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に

- 規定する車両（旅客車に限る。）
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第3条 第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 の用に供する自動車
- (3) タクシー業務適正化臨時措置法（昭和 45 年法 律第 75 号）第2条第 1 項に規定するタクシー
- (4) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条 第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供 する旅客船

公共工作物

第12条 条例第 28 条第 1 項の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 案内標識（整備基準で定めるものを除く。）
- (2) 公衆電話所（整備基準で定めるものを除く。）
- (3) 交通信号機

適用除外

第13条 条例第 31 条第 1 項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 法令により、建築基準法第 18 条の規定の適用 について国又は地方公共団体とみなされる法人
- (2) 地方公共団体の組合
- 2 条例第 32 条の規定により、仙台市の区域における公益的施設の整備については、条例第3章及び第 4 章の規定は、適用しない。

書類の経由

第14条 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する書類は、石巻市、塩竈市及び大崎市の区域内にある建築物である公益的施設に係るものを除き、公益的施設の敷地となる土地の区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

2 第 6 条及び第 8 条の規定により提出する書類は、石巻市、塩竈市及び大崎市の区域内にある建築物である指定施設に係るものを除き、指定施設の敷地となる土地の区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年宮城県規則第 40 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年宮城県規則第 25 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年宮城県規則第 24 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年宮城県規則第 29 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年宮城県規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障 のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則（平成 14 年宮城県規則第 74 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障 のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則（平成 15 年宮城県規則第 38 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 改正前のだれもが住みよい福祉のまちづくり条例 施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障 のないものについては、当分の間、改正後のだれも が住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成 17 年宮城県規則第 194 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年宮城県条例第 22 号）第 20 条第 1 項の規定による請求（以下「請求」という。）又は同条例第 21 条第 1 項の規定による届出（以下「届出」という。）に係る認定又は指導及び助言（以下「指導等」とい う。）を行う場合においては、改正後のだれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則別表第 2 の規 定は、この規則の施行の日以後にされる請求及び届 出に係る認定及び指導等について適用し、同日前に された請求及び届出に係る認定及び指導等について は、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年宮城県規則第 20 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年宮城県規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障 のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則（平成 19 年宮城県規則第 120 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年宮城県規則第 10 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

1 建築物

公　益　的　施　設		指　定　施　設
1 社会福祉施設等	1 老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 身体障害者社会参加支援施設 4 児童福祉施設 5 障害者支援施設 6 その他これらに類する施設	すべての施設
2 医療施設	病院、診療所及び助産所	すべての施設
3 学校等施設	1 学校、専修学校及び各種学校 2 自動車教習所 3 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校	すべての施設
4 官公庁の庁舎	官公庁の庁舎	すべての施設
5 公益事業の営業所等	1 郵便局 2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する営業所及び事務所 4 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第9条ただし書に規定する電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）の用に供する営業所及び事務所 5 その他これらに類する施設	すべての施設
6 金融機関の店舗等	1 銀行 2 長期信用銀行 3 農業協同組合 4 水産業協同組合 5 信用協同組合 6 信用金庫 7 労働金庫 8 農林中央金庫 9 商工組合中央金庫 10 証券会社 11 日本銀行 12 國際協力銀行 13 日本政策投資銀行 14 公庫	すべての施設
7 公衆便所	公衆便所	すべての施設
8 火葬場	火葬場	すべての施設
9 文化施設	1 図書館 2 博物館 3 その他これらに類する施設	すべての施設

公 益 的 施 設		指 定 施 設
10 集会施設	1 集会場 2 公会堂 3 公民館 4 冠婚葬祭施設 5 その他これらに類する施設	すべての施設
11 飲食店	飲食店	当該用途に供する部分の床面積（以下「用途面積」という。）の合計が 200 平方メートルを超える施設
12 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	用途面積の合計が 200 平方メートルを超える施設
13 理容所等	1 理容所 2 美容所	用途面積の合計が 50 平方メートルを超える施設
14 サービス業を営む店舗	クリーニング取次店、貸衣装屋、旅行代理店その他サービス業を営む店舗	用途面積の合計が 200 平方メートルを超える施設
15 スポーツ施設	1 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が 500 平方メートルを超える施設
16 興行施設	1 劇場、映画館及び観覧場 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が 500 平方メートルを超える施設
17 展示施設	1 展示場 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が 1,000 平方メートルを超える施設
18 遊興施設	1 ダンスホール、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋及びカラオケボックス 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が 500 平方メートルを超える施設
19 公衆浴場	公衆浴場	用途面積の合計が 200 平方メートルを超える施設
20 宿泊施設	1 ホテル及び旅館 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が 1,000 平方メートルを超える施設
21 事務所	事務所（他の施設に附属するものを除く。）	用途面積の合計が 3,000 平方メートルを超える施設
22 公共交通機関の施設	1 鉄道の駅舎 2 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 7 号に規定する旅客施設 3 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 6 項に規定するバスターミナル 4 空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項に規定する空港	すべての施設

公益的施設		指定施設
23 自動車車庫	自動車車庫（駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積の合計が 1,000 平方メートルを超える施設
24 共同住宅等	1 共同住宅 2 寄宿舎	戸数（寄宿舎にあっては、共用のものを除く室数）が 50 を超える施設
25 複合施設	1 の項から 23 の項までに掲げるもののうち 2 以上の異なる用途に供する施設	用途面積の合計が 3,000 平方メートルを超える施設

2 建築物以外の公共交通機関の施設

公益的施設		指定施設
公共交通機関の施設	1 鉄道の駅舎 2 港湾法第 2 条第 5 項第 7 号に規定する旅客施設 3 自動車ターミナル法第 2 条第 6 項に規定するバスターミナル 4 空港整備法第 2 条第 1 項に規定する空港	すべての施設

3 道路

公益的施設		指定施設
道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）	すべての施設

4 公園

公益的施設		指定施設
1 公園・緑地	1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定する児童遊園 2 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園 3 港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 その他これらに類する公園で地方公共団体が設置するもの	すべての施設
2 動物園等	1 動物園及び植物園 2 遊園地	すべての施設

5 建築物以外の路外駐車場

公益的施設		指定施設
路外駐車場	駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 11 号に規定する特定路外駐車場

別表第2（第3条関係）

1 建築物

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通ずる出入口（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。以下この項において同じ。）及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。 2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 3 全面が透明な戸を設ける場合においては、衝突を防止する措置を講ずること。 4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 靴を履き替える場所においては、体を支えるための手すり又はいすその他これに代わる設備を設けること。
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>利用者の利用に供する廊下等（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとすること。 3 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設けられるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 <p>(一)幅は、内のりを1.4メートル以上とすること。ただし、車いすが転回することができる構造の部分を設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2メートル以上とることができる。</p> <p>(二)廊下等の両側には、連続した手すりを設けるよう努めること。</p> <p>(三)高低差がある場合においては、次に定める構造（当該公益的施設が自動車車庫である場合においては、次の(1)から(7)までに定める構造）の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車いす使用者の円滑な利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)幅は、内のりを1.2メートル以上（段を併設する場合は、90センチメートル以上）とすること。 (2)こう配は、12分の1（高さが16センチメートル以下の傾斜路にあっては、8分の1）を超えないこと。 (3)高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。 (4)傾斜路の両側は、立ち上がりを設けること等により転落を防ぐ構造とすること。 (5)傾斜路の両側には、手すりを設けること。ただし、段を併設する場合は、傾斜路の片側への手すりの設置とができる。 (6)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (7)傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 (8)傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。 <p>(四)1の項に定める構造の出入口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>4 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起があり、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p>

整備項目	整備基準
3 階段	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造（当該公益的施設が自動車車庫である場合にあっては、次の1から4までに定める構造）とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両側には、手すりを設けること。 2 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 踏面の色をあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。
4 エレベーター	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設（用途面積の合計が2,000平方メートルを超えるものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者対応駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 2 かごの奥行きは、内のりを1.35メートル以上とすること。 3 かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。 4 かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 5 かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 6 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを90センチメートル以上とすること。 7 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 8 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（フに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 9 かご内の左右両面の側板に手すりを設けること。 10 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを1.5メートル以上とすること。 11 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
5 エスカレーター	<p>利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ステップの水平部分は、3枚以上とすること。 2 乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、ステップの前後それぞれ1.2メートル以上とすること。
6 便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益的施設（共同住宅等を除く。以下この項において同じ。）に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者対応便房」という。）を設けること。 (二)車いす使用者対応便房の出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。 (三)車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (四)車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (五)床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (六)車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示すること。 (七)車いす使用者が円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。

整備項目	整備基準
6 便所	<p>(八)医療施設、官公庁の庁舎、公共事業の営業所等、文化施設、集会施設、飲食店、物品販売業を営む店舗、スポーツ施設、興行施設、展示施設、遊興施設、公衆浴場及び宿泊施設（以下「医療施設等」という。）（用途面積の合計が5,000平方メートルを超えるものに限る。③において同じ。）、公共交通機関の施設並びに複合施設（これに含まれる医療施設等及び公共交通機関の用途面積の合計が5,000平方メートルを超えるものに限る。③において同じ。）に設けられる車いす使用者対応便房のうち1以上（男子用及び女子用の区があるときは、それぞれ1以上）の車いす使用者対応便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)介護用ベッド（高齢者、障害者等の着替え、装具の交換等の介護又は介助を行うためのベッド又は台をいう。以下同じ。）を配置すること。</p> <p>(2)当該車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、介護用ベッドを配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>2 公益的施設に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置式の小便器又はこれと同等以上の機能を有するものを1以上設けること。</p> <p>3 医療施設等、公共交通機関の施設及び複合施設に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(一)次に掲げるオストメイトのための設備（人工肛門又は人工膀胱を造設している者のための設備をいう。以下同じ。）を配置した便房を設けること。</p> <p>(1)パウチ（人工肛門又は人工膀胱のための装具をいう。以下同じ。）及びし瓶の洗浄ができる水洗装置</p> <p>(2)汚物入れ</p> <p>(3)荷物を置くための棚その他これに代わる設備</p> <p>(4)衣服を掛けるための金具等</p> <p>(二)オストメイトのための設備のある便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の付近に、オストメイトのための設備を配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>4 医療施設等（用途面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。）、公共交通機関の施設及び複合施設（これに含まれる医療施設等及び公共交通機関の用途面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに限る。）に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(一)ベビーチェア（乳幼児を安全に座らせることができる設備をいう。以下同じ。）を配置した便房を設けること。</p> <p>(二)ベビーベッド（乳幼児のおむつ替えができるベッド又は台をいう。以下同じ。）を配置すること。ただし、当該公益的施設内の他の場所に乳幼児のおむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(三)ベビーチェア又はベビーベッドのある便房の出入口及び当該便房又はベビーベッドのある便所の出入口の付近に、ベビーチェア又はベビーベッドを配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p>
7 駐車場	<p>1 利用者の利用に供する駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(一)車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者対応駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は8の項1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(二)幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(三)車いす使用者に対応するものである旨を表示すること。</p> <p>2 車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項1から3までに定める構造とすること。</p>
8 敷地内の通路	<p>利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、3の項1から4までに定める構造に準じたものとすること。</p>

整備項目	整備基準
8 敷地内の通路	<p>3 直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者対応駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 幅員は、1.4 メートル以上とすること。ただし、車いすが転回することができる構造の部分を設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2 メートル以上とすることができる。</p> <p>(二) 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(三) (1) 2 の項 3 の(二)(1)から(6)までに定める構造とすること。</p> <p>(四) 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p> <p>(五) 排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。</p> <p>4 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる 1 の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>(二) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(三) 車路と分離して設けるよう努めること。</p>
9 観覧席及び客席 (以下「観覧席等」という。)	<p>1 利用者の利用に供する観覧席等（固定式のものに限る。以下同じ。）を有する施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を観覧席等の総数が 500 以下の場合にあっては 2 以上、観覧席等の総数が 500 を超える場合にあってはその総数に 500 分の 1 を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に 2 を加えて得た数以上設けること。</p> <p>(一) 1 席当たり幅 90 センチメートル以上、奥行き 1.1 メートル以上とすること。</p> <p>(二) 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>(三) 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が容易に出入り及び転回ができる部分を設けること。</p> <p>2 観覧席等のある室の 1 の項に定める構造の出入口から 1 に定める構造の各車いす使用者用席に至る通路のうち、1 以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 幅は、1.2 メートル以上とすること。</p> <p>(二) 高低差がある場合においては、2 の項 3 の(二)(1)、(2)及び(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。</p> <p>3 催物において手話による通訳が行われる場合に手話の見えやすい位置に聴覚障害者のための観覧席等が確保できるようにするとともに、難聴者の聴力を補う集団補聴装置等を設けるよう努めること。</p>
10 共同浴室	<p>利用者の利用に供する浴室を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）には、次に定める構造の浴室を 1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。</p> <p>1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>2 浴槽、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。</p> <p>3 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内のり 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>4 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>5 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>6 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。</p> <p>7 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。</p>

整備項目	整備基準
11 更衣室及びシャワー室（以下「更衣室等」という。）	<p>利用者の利用に供する更衣室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）には、次に定める構造の更衣室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。 2 腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 3 更衣ブース及びシャワーブースの出入口の幅は、内に80センチメートル以上とすること。 4 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 6 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。 7 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。
12 客室	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊施設（用途面積の合計が5,000平方メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。）の客室（宿泊用のものに限る。以下この項において同じ。）のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (-)車いす使用者が円滑に利用ができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。 (-)6の項1の(-)から(五)までに定める構造の車いす使用者対応便房を設けること。 (-)車いす使用者が円滑に利用ができる浴室を設けること。ただし、当該客室のある宿泊施設に利用者の利用に供する10の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。 2 宿泊施設の客室（1に定める構造の客室を除く。）のうち1以上の客室には、音、光その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。
13 受付カウンター及び記載台（以下「受付カウンター等」という。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の利用に供する受付カウンター等を設ける場合には、次に定める構造の受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。 <ul style="list-style-type: none"> (-)車いす使用者の利用に配慮した高さとすること。 (-)下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。 2 病院において利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、音声によるほか、文字による呼出し装置を設けるよう努めること。
14 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者の利用しやすい空間を設けること。 2 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項1から4までに定める構造に準じたものとすること。 3 難聴者及び視覚障害者に対応した公衆電話機並びに公衆ファクシミリを設けること。
15 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、当該券売機は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いす使用者が円滑に使用できるよう高さに配慮した券売機を1以上設けること。 2 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に使用できるよう配慮した券売機を1以上設けること。この場合において、直接地上へ通ずる出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路に線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
16 案内標示等	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (-)高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。 (-)主要な案内標示には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。 2 火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることができるものとするよう努めること。

整備項目	整備基準
17 授乳場所	<p>医療施設等（用途面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるものに限る。）及び複合施設（これに含まれる医療施設等の用途面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるものに限る。）には、利用者の利用に供する次に定める構造の授乳場所を 1 以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳児に授乳を行うためのいすを配置すること。 2 荷物を置くための棚その他これに代わる設備を配置すること。 3 授乳を行うためのスペースは、壁等により外部から見通しのできない構造とすること。 4 授乳場所の出入口又はその付近に、授乳場所を設けている旨を見やすい方法で表示すること。
18 休憩設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益的施設（公衆便所、事務所、自動車車庫、共同住宅等及び複合施設を除く。以下この項において同じ。）（用途面積が 1,000 平方メートルを超えるものに限る。）及び複合施設（これに含まれる公益的施設の用途面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるものに限る。）には、利用者の利用に供する休憩設備を設けること。 2 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨を見やすい方法で表示すること。

2 建築物以外の公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>改札口のうち 1 以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内のり 90 センチメートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。
2 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	<p>利用者の利用に供する通路等は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合には、当該段は、第 1 号の表 3 の項 1 から 4 までに定める構造に準じたものとすること。 3 1 の項に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路に高低差がある場合には、1 以上の経路となる通路等に第 1 号の表 2 の項 3 の(3)に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす用特殊構造昇降機を設けること。
3 階段	利用者の利用に供する階段は、第 1 号の表 3 の項に定める構造に準じた構造とすること。
4 エレベーター	<p>1 の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に 5 メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、次に定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 かごの幅は内のり 1.4 メートル以上とし、奥行きは内のり 1.35 メートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 2 かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。ただし、1 の項ただし書に定める構造のエレベーターを設ける場合については、この限りでない。 3 第 1 号の表 4 の項 4 から 7 までに定める構造とすること。
5 エスカレーター	利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、第 1 号の表 5 の項に定める構造とするよう努めること。
6 乗降場	<p>利用者の利用に供する乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 両端には、転落を防止するためのさくを設けること。 3 縁端には、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。

整備項目	整備基準
7 便所	<p>1 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(一)第1号の表6の項1（(8)を除く。）に定める構造とすること。</p> <p>(二)車いす使用者対応便房のうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の車いす使用者対応便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1)介護用ベッドを配置すること。</p> <p>(2)当該車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、介護用ベッドを配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>2 利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置式の小便器又はこれと同等以上の機能を有するものを1以上設けること。</p> <p>3 利用者の利用に供するオストメイトのための設備のある便所を設ける場合には、次に掲げる設備を配置した便房を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の付近に、オストメイトのための設備を配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(一)パウチ及びし瓶の洗浄ができる水洗装置</p> <p>(二)汚物入れ</p> <p>(三)荷物を置くための棚その他これに代わる設備</p> <p>(四)衣服を掛けるための金具等</p> <p>4 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(一)ベビーチェアを配置した便房を設けること。</p> <p>(二)ベビーベッドを配置すること。ただし、当該公益的施設内の他の場所に乳幼児のおむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(三)ベビーチェア又はベビーベッドのある便房の出入口及び当該便房又はベビーベッドのある便所の出入口の付近に、ベビーチェア又はベビーベッドを配置している旨を見やすい方法で表示すること。</p>
8 案内標示	<p>案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>1 高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。</p> <p>2 主要な案内標示には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。</p>

3 道路

整備項目	整備基準
1 歩道等	<p>歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。</p> <p>2 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとすること。</p> <p>3 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。</p> <p>4 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際支障とならないものとすること。</p> <p>5 必要に応じて、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。</p>
2 横断歩道橋及び地下横断歩道 (以下「立体横断施設」という。)	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>3 階段、傾斜路及び踊り場の両側には、手すりを設けること。</p> <p>4 必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。</p>

整備項目	整備基準
3 案内標示	1 道路の要所に必要に応じて公共施設等の案内標示を整備するよう努めること。 2 案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。
4 その他の設備	高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるよう必要に応じてベンチを設けるよう努めること。

4 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 1 幅は、内のり1.2メートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、こう配8パーセント以下の傾斜路を設けること。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
2 園路	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。 1 幅員は、1.2メートル以上とすること。 2 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 4 園路に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。 5 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とすること。 （一）第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。 （二）第1号の表2の項3の（三）に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場を併設すること。 6 必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。
3 便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、第1号の表6の項1（（8）を除く。）及び2に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
4 駐車場	1 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、第1号の表7の項1に定める構造に準じた車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。 2 1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1号の表8の項1から3までに定める構造とすること。
5 案内標示	案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、次に定める構造とするよう努めること。 1 高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。 2 主要な案内標示には、必要に応じて点字による表示又は音声により視覚障害者を案内する装置その他これに代わる設備を設けること。
6 附帯設備	ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とするよう努めること。

5 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	<p>1 出入口（自動車のみの用に供するものを除く。）のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一)幅は、内のり90センチメートル以上とすること。</p> <p>(二)車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>2 次に定める構造の車いす使用者対応駐車スペースを1以上設けること。</p> <p>(一)1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車スペースに至る通路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(二)幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(三)車いす使用者に対応するものである旨を表示すること。</p> <p>3 1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車スペースに至る通路は、第1号の表8の項1から3までに定める構造とすること。</p>

別表第3（第4条、第6条、第9条関係）

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称、届出に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、高齢者、障害者等の利用する経路の位置及び幅並びに高齢者、障害者等の利用する経路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、受付等の位置、受付等から建築物の出入口までの廊下等に敷設された線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、廊下等の位置及び幅、車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びその寸法、エスカレーターの位置、車いす使用者対応便房の位置及び寸法、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅、車いす使用者用席の位置及び寸法、車いす使用者用席からその室の出入口までの通路の位置及び幅、客室に設けられた車いす使用者対応便房の位置及び寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
建築物以外の公共交通機関の施設	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び公共交通機関の施設の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに届出に係る公共交通機関の施設と他の施設との別
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口の位置及び幅、通路等の位置、通路等に設けられる傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びその寸法、エスカレーターの位置、乗降場の位置、乗降場に設けられるさく及び点状ブロック等の位置、車いす使用者対応便房の位置及び寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
道路	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位並びに歩道等の位置及び幅員、歩道等に設けられる線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、立体横断施設の位置その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
公園	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅、出入口に設けられる線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、主要な園路の位置、幅及び縦断こう配、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、車いす使用者対応便房の位置及び寸法、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
建築物以外の路外駐車場	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅、車いす使用者対応スペースの位置及び幅、車いす使用者対応スペースから出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号)

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針等（第3条—第7条）
- 第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置（第8条—第24条）
- 第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第25条—第40条）
- 第5章 移動等円滑化経路協定（第41条—第51条）
- 第6章 雜則（第52条—第58条）
- 第7章 罰則（第59条—第64条）
- 附則

（第1章 総則）

（目的）

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢者、障害者等

高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二 移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三 施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四 公共交通事業者等

- 次に掲げる者をいう。
- イ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者

二 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者

ヘ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

五 旅客施設

次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法による鉄道施設

ロ 軌道法による軌道施設

ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

二 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）

ホ 航空旅客ターミナル施設

六 特定旅客施設

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

七 車両等

公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものの他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八 道路管理者

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

九 特定道路

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十 路外駐車場管理者等

駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十一 特定路外駐車場

駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十二 公園管理者等

都市公園法第5条第1項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十三 特定公園施設

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十四 建築主等

建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設

出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築

建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二 特定事業

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
- イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
- ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業

次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

- イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
- 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業

特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業

都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

- イ 特別特定建築物（第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。□において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

- イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を附加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第36条第2項において「信号機等」という。）の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業
- 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第2章 基本方針等

(基本方針)

第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 三 第25条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
 - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
- 二 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
- 木 二に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するため必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第9条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

- 2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするととも、同様とする。
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第1項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第1項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第2項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 新設特定道路についての道路法第33条第1項及び第36条第2項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第33条第1項中「同条第1項」とあるのは「前条第1項」とする。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び

設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するよう維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公園管理者等の基準適合義務等）

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下の条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、同法第4条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等（第1項から第3項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）

を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第5項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第16条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第1項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えるか、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
- 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。第7項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第18条第3項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第14条第1項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第3項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の

計画は、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第12条第7項、第93条及び第93条の2の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第18条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第19条 建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5（第2号イを除く。）、第68条の5の2（第2号イを除く。）、第68条の5の3第1項、第68条の5の4（第1号口を除く。）、第68条の5の5第1項第1号口、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率（同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項及び第6項に定めるものほか、第17条第3項の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第21条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)

第20条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第17条第3項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第27条第1項、第61条及び第62条第1項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第2条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第24条 建築物特定施設（建築基準法第52条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第14項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第25条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（第5項を除き、以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
 - 二 重点整備地区の位置及び区域
 - 三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
 - 四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）
 - 五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。
- 4 基本構想には、道路法第12条ただし書及び第15条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「昭和39年道路法改正法」という。）附則第3項の規定にかかわらず、国道（道路法第3条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第3条第三号の都道府県道をいう。第32条第1項において同じ。）（道路法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第17条第1項から第3項までの規定により同条第1項の指定市、同条第2項の指定市以外の市又は同条第3項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第32条において同じ。）を定めることができる。
- 5 第1項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。
- 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。
- 8 市町村は、次条第1項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

- 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 12 第6項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(協議会)

第26条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 基本構想を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

第27条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第28条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前2項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第29条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適當なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第2項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適當なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適當なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第2項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第30条 地方公共団体が、前条第2項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和23年法律第109号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第20条第1項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第23条第1項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第32条 第25条第4項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第17条第1項の指定市を除く。以下この条及び第55条から第57条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第1項、同法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県

道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第4項から第6項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第1項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。
- 3 市町村は、第1項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
- 4 市町村は、第1項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、第1項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 6 市町村が第1項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
- 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
- 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定の適用については、同法第2条第3項に規定する補助事業者等とみなす。

（路外駐車場特定事業の実施）

第33条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

- 2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
 - 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前2項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

第34条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
 - 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

- 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第5条の2第1項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

- 第35条** 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。
- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 二 建築物特定事業の内容
 - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 建築主を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

- 第36条** 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の交通安全特定事業（第2条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
 - 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
 - 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
 - 6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

- 第37条** 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に

努めなければならない。

(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)

第38条 市町村は、第28条第1項の公共交通特定事業、第33条第1項の路外駐車場特定事業、第34条第1項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第35条第1項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないとときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第1項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第9条第3項、第12条第3項及び第15条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第39条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地区画整理事法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第2条第5項に規定する公共施設を除き、基本構想において第25条第2項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

- 2 土地区画整理事法第104条第11項及び第108条第1項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第1項中「第3条第4項若しくは第5項」とあるのは、「第3条第4項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第1項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理事法第103条第4項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第109条第2項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理事法第85条第5項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- 5 第1項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理事法第123条、第126条、第127条の2及び第129条の規定の適用については、同項から第3項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債についての配慮)

第40条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第5章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第41条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。）第83条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
 - 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
 - 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
 - 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置
- 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第42条 市町村長は、前条第3項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から2週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第41条第2項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第3項の認可をしようとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第41条第3項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、そ

の全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならぬ。

- 2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第45条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

- 2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第86条第1項の換地計画又は大都市住宅等供給法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市住宅等供給法第82条第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第103条第4項（大都市住宅等供給法第83条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

- 3 前2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 4 第43条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第1項又は第2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

第46条 第43条第3項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第41条第1項又は第44条第1項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第47条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第43条第3項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

- 2 第43条第3項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
- 3 移動等円滑化経路協定は、第1項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第43条第3項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第49条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第41条第1項、第44条第1項、第47条第1項及び前条第1項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第50条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第43条第2項及び第3項の規定は、第1項の認可について準用する。

4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第3項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(借主の地位)

第51条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第6章 雜 則

(資金の確保等)

第52条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第1項から第3項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第54条 第3条第1項、第3項及び第4項における主務大臣は、同条第2項第二号に掲げる事項について

- は国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。
- 2 第9条、第24条、第29条第1項、第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第3項及び第5項、第32条第3項、第38条第2項、前条第1項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第25条第10項及び第11項（これらの規定を同条第12項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。
- 3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第30条における主務省令は、総務省令とし、第36条第2項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
- 4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（不服申立て）

第55条 市町村が第32条第5項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

（事務の区分）

第56条 第32条の規定により国道に関する事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（道路法の適用）

第57条 第32条第5項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第8章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（経過措置）

第58条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第7章 罰 則

第59条 第9条第3項、第12条第3項又は第15条第1項の規定による命令に違反した者は、300万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第38条第4項の規定による命令に違反した者
- 三 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第61条 第12条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第20条第2項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第53条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第53条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第53条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第59条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第10条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第4条 附則第2条第1号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第14条第1項から第3項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第14条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 第15条の規定は、この法律の施行後（第2項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第5条 附則第2条第2号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第6条第1項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第7条第1項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第10条第1項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第11条第1項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第25条第1項の規定により作成された基本構想、第28条第1項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第31条第1項の規定により作成された道路特定事業計画及び第36条第1項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

- 2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（以下略）

[視覚障害者誘導用ブロック設置指針]

昭和60年8月21日都街発第23号、道企発第39号

都市局街路課長、道路局企画課長通達

[第1章] 総 則

1-1 目 的

本指針は、視覚障害者誘導用ブロックの整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本指針は、道路法の道路に視覚障害者誘導用ブロックを整備する場合に適用する。

1-3 視覚障害者誘導用ブロックの定義

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設である。

[第2章] 設置計画

2-1 種 類

視覚障害者誘導用ブロックの種類は、原則として次のとおりとする。

- (1) 線状ブロック………平行する線状の突起をその表面につけたブロックをいう。
- (2) 点状ブロック………点状の突起をその表面につけたブロックをいう。

2-2 設置対象道路

視覚障害者の歩行が多い道路、公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

2-3 設置方法

2-3-1 基本的な考え方

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な箇所に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置するものとする。

2-3-2 設置の原則

- (1) 視覚障害者誘導用ブロックは、歩道（自転車歩行者道、立体横断施設、横断歩道の途中にある中央分離帯等を含む。）上に設置するものとする。
- (2) 線状ブロックは、視覚障害に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。
点状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。
- (3) 障害物を回避させるための案内、複雑な誘導経路の案内及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路の案内を行う場合においては、必要に応じて継続的直線歩行の案内を行うものとする。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置するものとする。また、継続的直線歩行の案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとする。
- (5) 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
- (6) 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場

加工しないで正方形状のまま設置するものとする。

- (7) 視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用するものとする。

[第3章] 材 料

3-1 材 料

視覚障害者誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いるものとする。

3-2 色 彩

視覚障害者誘導用ブロックの平板の歩行表面及び突起の表面の色彩は、原則として黄色とする。

[第4章] 施 工

視覚障害者誘導用ブロックの施工は、設計図、仕様書等に定めるもののほか、次の各項に定めるところにより行うものとする。

(1) 基礎

基礎は、視覚障害者誘導用ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう十分に突き固め、転圧を行うものとする。

(2) 視覚障害者誘導用ブロックのすえつけ

視覚障害者誘導用ブロックは、計画高に合わせてすえつけるものとする。また、接着目地としては舗装と視覚障害者誘導用ブロック間及び各視覚障害者誘導用ブロック間の結合を図るものとする。

[第5章] 維持管理

5-1 点 檢

点検は、下記の項目について実施することが望ましい。

(1) 視覚障害者誘導用ブロック

- ①突起の固定、破損及びすり減り状況
- ②平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況

(2) 視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路の路面

- ①路面の不陸状況
- ②路面の排水状況

5-2 維持修繕

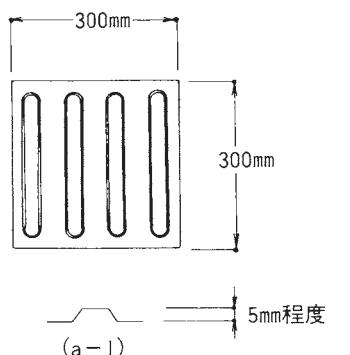
点検により視覚障害者誘導用ブロックの異常を認めた場合には、その補修を行うものとする。

5-3 工事における事前調整

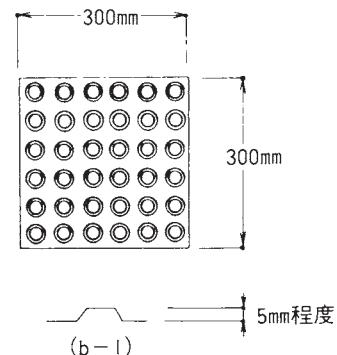
視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩行止めを行うときは、事前に関係者と調整を行うことが望ましい。

■視覚障害者誘導用ブロックの形状例

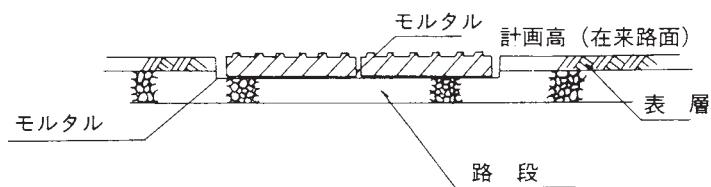
(a) 線状ブロックの形状例



(b) 点状ブロックの形状例

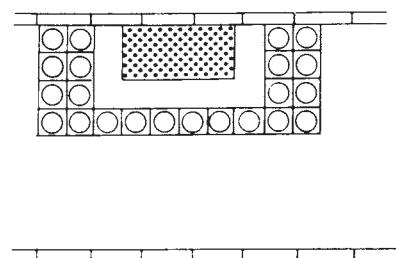


施工参考図

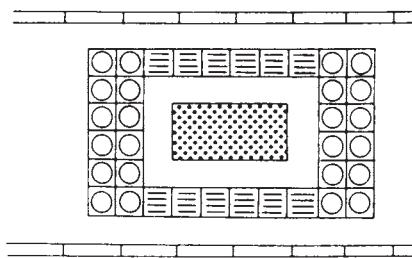


■視覚障害者誘導用ブロックの設置例

(1) 障害物の回避方法

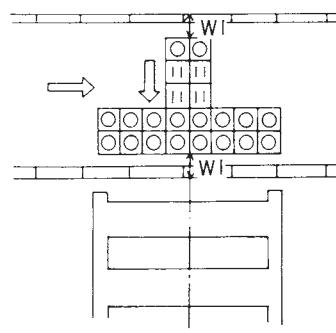


(a) 障害物を囲んだ例

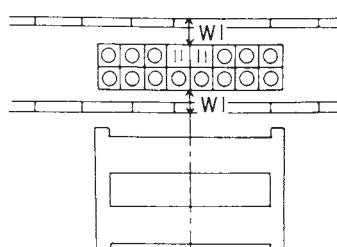


(b) 歩行経路を案内した例

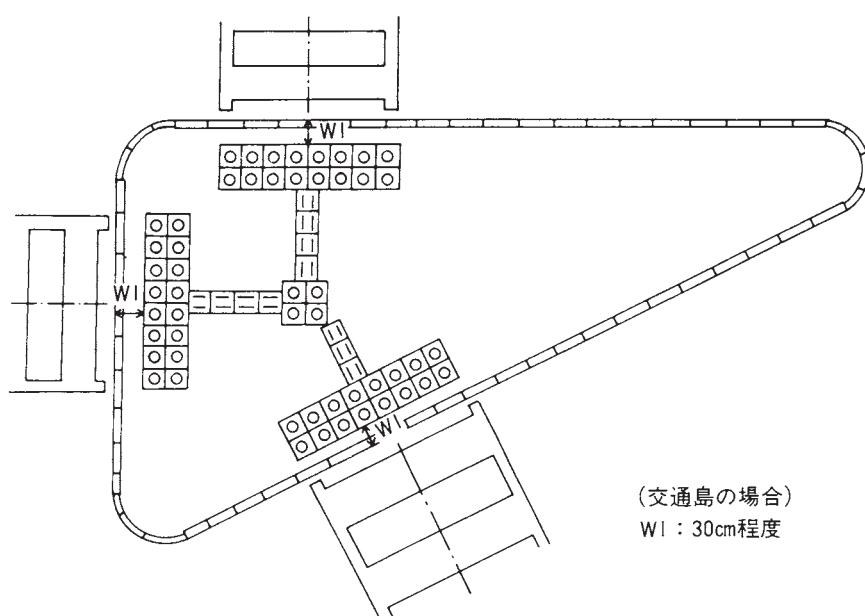
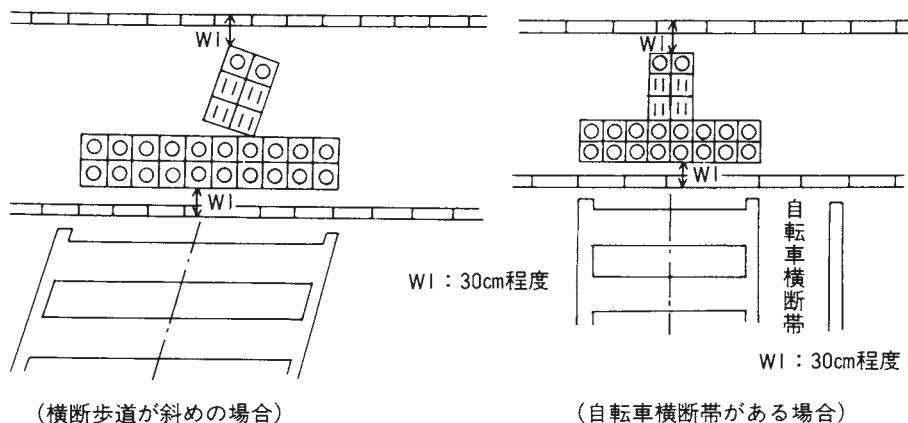
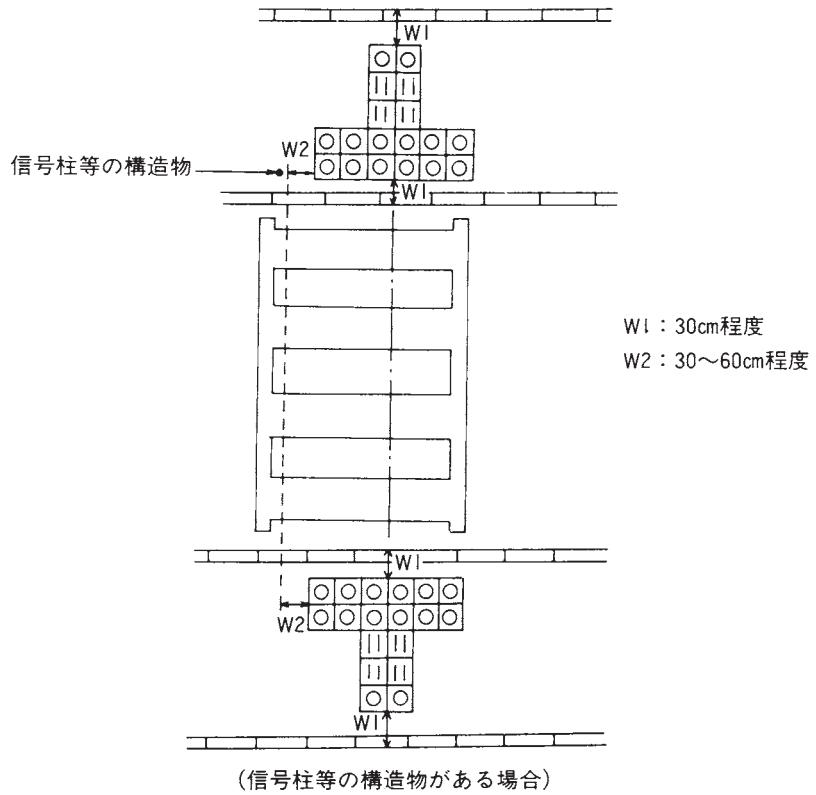
(2) 横断歩道口の設置例



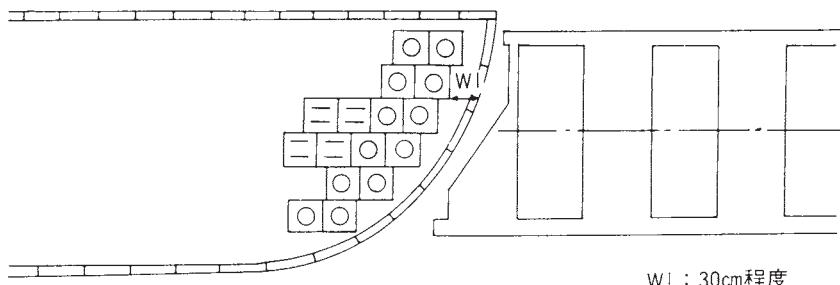
WI : 30cm程度



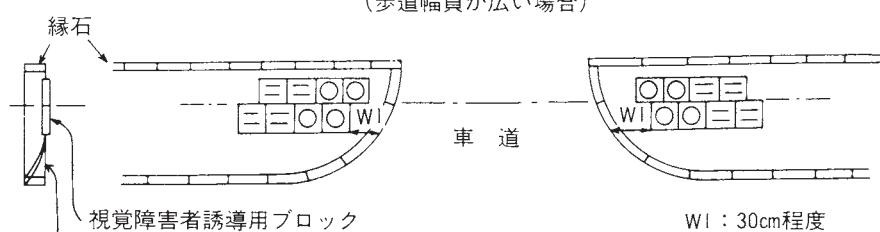
WI : 30cm程度



(3) 歩道巻込部の設置例



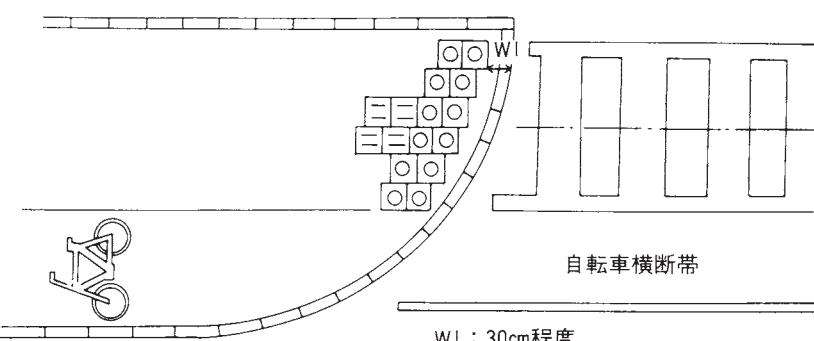
(歩道幅員が広い場合)



WI : 30cm程度

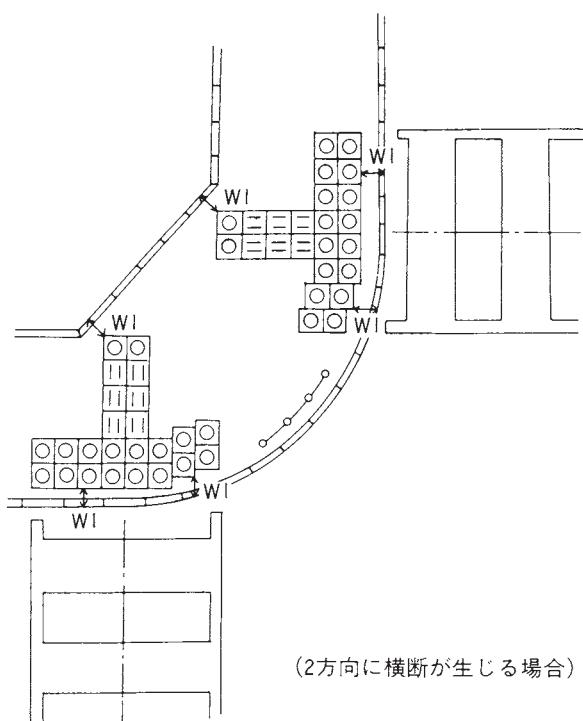
(歩道幅員が狭い場合)

〔横断図〕



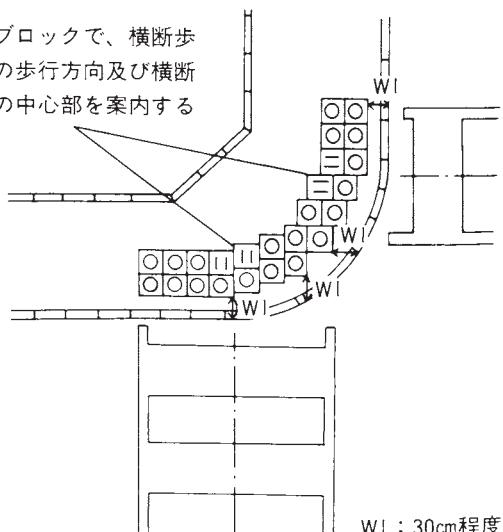
自転車横断帯

WI : 30cm程度
(歩道上、自転車の通行すべき部分が
指定されている場合)



(2方向に横断が生じる場合)

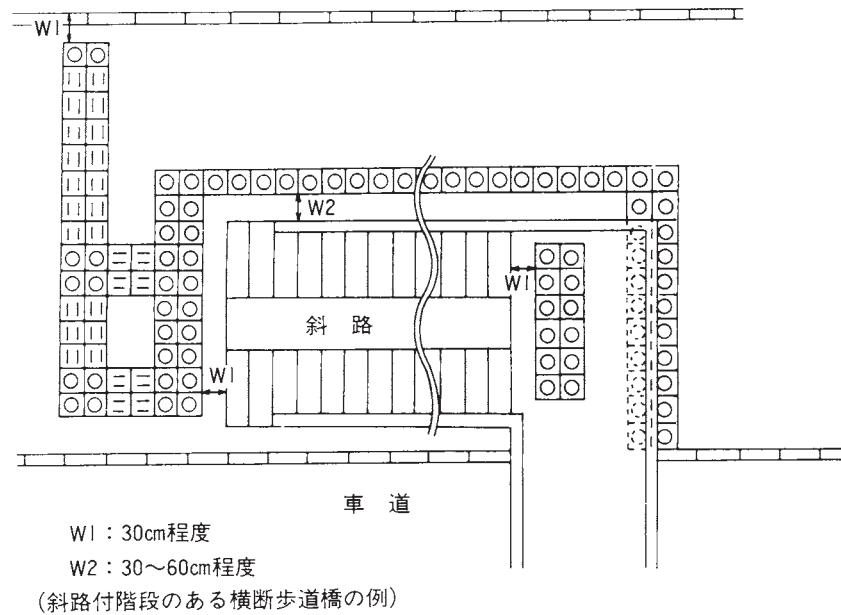
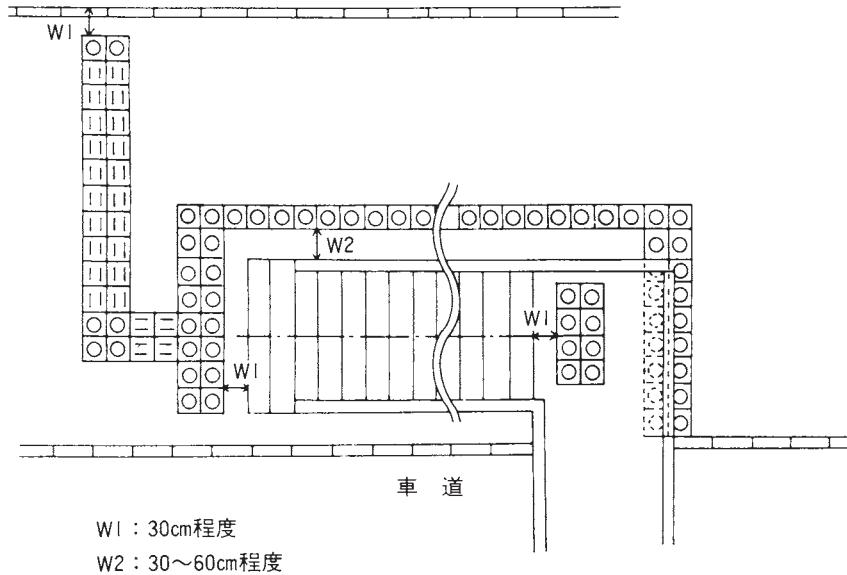
線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する



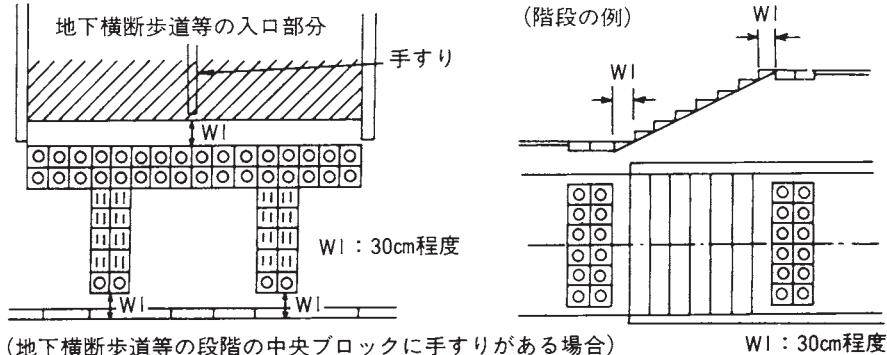
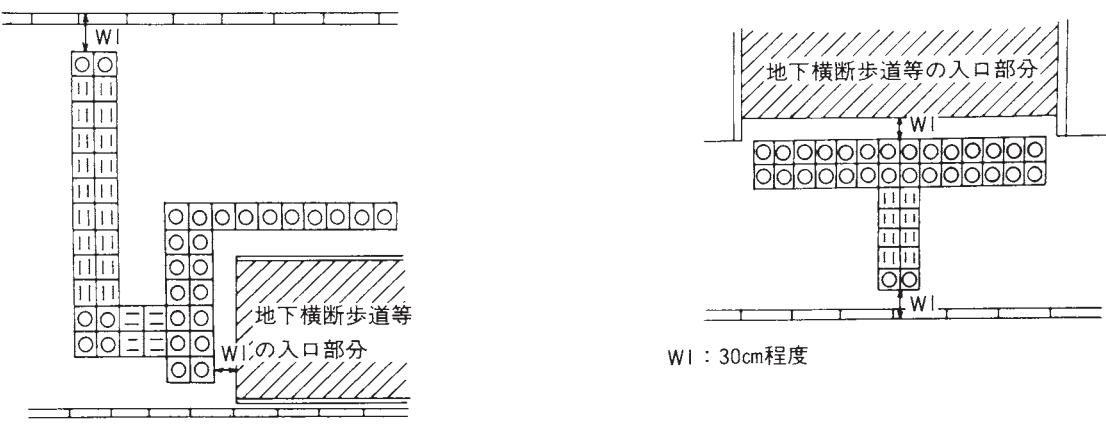
WI : 30cm程度

(横断歩道が近接している場合)

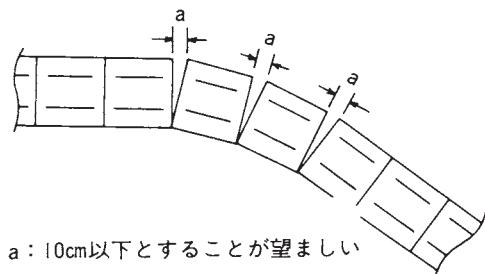
(4) 立体横断施設の昇降口の設置例



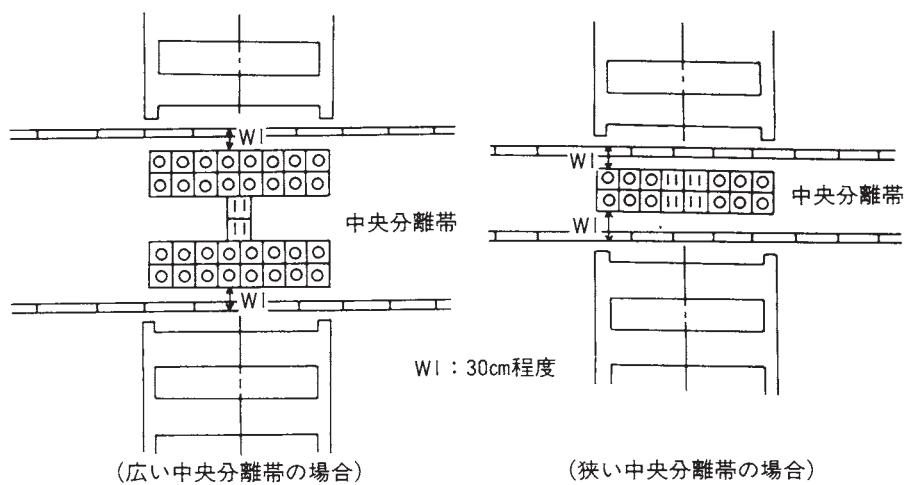
(5) 地下横断歩道等の昇降部の設置例



(6) 屈折地点の設置例

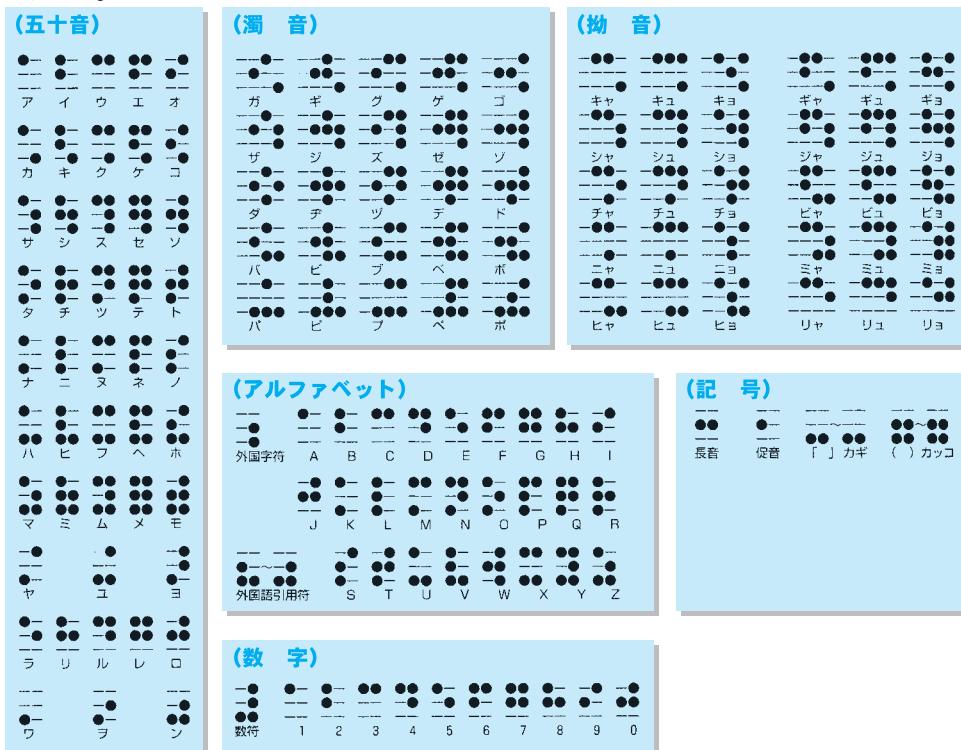


(7) 中央分離帯の設置例



点字の読み方

視覚障害者は、視覚情報の認知が困難であるため、触覚・聴覚により情報を得ることから、点字による情報提供も有効となります。



建築物に係るマークの表示と取り扱い窓口

- ① だれもが住みよい福祉のまちづくり条例適合証



- ② ハートビル法認定建築物シンボルマーク



- ③ ほじょ犬ステッカー



- ④ 補助犬同伴可ステッカー



取り扱い窓口及び問い合わせ先

- ① 10ページをご参照ください。
- ② (財) 建築技術教育普及センター TEL: 03-5524-3105
- ③ 厚生労働省
- ④ 全国盲導犬施設連合会 TEL: 03-5367-9770

参考文献

- ◆『東京都福祉の街づくり条例施設整備マニュアル』
編集 東京都福祉局地域福祉推進部地域福祉振興課
発行 東京都政策報道室 都民の声部情報公開課 平成8年8月
- ◆『静岡県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル』
編集・発行 静岡県建築安全協会 平成8年3月
- ◆『住みよい福祉のまちづくり条例設計マニュアル 滋賀県』
編集・発行 滋賀県 平成7年3月
- ◆『高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準』
編集・発行 建築技術教育普及センター・(社)日本建築士会連合会 平成6年10月
- ◆『誰もが住みよいふれあいのまちづくり推進指針』
編集・発行 宮城県 平成7年3月

だれもが住みよい 福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

平成9年2月 初版発行 平成23年3月 5版発行

発行：宮城県

編集：宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 TEL 022-211-2519
FAX 022-211-2594
E-mail syahukc@pref.miyagi.jp



だれもが住みよい福祉のまちづくり条例

適合証

宮城県